

令和5年9月

# 指宿市議会会議録

第3回定例会

# 指宿市議会会議録目次

## 令和5年第3回市議会定例会

会期日程	1
8月31日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定による出席者	4
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第55号～議案第71号一括上程	6
提案理由説明	6
議案第55号～議案第57号（質疑，委員会付託省略，表決）	13
議案第58号及び議案第59号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	14
議案第60号～議案第67号（質疑，決算特別委員会付託）	15
議案第68号～議案第71号（質疑，委員会付託）	16
新たに受理した陳情上程（委員会付託）	16
散 会	16
9月20日	
議事日程	18
本日の会議に付した事件	18
出席議員	18
欠席議員	18
地方自治法第121条の規定による出席者	18
職務のため出席した事務局職員	19
開 議	20
会議録署名議員の指名	20
一般質問	20
新川床 金 春 議員	20

1. 唐船峡そうめん流しについて	
2. 水道事業について	
3. 指宿温泉まちづくり公社について	
西 森 三 義 議員 .....	34
1. 農業振興策について	
2. 唐船峡そうめん流しの経営について	
3. 安心・安全対策について	
吉 村 重 則 議員 .....	52
1. 市営住宅について	
2. 地熱発電事業（バイナリー発電）について	
3. 子供の支援について	
4. 介護保険について	
山 本 敏 勝 議員 .....	64
1. 観光について	
2. コロナ感染症対策について	
3. 学校再編について	
延 会 .....	77

9月21日

議事日程 .....	78
本日の会議に付した事件 .....	78
出席議員 .....	78
欠席議員 .....	78
地方自治法第121条の規定による出席者 .....	78
職務のため出席した事務局職員 .....	79
開 議 .....	80
会議録署名議員の指名 .....	80
一般質問 .....	80
松 下 知 恵 議員 .....	80
1. 高齢者の交通手段について	
2. ごみ処理について	
3. マイナンバーカードについて	
恒 吉 太 吾 議員 .....	92
1. 循環型社会の実現に向けた取り組みについて	

2. 公共施設の駐車場整備について	
前之園 正 和 議員 .....	107
1. 子育て支援の諸施策について	
2. マイナンバーカード制度の諸問題について	
3. 学校や公共施設のトイレに生理用品を常備すること等について	
東 勝 義 議員 .....	121
1. 市役所職員と法人等の役員との兼職について	
2. 職員提案制度について	
3. 政治活動に関連する屋外広告物について	
散 会 .....	133

9月29日

議事日程 .....	135
本日の会議に付した事件 .....	136
出席議員 .....	136
欠席議員 .....	136
地方自治法第121条の規定による出席者 .....	136
職務のため出席した事務局職員 .....	137
開 議 .....	138
会議録署名議員の指名 .....	138
新川床金春議員の発言取消申出の件 .....	138
議案第68号（委員長報告，質疑，討論，表決） .....	138
議案第69号及び議案第70号（委員長報告，質疑，討論，表決） .....	143
議案第71号（委員長報告，質疑，討論，表決） .....	143
審査を終了した陳情（委員長報告，質疑，討論，表決） .....	144
閉会中の継続審査について .....	151
報告第6号，報告第7号，議案第72号及び議案第73号一括上程 .....	152
提案理由説明 .....	152
報告第6号及び報告第7号（質疑） .....	155
議案第72号及び議案第73号（質疑，委員会付託省略，討論，表決） .....	155
閉会中の継続調査について .....	157
議員派遣の件 .....	157
閉議及び閉会 .....	158

參考資料

議員派遣書 .....159

# 第 3 回 定 例 会

令和 5 年 9 月 議 会

令和5年第3回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 30日間（8月31日～9月29日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
8月31日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・議案第55号～議案第71号一括上程（議案説明）</li> <li>・議案第55号～議案第57号（質疑，委員会付託省略，表決）</li> <li>・議案第58号及び議案第59号 （質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li> <li>・議案第60号～議案第67号（質疑，決算特別委員会付託）</li> <li>・議案第68号～議案第71号（質疑，委員会付託）</li> <li>・新たに受理した陳情上程（委員会付託）</li> </ul>
9月1日	金	休 会	一般質問の通告限（12時）
2日	土	〃	
3日	日	〃	
4日	月	〃	
5日	火	〃	総務水道委員会（10時開会）
6日	水	〃	文教厚生委員会（10時開会）
7日	木	〃	産業建設委員会（10時開会）
8日	金	〃	
9日	土	〃	
10日	日	〃	
11日	月	〃	
12日	火	〃	
13日	水	〃	
14日	木	〃	
15日	金	〃	
16日	土	〃	
17日	日	〃	
18日	月	〃	
19日	火	〃	
20日	水	本会議	・一般質問
21日	木	〃	・一般質問
22日	金	休 会	
23日	土	〃	

月 日	木	区 分	会 議 の 内 容
24日	日	休 会	
25日	月	〃	
26日	火	〃	
27日	水	〃	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）
28日	木	〃	
29日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新川床金春議員の発言取消申出の件</li> <li>・ 議案第68号～議案第71号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</li> <li>・ 審査を終了した陳情 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</li> <li>・ 閉会中の継続審査について</li> <li>・ 報告第6号, 報告第7号, 議案第72号及び議案第73号一括上程 (議案説明)</li> <li>・ 報告第6号及び報告第7号 (質疑)</li> <li>・ 議案第72号及び議案第73号 (質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)</li> <li>・ 閉会中の継続調査について</li> <li>・ 議員派遣の件</li> </ul>



# 第 3 回 定 例 会

令和 5 年 8 月 31 日

(第 1 日)

### 第3回指宿市議会定例会会議録

令和5年8月31日 午前10時00分 開議

~~~~~

#### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第55号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第4 議案第56号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第5 議案第57号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 議案第58号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合理約の変更について
- 日程第7 議案第59号 財産の取得について
- 日程第8 議案第60号 令和4年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第61号 令和4年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第62号 令和4年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第63号 令和4年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第64号 令和4年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第65号 令和4年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第14 議案第66号 令和4年度指宿市公共下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第15 議案第67号 令和4年度指宿市温泉供給事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第16 議案第68号 令和5年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第17 議案第69号 令和5年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第70号 令和5年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○日程第19 議案第71号 令和5年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算(第2号)について

○日程第20 新たに受理した陳情上程

・陳情第10号 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための  
経済的支援体制の確立を求める陳情書

---

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 2 番 議 員  | 松 下 知 恵 | 3 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 4 番 議 員  | 前 原 五 男 | 5 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 6 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 7 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 | 9 番 議 員  | 田 中 健 一 |
| 10 番 議 員 | 吉 村 重 則 | 11 番 議 員 | 東 伸 行   |
| 12 番 議 員 | 西 森 三 義 | 13 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 14 番 議 員 | 新川床 金 春 | 15 番 議 員 | 福 永 徳 郎 |
| 16 番 議 員 | 高 田 ちよ子 | 17 番 議 員 | 前之園 正 和 |
| 18 番 議 員 | 下川床 泉   |          |         |

---

1. 欠席議員

1 番 議 員 中 村 昭 二

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|          |         |           |         |
|----------|---------|-----------|---------|
| 市 長      | 打 越 明 司 | 副 市 長     | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長    | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長   | 坂 元 一 博 |
| 市民生活部長   | 富 永 敏 尚 | 健康福祉部長    | 出 島 雅 彦 |
| 産業振興部長   | 野 元 伸 浩 | 農 政 部 長   | 鴨 崎 一 郎 |
| 建 設 部 長  | 高 田 博 憲 | 教 育 部 長   | 紺 屋 聖 一 |
| 山川支所長    | 中 島 裕 一 | 開 聞 支 所 長 | 山 下 秀 一 |
| 市長公室長    | 渡 部 徹 也 | 総 務 課 長   | 濱 上 和 也 |
| 経営改善推進室長 | 木 下 英 城 | 財 政 課 長   | 東 忠 孝   |
| 水 道 課 長  | 湯ノ口 繁 生 |           |         |

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |       |         |       |
|-----------|-------|---------|-------|
| 事務局長      | 鮎川 富男 | 次長兼議事係長 | 池水 拓也 |
| 主幹兼調査管理係長 | 川畑 裕二 | 議事係主査   | 古川 浩仁 |

### △ 開会及び開議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、令和5年第3回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

### △ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、東伸行議員及び西森三義議員を指名いたします。

### △ 会期の決定

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月29日までの30日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月29日までの30日間と決定いたしました。

### △ 議案第55号～議案第71号一括上程

○議長（下川床泉） 次は、日程第3、議案第55号、人権擁護委員候補者の推薦について、から、日程第19、議案第71号、令和5年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について、までの17議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（打越明司） 今次、第3回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、人事に関する案件3件、一部事務組合に関する案件1件、財産の取得に関する案件1件、決算に関する案件8件、補正予算に関する案件4件の計17件であります。

提案理由の説明の前に、まずは、8月9日に枕崎市沖を通過した台風6号の影響について、御報告いたします。今回の台風では、幸いにも人的被害はありませんでしたが、収穫期を迎えているオクラをはじめとした農作物や農業用施設への被害が確認されました。被害額は、約2億5,600万円となっております。被害に遭われた皆様に対して、心からお見舞い申し上げます。

まだまだ、台風の発生については、今後も予断を許しませんので、あらかじめ取れる対策については、しっかりと各方面で備えてまいりたいと思います。

次に、先の定例会以降に実施しました主な行事等について、御報告させていただきます。

まず、7月12日、産学官連携による指宿市第1号となる機能性表示食品の取組に関する記者発表を行いました。これは、日本一の生産量を誇る本市の代表的な農産物オクラを粉末にした機能性表示食品の商品化の発表であり、これまで行ってきた、オクラの粉末を摂取することによる機能性評価の検証の結果、食後の血糖値の上昇を抑えたり、糖の吸収を抑えたりする効果があることが裏付けられました。消費者庁への届出等に至る一連の取組に関し、地元企業や鹿児島純心大学をはじめ、多くの関係者の方々に御尽力いただきました。今後、市民の健康づくりはもちろん、新たなビジネスの創出による地場産業の活性化など、本市の魅力発信にもつながることを大いに期待しているところです。

次に、7月22日には、10月7日から開催される燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会の炬火リレーが開催されました。新型コロナウイルスの影響により延期となっておりました両大会の成功に向け、コロナ禍からの再生と飛躍の象徴となる大会となるよう、本市も準備の仕上げに取り掛かっているところでございます。

次に、7月29日から8月4日にかけて、第47回全国高等学校総合文化祭2023かごしま総文が開催されました。この総合文化祭は、昭和52年から各都道府県が持ち回りで開催されており、今年は、19の規定部門と3つの協賛部門の発表等が、鹿児島県内の8市町において行われました。竜王戦や白玲戦が行われる本市においては、囲碁部門と将棋部門の熱い対局が行われ、全都道府県の一巡目を締めくくるにふさわしい記念すべき第47回大会となったのではないかと思います。

山の日である8月11日には、4年振りにかいもん夏祭りを本格開催しました。舞台では、子供たちのダンスをはじめ、フラダンスやのど自慢、郷土芸能などが披露され、祭りを大いに盛り上げました。また、祭りの最後には約3千発の花火が夏の夜空を彩り、市民やふるさとに帰省された方々など約1万4千人が地元の祭りを楽しみました。

次に、サッカーを通じた地域活性化や世代を超えた交流、いぶすきフットボールパークのPRなどを目的として、8月18日に、プロサッカーチームの鹿児島ユナイテッドFCとまちづくり協定を締結しました。今後、様々なイベントなどを実施し、本市のサッカー少年少女の夢を後押ししていただくとともに、指宿の知名度向上や地域活性化を図る取組も、鹿児島ユナイテッドFCと連携しながら進めてまいりたいと思います。

また、7月から8月にかけて、株式会社新日本科学、株式会社南防、株式会社明興テクノスに対しまして、企業版ふるさと納税感謝状贈呈式を行いました。新日本科学は令和2年度から令和4年度まで、南防と明興テクノスは令和4年度に寄附をくださっており、市の地方創生に関する取組に有効活用させていただいています。地域づくりの推進、地方創生をはじ

めとした様々な施策を実現するため、今後も引き続き、個人版のふるさと納税はもちろん、企業版ふるさと納税にも力を入れていきたいと思いをします。

さて、来月23日・24日は、いよいよ第76回指宿温泉祭が開催されます。指宿温泉祭も4年振りの本格開催となりますが、山川みなと祭り、そしてかいもん夏祭りとともに、まちの元気を取り戻す、またとないチャンスです。今年は、例年以上にたくさんの方々に踊り連として参加していただけるよう、今、一生懸命参加の呼びかけに奔走しているところでもあります。市民一丸となって大いに祭りを盛り上げ、指宿はもっともって行けるぞ、やれるぞといった、さらに前を向いて進んでいく、その着火剤のようなイベントにしたいと考えております。

そして、いよいよ10月には、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会も開催されます。市としましても、様々なイベントを市民と一緒に盛り上げたいと考えておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

さて、議員の皆さま方に対しまして、従前よりお約束をしておりました、指宿市の経営改善計画の公表につきましては、予定どおり、この第3回市議会定例会中にお知らせできますよう、現在、最終の取りまとめに向けた作業を進めております。この計画は、目標や期間をはじめ、財政・組織・人員などを柱に、可能な限り具体的な数値や目標を示せるようにしたいと考えております。

また、あわせて、計画のスタートに当たり、市民の皆さまの御協力を求めていくためにも、計画達成に向けた決意表明といたしまして、特別職の給料カットも必要であると考えておりますので、その内容を十分に検討を進めているところであります。

それでは、本日提出いたしました17件の議案につきまして、提案理由を御説明いたします。

まず、議案第55号、人権擁護委員候補者の推薦について、であります。

本案は、指宿地域の現委員であります井立田詠子氏が、本年12月31日をもって任期満了となりますことから、引き続き、同氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。

なお、同氏には、平成26年10月から指宿地域の人権擁護委員として多大な御尽力をいただいているところであり、当該委員として適任者であると思っているところであります。

次に、議案第56号、人権擁護委員候補者の推薦について、であります。

本案は、指宿地域の現委員であります長山君代氏が、本年12月31日をもって任期満了となりますことから、引き続き、同氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。

なお、同氏には、令和3年1月から指宿地域の人権擁護委員として多大な御尽力をいただいているところであり、当該委員として適任者であると思っているところでもあります。

次に、議案第57号、人権擁護委員候補者の推薦について、であります。

本案は、指宿地域の現委員であります中園伸宏氏が、本年12月31日をもって任期満了となりますことから、引き続き、同氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。

なお、同氏には、平成11年8月から指宿地域の人権擁護委員として、長年、多大な御尽力をいただいているところであり、当該委員として適任者であると思っているところでもあります。

何とぞ、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第60号、令和4年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、議案第64号、令和4年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について、までの5議案につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

なお、決算付属書類をお示ししてありますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第65号、令和4年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、であります。

本案は、指宿市水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

また、剰余金処分につきましては、令和4年度未処分利益剰余金3,843万9,456円のうち、1,300万円を減債積立金へ、243万9,456円を利益積立金へ、2,300万円を建設改良積立金へ積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第66号、令和4年度指宿市公共下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、であります。

本案は、指宿市公共下水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

また、剰余金処分につきましては、令和4年度未処分利益剰余金2,095万1,574円のうち、500万円を減債積立金へ、395万1,574円を利益積立金へ、1,200万円を建設改良積立金へ積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第67号、令和4年度指宿市温泉供給事業会計決算の認定及び剰余金処分につい



て、であります。

本案は、指宿市温泉供給事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

また、剰余金処分につきましては、令和4年度未処分利益剰余金427万9,819円のうち、177万9,819円を利益積立金へ、250万円を建設改良積立金へ積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

その他の議案につきましては、関係部長等に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（坂元一博）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案につきまして、御説明申し上げます。

提出議案の4ページを御覧ください。

まず、議案第58号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合理約の変更について、であります。

本案は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称及び同組合理約の一部変更について協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は、同組合を組織する地方公共団体である伊佐北始良環境管理組合が、令和5年4月1日付けで、伊佐湧水環境管理組合に名称変更したことに伴い、同組合理約を変更するものであります。

なお、変更後の規約は、鹿児島県知事の許可があった日から施行し、令和5年4月1日から適用しようとするものであります。

次は、提出議案の6ページを御覧ください。

議案第59号、財産の取得について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が2,000万円以上である財産の取得について、議会の議決を求めるものであります。

平成13年に購入した利永分団の消防ポンプ自動車について、老朽化に伴う車両の更新をしようとするものであります。取得する財産は消防ポンプ自動車1台、取得の方法は指名競争入札、取得金額は2,299万円、契約の相手方は、鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役尾曲昭二であります。

入札結果につきましては、参考資料1ページに掲載の入札執行調書のとおりでございます。

次は、提出議案の15ページを御覧ください。

議案第68号、令和5年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について、であります。

別冊の令和5年度指宿市各会計補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億496万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を273億3,880万8千円にしようとするものであります。

第2条で、地方債の補正をするものであります。内容につきましては、8ページの第2表地方債補正でお示しのとおり、事業債の追加と限度額をそれぞれ変更するものであります。

今回の歳出補正予算の各目におきましては、人件費を計上してございます。これにつきましては、職員の育児休業や4月1日付け人事異動による予算の整理及び共済費の負担率改定等に伴う増減であります。

なお、各目の人件費につきましては、36ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

なお、今回の補正予算の概要につきましては、別冊の提出議案の概要13ページから15ページに記載してございますので、併せて御参照いただき、以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○健康福祉部長（出島雅彦）** それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案につきまして、御説明申し上げます。

提出議案の16ページを御覧ください。

議案第69号、令和5年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の令和5年度指宿市各会計補正予算書の43ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出にそれぞれ385万円を増額して、歳入歳出予算の総額を68億9,638万8千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出から御説明いたしますので、52ページを御覧ください。

款1総務費、項2徴税費、目1賦課徴収費385万円につきましては、国保制度における出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割及び所得割の保険税を免除する制度改正に伴う、基幹系システムの改修委託料であります。

次は、歳入について御説明いたしますので、51ページを御覧ください。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金385万円につきましては、歳出で御説明しましたシステム改修費用に対する国からの補助金であります。

続きまして、提出議案の17ページを御覧ください。

議案第70号、令和5年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の令和5年度指宿市各会計補正予算書の55ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出にそれぞれ2億5,546万円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億8,111万5千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出から御説明いたしますので、66ページを御覧ください。

款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目3介護予防福祉用具購入費100万円及び、67ページを御覧ください。

項4高額介護サービス等費、目2高額介護予防サービス費10万円につきましては、介護予防サービス等費負担金の執行見込み増によるものであります。

68ページを御覧ください。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1財政調整基金積立金2,774万2千円の減額補正につきましては、令和4年度介護給付費の確定に伴い、国・県・社会保険診療報酬支払基金及び一般会計へ精算返納が生じたことから、財源調整のため、積立金を減額するものであります。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金及び還付加算金2億3,159万1千円につきましては、令和4年度介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う、国・県・社会保険診療報酬支払基金への精算返納金であります。

69ページを御覧ください。

款7繰出金、項1一般会計繰出金、目1一般会計繰出金5,051万1千円につきましても、令和4年度介護給付費の確定に伴う、一般会計への繰出金であります。

次は、歳入について御説明いたしますので、63ページを御覧ください。

款3国庫支出金、項1国庫負担金22万円から款5県支出金、項1県負担金13万8千円までの補正につきましては、国・県及び社会保険診療報酬支払基金の介護給付費負担分であります。

款7繰入金、項1一般会計繰入金21万7千円は、介護予防福祉用具購入費及び高額介護予防サービス費の一般会計負担分が主なものであります。

64ページを御覧ください。

項2基金繰入金4,897万5千円につきましては、今回の補正の財源として、財政調整基金を取り崩し、繰り入れるものであります。

款8繰越金、項1繰越金2億561万3千円につきましては、令和4年度決算に伴う、前年度剰余金であります。

なお、今回の補正予算の概要につきましては、別冊の提出議案の概要16ページに記載しておりますので、御参照いただき、以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○開聞支所長（山下秀一）** それでは、命によりまして、開聞支所所管の議案につきまして、御説明申し上げます。

提出議案の18ページを御覧ください。

議案第71号、令和5年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の令和5年度指宿市各会計補正予算書の73ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7万5千円を減額して、歳入歳出予算の総額を2億2,474万1千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出から御説明申し上げますので、82ページを御覧ください。

款1経営費、項1管理費、目1総務管理費、節2給料から節4共済費までの合計7万5千円の減額補正につきましては、扶養対象者の減などに伴う補正であります。

人件費につきましては、83ページの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。

次は、歳入について御説明申し上げますので、81ページを御覧ください。

款4繰入金、項1基金繰入金、目1唐船峡そうめん流し整備等基金繰入金7万5千円の減額補正につきましては、今回の補正の財源といたしまして、唐船峡そうめん流し整備等基金繰入金を減額するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第55号～議案第57号（質疑、委員会付託省略、表決）

○議長（下川床泉） これより、質疑に入ります。

まず、議案第55号から議案第57号までの3議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第55号から議案第57号までの3議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第55号から議案第57号までの3議案は、委員会付託を省略することに決定い

たしました。

これより、採決いたします。

まず、議案第55号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第55号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第56号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第57号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第57号は、同意することに決定いたしました。

#### **△ 議案第58号及び議案第59号(質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)**

**○議長(下川床泉)** 次に、議案第58号及び議案第59号の2議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第58号及び議案第59号の2議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第58号及び議案第59号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第58号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、同意することに決定いたしました。

#### △ 議案第60号～議案第67号（質疑、決算特別委員会付託）

○議長（下川床泉） 次に、議案第60号から議案第67号までの8議案について、質疑に入ります。

御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第60号から議案第67号までの8議案については、委員会条例第6条の規定により、8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第60号から議案第67号までの8議案は、8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、中村昭二議員、山本敏勝議員、前原五男議員、恒吉太吾議員、田中健一議員、吉村重則議員、新川床金春議員、福永徳郎議員、以上8名を指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時53分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

御報告申し上げます。

休憩中に開催されました決算特別委員会において、委員長に恒吉太吾議員、副委員長に新川床金春議員がそれぞれ互選されましたので、御報告いたします。

**△ 議案第68号～議案第71号（質疑、委員会付託）**

○議長（下川床泉） 次に、議案第68号から議案第71号までの4議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第68号を除く3議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第68号については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも、休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

**△ 新たに受理した陳情上程（委員会付託）**

○議長（下川床泉） 次は、日程第20、新たに受理した陳情を議題といたします。

新たに受理した陳情1件については、お手元に配布の陳情文書表のとおり、文教厚生委員会に付託いたします。

休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

**△ 散 会**

○議長（下川床泉） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前10時55分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 東 伸 行

議 員 西 森 三 義



# 第 3 回 定 例 会

令和 5 年 9 月 20 日

(第 2 日)

## 第3回指宿市議会定例会会議録

令和5年9月20日 午前10時00分 開議



### 1. 議事日程

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 一般質問

---

### 1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

---

### 1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 2 番 議 員  | 松 下 知 恵 | 3 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 4 番 議 員  | 前 原 五 男 | 5 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 6 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 7 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 | 9 番 議 員  | 田 中 健 一 |
| 10 番 議 員 | 吉 村 重 則 | 11 番 議 員 | 東 伸 行   |
| 12 番 議 員 | 西 森 三 義 | 13 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 14 番 議 員 | 新川床 金 春 | 15 番 議 員 | 福 永 徳 郎 |
| 16 番 議 員 | 高 田 ちヨ子 | 17 番 議 員 | 前之園 正 和 |
| 18 番 議 員 | 下川床 泉   |          |         |

---

### 1. 欠席議員

1 番 議 員 中 村 昭 二

---

### 1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |             |         |
|---------|---------|-------------|---------|
| 市 長     | 打 越 明 司 | 副 市 長       | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長   | 吉 元 鈴 代 | 総務部長兼水道事業部長 | 坂 元 一 博 |
| 市民生活部長  | 富 永 敏 尚 | 健康福祉部長      | 出 島 雅 彦 |
| 産業振興部長  | 野 元 伸 浩 | 農 政 部 長     | 鴨 崎 一 郎 |
| 建 設 部 長 | 高 田 博 憲 | 教 育 部 長     | 紺 屋 聖 一 |

|              |       |        |       |
|--------------|-------|--------|-------|
| 山川支所長        | 中島裕一  | 開聞支所長  | 山下秀一  |
| 市長公室長        | 渡部徹也  | 総務課長   | 濱上和也  |
| 経営改善推進室長     | 木下英城  | 税務課長   | 橋口裕一  |
| 国保介護課長       | 大牟禮伸英 | 健康増進課長 | 渡部晃子  |
| 商工水産課長       | 宮地主税  | 観光課長   | 山下浩二  |
| 観光施設管理課長     | 廣森政宏  | 農産技術課長 | 前菌洋一  |
| 耕地林務課長       | 村元重夫  | 土木課長   | 東 恵一  |
| 建築課長         | 中吉竜治  | 教育総務課長 | 上村圭一郎 |
| 学校教育課長       | 山下信久  | 水道課長   | 湯ノ口繁生 |
| 唐船峡そうめん流し支配人 | 海江田勝博 |        |       |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |      |         |      |
|-----------|------|---------|------|
| 事務局長      | 鮎川富男 | 次長兼議事係長 | 池水拓也 |
| 主幹兼調査管理係長 | 川畑裕二 | 議事係主査   | 古川浩仁 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、井元伸明議員及び新川床金春議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、新川床金春議員。

○14番議員（新川床金春） 皆さん、おはようございます。14番、新川床。通告に従い一般質問をさせていただきます。

まずはじめに、唐船峡そうめん流しについて。（1）夏休み期間の入込客と売上について。8月1日より料金改定されることで、唐船峡そうめん流しの利用者が激減するのではないかと危惧する方が多くいました。夏休み期間の入込客数と売上は前年と比べどうだったのか。料金が上がった8月分について、答弁を求めます。

次に、水道事業について。（1）水道事業年次計画と給水人口の推移について。令和2年度に水道事業年次スケジュールを策定しました。この計画では、山川の小雁渡浄水場に令和2年から8年度にかけて脱臭施設の整備、開聞の岡元平水源地に令和7年から11年にかけて建屋工事を計画していますが、2か所の総事業費は幾らになるのか、答弁を求めます。

3番目に、指宿まちづくり公社について、伺います。（1）指宿温泉まちづくり公社の運営状況について。指宿温泉まちづくり公社は、砂むし会館事業収入と市民会館事業収入及び公園管理業務収入並びに道路管理事業収入で成り立っています。市から砂むし会館と市民会館の指定管理者で受託し、公園、道路を管理業務委託で請け負っています。砂むしの作業員については、時給がいいということで、24年以上前から砂かけ作業員を希望する方が絶えず、空きを待つ方がたくさんいたことを覚えております。数年前から、砂かけ作業員や道路管理作業員が定数割れしているようですが、過去5年間の作業員の賃金と人員の推移はどうなったのか、どうなっているのか、答弁を求めます。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（打越明司） おはようございます。新川床議員の質問にお答えいたします。今年の夏のそうめん流しの状況についてのお伺いがありました。夏休み期間の利用客数と売上額につき

ましては、8月1日から料金改定を行っておりますので、今年の8月の実績と、昨年の8月分の比較を申し上げます。本年8月の利用者数は4万845人であり、昨年の8月、3万4,447人に対しては、6,398人の増。売上額につきましては、6,409万1,188円であり、昨年の4,571万1,359円に対し、1,837万9,829円の増となりました。なお、この数値には食事の前売り券の販売実績も含まれておりますが、この前売り券の実績は、本年8月が6,740枚、売上額901万9,080円。昨年は1,170枚、売上額156万2,580円となっております。745万6,500円の増ということになっております。

水道事業について。本市におきましては、将来にわたり安定的に水道事業を継続していくための中・長期的な経営の基本計画である、指宿市水道事業経営戦略を令和2年度に策定しております。経営戦略策定時における水道事業の整備計画では、現状で想定される規模の計画で、管路の更新費用に毎年約3億円。令和6年から令和11年にかけて、岡元平及び小雁渡の施設建設にそれぞれ約10億円の事業費計上をしております。給水人口の推移につきましては、令和4年度末における給水人口は3万7,917人で、平成25年度の4万3,359人に対しましては、87.4%の給水人口となっております。今後も人口減少に伴い、給水人口も減少するものと予測をされ、今のところ、令和8年度には3万6,470人、令和31年度には2万4,830人を想定しているところでございます。

残余の質問につきましては、関係部課長に答弁させます。

**○観光施設管理課長（廣森政宏）** 指宿市天然砂むし温泉の砂かけ職員数につきましては、平成30年4月1日時点で、職員15名、パート6名。令和5年4月1日時点で、職員14名、パート2名。令和5年9月1日時点で、職員10名、パート3名との報告を受けております。指宿温泉まちづくり公社の職員の給与につきましては、指宿温泉まちづくり公社の給与規定で定められているものと認識しているところでございます。

**○土木課長（東恵一）** 平成30年4月1日の道路作業員は、指宿班9人、開聞班4人の計13人で、山川については、令和4年度から公社に委託しており、それまでは直営で行っております。公園班は22人となっております。令和5年4月1日の道路作業員は、指宿班6人、開聞班4人、山川班3人の計13人で、公園班は20人となっております。

**○14番議員（新川床金春）** 唐船峡そうめん流しについて。売上と入込客、増えたのはいいことかなと思います。料金値上げについて、お客様から苦情はなかったのか、答弁を求めます。

**○唐船峡そうめん流し支配人（海江田勝博）** お客様から直接的な苦情は聞いていないところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** 唐船峡そうめん流しは人気があり、開店時からお客様が食券売り場に並んで、混んでいました。この前行きましたので見ています。自販機の販売機を設置することはできないのか。お客様がずっと並んでいるのもどうなのかなと思いますので、答弁

を求めます。

**○唐船峡そうめん流し支配人（海江田勝博）** 現在、食券につきましては、窓口販売を行っておりますが、窓口の業務として、食券を販売したあとに、御利用人数の確認を行っております。これは、家族連れ等の場合、食事の注文数と御利用人数が違う場合がありますので、割り箸やめんつゆ容器などを人数に合わせて配膳するためであります。また、クレジットカード等のキャッシュ決済の対応や、繁忙期には窓口で食券の発券を調整することにより、混雑の緩和に努めているところでございます。なお、もくもく館内には追加注文や飲み物専用の券売機を設置しており、追加注文時に再び食券売り場に並んでいただく必要のないよう配慮しているところでございます。現時点では、窓口における券売機の設置は考えていないところでありますが、今後も効率的な運営を図ってまいりたいと考えているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** レジをする人は1名しかいません。そして、直接お客様と対面していますよね。やっぱりいろんな方が来ます。この前、新型コロナの関係で、営業を止めたこともあります。やっぱり感染症を予防するためとか、いろいろ考えたときに、現状がいいのか、自販機を導入した方がいいのか、調査研究はできないでしょうか、答弁を求めます。

**○唐船峡そうめん流し支配人（海江田勝博）** レジは2台設置してございますので、職員も2名体制で可能ではございますけれども、券売機等の設置についても、調査研究をしてまいりたいと思っているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** よろしく申し上げます。次に、思いやり駐車場について。市民の多くの方が言っていることが、唐船峡はとても環境がすばらしく、夏の避暑地として最適だが、高齢者の家族を連れていくのには不便だと言っています。唐船峡の階段が急で歩けないとか、エレベーターが古くて安心して乗れないとか、唐船峡そうめん流しでの食事を断念する方が多いと私は聞いています。唐船峡そうめん流しの事務所や開聞支所に、エレベーターの改修を望む声は届いていないのか、答弁を求めます。

**○開聞支所長（山下秀一）** 唐船峡のエレベーターにつきましては、平成元年にエレベーター棟として改修をしているところでございます。年数も古く、改修の声は伺っているところでございますが、エレベーターにつきましては、毎月1回、業者による定期点検を行い、安全性の確認をしているところでございます。今後におきましては、唐船峡の施設全体が老朽化をしている現状でございますので、総合的に改修につきましては判断をしてまいりたいというふうに考えております。

**○14番議員（新川床金春）** モニターをお願いします。唐船峡そうめん流しの上流にある思いやり駐車場です。現在は従業員駐車場として利用していますが、場内の草払いを実施し、駐車スペースに区画線を設け、お客様駐車場として再整備すると、少なくとも150台は駐車できると思います。これまで唐船峡そうめん流しでの食事を諦めていた観光客や市民を誘客す

るため、思いやり駐車場の名前に恥じない駐車場整備はできないか、答弁を求めます。

**○開聞支所長（山下秀一）** 芝生広場の思いやり駐車場につきましては、高齢者や歩行に支障のある方が車で唐船峡に侵入することを表示した看板を設置しており、車で侵入していただき、近くで降りていただくことは可能でございます。業者等の物品等の搬入につきましても、同様に通行しているところではございます。しかしながら、繁忙期につきましては、狭い通路にお客様が並んでいるため危険であり、車で侵入することは難しい状況ではございません。議員のおっしゃるように、思いやり駐車場や通路の整備につきましては、お客様が安全に安心して利用するために必要であると考えておりますが、唐船峡はその名前のとおり谷合にあり、用地が狭く、限られていることから、施設の整備につきましては、総合的に検討してまいりたいと考えているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** 駐車場の草払いをしていただきたいということを言っています。

次にですね、モニターをお願いします。今、支所長が言ったのは、思いやり駐車場から下っていくスロープのところだと思います。ここは舗装が傷んでいて、凸凹で危ないので、車椅子を利用する方が喜んで唐船峡に来場できるようにですね、緩やかなスロープの段差解消、歩行者のための白線を引いて、お客様の安全対策をできないか、答弁を求めます。

**○開聞支所長（山下秀一）** お客様駐車場、思いやり駐車場からそうめん流しまでの通路につきましては、議員のおっしゃるとおり、大分傷んでいる状況でございます。その通路内には、橋が2本架かっておりまして、その橋の改修等も含めた改修が必要だというふうに考えておりますので、また早急に、その点に関しましては、検討してまいりたいというふうに考えております。

**○14番議員（新川床金春）** 唐船峡そうめん流しの思いやり駐車場から、唐船峡そうめん流しエレベーター棟の近くまで車が来ます。モニターをお願いします。先ほど支所長が言った橋のところまでも来ます。そして、その先にはですね、唐船峡のそうめん流しがあり、そして、それを進んでいきますと、通行止めになっている道路、通路があります。ここをですね、障害者で歩けない、車椅子の方が使えるように、先ほどの橋のところのT字路にですね、乗降者場を造って、障害者の家族だけがそこに来れるよということをしたらですね、いろんな方が唐船峡に来てくださると思いますが、そういうことを、今後、検討する考えはないか、答弁を求めます。

**○唐船峡そうめん流し支配人（海江田勝博）** 今、御指摘がございましたとおり、一通で上がっていくと駐車場がございまして。現在、職員駐車場としてございますけれども、白線等も消えておりますので、少し整備をして、障害者の方の駐車場として利用できないか、検討してまいりたいと思います。

**○14番議員（新川床金春）** よろしくをお願いします。

次に行きます。3番目の竹ざるによるそうめん流しの提供について。唐船峡そうめん流し

は、以前、竹ざるでそうめんを提供したと思いますが、間違いないか、答弁を求めます。

**○唐船峡そうめん流し支配人（海江田勝博）** 竹ざるでのそうめんの提供については、平成21年度に数か月間提供していたところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** モニターをお願いします。エレベーター棟の2階のメニューパネルには、竹ざるでそうめんを提供した画像があります。2階にあるメニューパネルを見た多くの方は、唐船峡そうめん流しは、元祖唐船峡そうめん流しということで、冷たいおいしいそうめんが提供されると思って、喜んでいたと思います。しかし、提供されたのは、プラスチックざるに入ったそうめんです。お客様はどれだけ残念がったでしょうか。このパネルを出しているんだったら、竹ざるに変えるべきだと思いますが、答弁を求めます。

**○唐船峡そうめん流し支配人（海江田勝博）** 先ほども申し上げたとおり、竹ざるでのそうめん提供については、平成21年度に数か月間使用していたところでございますが、湿気によりカビが生えるなどの衛生的な管理が難しいことや、破損した竹の破片がそうめんが付いたり、竹のささくれで従業員が怪我をするなどの問題があり、今のプラスチック製のざるになったところでございます。議員がおっしゃるように、唐船峡そうめん流しは、湧水を利用した体感や見た目の清涼感が売りの一つであります。様々な観点から、唐船峡を楽しんでいただけるよう調査研究してまいりたいと考えているところでございます。また、パネルについても、昔使ったのが、その当時のまま更新されることなく、そのままになっておりますので、そちらの料金パネルも更新してまいりたいと考えているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** 竹ざるもどきのざるを使用している店舗があるようです。見た目がすごく違います。隣にありますので、隣にあって、うちはプラスチックざるというのは、普通のプラスチックざるというのはどうかと思います。プラスチックもどきのざるを使用することはできないのか、答弁を求めます。

**○唐船峡そうめん流し支配人（海江田勝博）** 竹ざる型のプラスチックざるについては、業者からサンプルを取り寄せて検討したところですが、そうめんの量があまり入らず、また、左利き用の2段式そうめん流し機に使用すると大きさが合わず、上段の左利き利用ができないという問題が生じたところでございます。また、竹ざる型のプラスチックざるは、何枚も重ねておくこともできないことから、収納場所の問題もあり、現在の青いプラスチックざるを使用しているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** 効率を考えるのではなく、お客様目線で対応していただきたいと要望しておきます。

次に、唐船峡のメニューには、A定食、B定食があり、とてもおいしいんですが、子供や高齢者には鯉こくの骨が苦手な方が多いようです。鯉こくの具を鯉の切り身やつめ汁用に肉団子にした鯉こくを提供したら、子供や高齢者が安心して食べられると思います。取り組む考えはないか、答弁を求めます。



○唐船峡そうめん流し支配人（海江田勝博） 鯉こくにつきましては、鯉の骨などから出汁を取ったり、めんつゆ同様、歴代の職員から引き継いでいるところでございます。鯉こくは鯉の切り身が入っておりますが、鯉の骨は非常に多くの小骨が複雑に入り組み、二股になっている骨もあり、身が食い込んでいることから、取り除くことが難しいところであります。ほかの飲食店でも同様な調理方法であると認識しておりますが、調査研究してまいりたいと考えております。

○14番議員（新川床金春） よろしく申し上げます。

次に、4番目のぶどうやミニトマト等の地場産品を活用できないかということで、家庭や野外でそうめん流しをする多くの方は、孟宗竹を割り、そうめん台に加工し使っています。私の地元の子供会でも使っている。そうめん流しをしながら、ミニトマトを流して、子供たちの喜んで、そうめんとミニトマトを食べていました。やっぱり指宿の地場産品を多くの方に知ってもらうために、そうめんを食べたあとに、フルーツ感覚で提供できて、そうめん台の中で流しながら食べられるようにできないのか、答弁を求めます。

○唐船峡そうめん流し支配人（海江田勝博） 唐船峡を利用した方から、美味しかった、楽しかったという嬉しい言葉を多く頂戴しています。特に子供たちは流れるそうめんに夢中になって楽しむ姿が多く見受けられています。ぶどうやミニトマトをそうめん流しで流す試みは見た目も楽しく、利用者を招き得る手段の一つであると考えますが、課題もございますので、さらに検証をしてまいりたいと考えているところでございます。

○14番議員（新川床金春） よろしく申し上げます。

次に、5番目の唐船峡そうめん流し、そうめんつゆの販売、製造販売について。唐船峡そうめん流しのつゆはとてもおいしいということで、お客様が来店しています。今後、さらにお客様を増やすため、市営唐船峡そうめんのつゆを道の駅や市内の店舗をはじめ、県のアンテナショップで販売することは考えられないか、答弁を求めます。

○開聞支所長（山下秀一） 市営唐船峡のめんつゆは、唐船峡を御利用していただく方しか味わうことができないめんつゆとして、これまでもSNSなどを通してPRしてきたところでございます。市営唐船峡のめんつゆは、指宿産のかつおぶしなどをふんだんに使い、独自のレシピにより、風味豊かなめんつゆであると自負しており、連休、夏休み期間中は非常に込み合っていますが、並んででも市営のめんつゆを味わいたいというファンの方も多くいらっしゃいます。是非とも、指宿を訪れていただき、唐船峡の雰囲気と合いましょうことで、より一層美味しく味わっていただけるものと考えていることから、現時点では販売については考えていないところでございます。

○14番議員（新川床金春） 唐船峡そうめん流しを全国に宣伝するために、ふるさと納税の返礼品の商品として、おいしいそうめんつゆを製造し、ふるさと納税の限定商品として提供することはできないか、答弁を求めます。

**○唐船峡そうめん流し支配人（海江田勝博）** 市営唐船峡のめんつゆは、長年、製法を変えず培った独自の味を守るため、限られた職員でしか作っておりません。原材料も地元のしょうゆやかつおぶし、北海道の利尻昆布などを利用して作っており、風味やうまみを損なわないために、2日間程度で消費しているところがございます。めんつゆを販売するとなりますと、唐船峡で食べるめんつゆと変わらない風味やうまみを提供できるかが最も重要な課題であることから、めんつゆの販売については、調査研究が必要であり、現時点では販売は考えていないところがございます。先ほども申し上げましたが、指宿を訪れていただき、唐船峡の雰囲気を感じながら、独自の製法で作っためんつゆでそうめんを味わっていただければと考えているところがございます。

**○14番議員（新川床金春）** 次に入ります。6番目の名水百選の唐船峡の水の活用について。平成29年、唐船峡そうめん流しの一角にある唐船峡京田湧水が平成の名水百選に選定されました。これは、これまで回転そうめん流しの中で提供するだけでした。唐船峡そうめん流しを多くの観光客が利用していますが、名水百選の水をですね、飲料水として販売することで、自主財源の確保ができると思いますが、取り組む考えないか、答弁を求めます。

**○開聞支所長（山下秀一）** これまで、昭和及び平成の名水百選として多くの水源が認定されておりますが、唐船峡の京田湧水は、環境省の平成の名水百選に選ばれ、水道水やその冷水を利用したそうめん流しは多くの方々に好評いただいております。水の販売につきましては、様々な種類があり、温泉やシリカの成分を含んでいるなど、利用や健康をうたい文句に販売されているものもございます。唐船峡の水質につきましては、水の酸性、アルカリ性を示すpH値は中性であり、硬度につきましては、ミネラル成分の少ない軟水であります。また、販売するとなった場合には、食品衛生法による営業許可が必要であり、一定の基準を満たす必要がございます。そのためには、衛生的に管理された施設、浮遊物の沈殿やろ過、加熱除菌等の装置の整備など、多額の初期投資が必要でございます。以前、民間の方が販売されていた経緯もございますので、様々な観点から調査研究が必要であると考えております。唐船峡そうめん流し事業につきましては、令和2年度から新型コロナウイルス感染症より、多くの打撃を受けているところであり、また、物価等の上昇や老朽化した施設整備に継続的な対応をしていくため、8月1日から料金改定を行ったところでもあります。まずはそうめん流し事業の回復に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えているところがございます。

**○14番議員（新川床金春）** ありがとうございます。私が、今、言っているそうめんのつゆと唐船峡名水百選の水は、唐船峡の改修事業とか、そういうのに充てられないかなということ質問していますので、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

次に、水道事業について、質問します。先ほど、山川の小雁渡浄水場の脱水施設と岡元平水源地の事業について、説明を受けました。小雁渡浄水場と岡元平の工事、多額な金額が掛かっております。指宿市と山川及び開聞の浄水場、3か所ありますが、3か所の浄水施設は人

口何人規模の施設なのか、水道事業部長に答弁を求めます。

○水道事業部長（坂元一博） 給水人口4万2,100人、計画では給水人口が4万2,100人となっているところでございます。

○14番議員（新川床金春） すいません、私が途中で入れたものですから。山川・開聞・指宿、以前は7万人いたんですよ。ですから、規模的には7万人じゃないかなと思うんですが、今の給水人口は、今、答弁されたと思いますが、規模ですよ。幾らぐらいあるのか。それぐらい把握しないといけないと思いますが、答弁求めます。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時35分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○水道事業部長（坂元一博） 答弁につきましては、ちょっと調査をいたしますので、しばらく時間をいただきたいと思います。

○14番議員（新川床金春） 指宿の人口は1950年、昭和25年に6万7,977人がピークです。令和2年と令和10年度の給水人口の推移からみると、規模が大きいのじゃないかなと思うので、先ほど聞きました。大きな施設を利用していけば、どれだけ維持管理がかさむかなと心配するんですけども、そのところはどう思いますか。答弁求めます。

○水道事業部長（坂元一博） 今後、給水人口も減少いたしますことから、経営戦略におきましても、今後の給水人口の予測や施設の整備計画に基づき、経営戦略に基づき、今後、またその計画を見直さなければならないと思っているところでございます。

○14番議員（新川床金春） ありがとうございます。先ほど、市長から人口の推移については説明いただきました。私は、令和22年度までだったんですけども、その先まで言っていたかきまして、人口が大分減るんだなということを痛感しました。先ほど言いました、昭和25年のときは、約7万人。令和30年度には2万数千人ですよ。半分以下になるんですよ。それを、既存の施設をずっと使っていけば、水道料金が倍以上にならないと維持管理できないと思いますが、どのぐらいになると予測しているのか、担当部の試算があると思いますので、答弁を求めます。

○水道事業部長（坂元一博） 水道料金につきましては、今後の料金改定の見通しでございますけれども、経営戦略作成の過程におきまして、将来的な給水人口の予測、そして、施設の整備計画などに基づきまして、令和31年度までの財政シミュレーションを行った結果、令和8年度に各単価の2割増。令和13年度にはさらに2割増が必要という分析結果が出ているところでございます。

○14番議員（新川床金春） どんどん人口が減っていますが、2割増で2割増、また、プラス2割増。4割増で足りるんですか。足りるためには、担当課としてどのような対策を取る計画

なのか、答弁求めます。

**○水道事業部長（坂元一博）** この令和8年度の2割増、令和13年度のさらに2割増でございますが、この分につきましては、令和2年度におきまして、現状で想定されるこの計画の中で、令和6年度から令和11年度にかけて、岡元平及び小雁渡の施設建設に、それぞれ約10億円の事業経費を計上してございます。この分を加味した分と、給水人口の推移に合わせまして、この令和8年度の2割増、令和13年度にはさらに2割増という計算の分析結果が出ているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** 人口減少します。市民の水道料金が上がらないような対策をしっかりとやっていってください。よろしく申し上げます。

次に入ります。水道事業の有収率の改善策、対策について。水道事業は管の老朽化により、漏水が多いと有収率が低下しますが、県内19市で有収率はどのような位置にあるのか、答弁を求めます。

**○水道課長（湯ノ口繁生）** 県内の有収率ですが、指宿市におきましては、県内の19市中、令和4年度につきましては9位という順位になっているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** 市内に3か所の取水施設があります。指宿・山川・開聞地区、それぞれの有収率はどうなっているのか、答弁を求めます。

**○水道課長（湯ノ口繁生）** 有収率につきましては、施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標でありまして、数値が低い場合につきましては、水道施設や給水装置を通して給水される水量が収益に結びついていないため、漏水などの原因を特定し、その対策を講じる必要があるところでございます。議員より質問がありました地域別の有収率でございますが、直近3か年の状況を申し上げます。令和2年度が、指宿地域が90.40%、山川地域が87.08%、開聞地域が83.35%、指宿市全体で88.64%となっております。令和3年度につきましては、指宿地域が89.81%、山川地域が88.16%、開聞地域が84.36%、指宿市全体で88.70%となっております。令和4年度につきましては、指宿地域が88.71%、山川地域が94.08%、開聞地域が76.41%、指宿市全体で88.29%となっているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** ありがとうございます。ただいま、開聞地区の有収率が悪いということが分かりました。悪い要因をどのように捉えているのか。その対策として、現在、何をし、今後、何をやる計画なのか、答弁求めます。

**○水道課長（湯ノ口繁生）** 開聞地域につきましては、地質上、漏水した水が土の表面に表れにくく、漏水の発見が分かりづらいことも要因の一つであります。有収率向上のため、現在行っている対策といたしましては、毎年、専門業者による漏水調査を、指宿・山川・開聞地域の3地域をローテーションしながら実施しているところでありますが、配水池等の施設に設置された流量計による配水量データを基に、漏水の可能性があるエリアを絞り、効率的な調査に努めているところでございます。また、各家庭での漏水確認につきましては、2か月に1

度の水道メーター検針時に異常水量の確認を行っているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** よろしく申し上げます。

次に入ります。4番目の水道事業の広域化の取組についてですが、令和2年、総務省が京都で開催した水道事業経営戦略講演会に私は参加し、上下水道の適正化について勉強してきました。その中で、水道事業の広域化ということが説明あったと思います。総務省は、県から各自治体に通達するようになっていましたが、広域化の連絡はどうだったのか、答弁を求めます。

**○水道課長（湯ノ口繁生）** 広域化の取組につきましては、総務省により、各都道府県に対し、市町村区域を超えた水道事業の広域化を推進するため、水道広域化推進プランの策定を要請されているところでございます。鹿児島県におきましても、令和5年3月に、鹿児島県水道広域化推進プランが策定されているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** 改訂版水道事業契約戦略ハンドブックというのがあります。ハンドブックを基に、人口減少が著しい市としてどのような事業を取り入れることが最適か、水道部長に答弁を求めます。

**○水道事業部長（坂元一博）** 広域化の取組でございますけれども、鹿児島県におきましては、先ほど水道課長が申し上げましたように、県の水道広域化推進プランが策定されているところでございます。このプランの中では、県内を九つのグループの地域に分け、本市は南九州市、南さつま市、枕崎市の南薩地域4市とのグループで検討・協議をしてまいりました。内容としましては、ハード連携が施設の共同利用、浄水場の統廃合でございますが、これについて検討いたしました。地理的条件により効果が見込めない結果となったところでございます。今後は、長期的な検討・協議事項となっているところでございます。また、ソフト連携につきましては、10年以内の短期目標として、職員の技術力強化や災害、緊急時への備え、資材の共同調達などの取組を行うことで、地域内の連携を深め、より発展的な広域化の検討・協議を進めていくこととしているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** モニターをお願いします。財政状況が大変厳しい市の取るべき対策として、毎年度、高額な維持管理がかさむ施設の削減と、これは指宿市の水道事業の、青いところが配管、水が入っているところです。実際、耐久性が50年あると言われる送水管を連結することで、長期的に見たらコストが削減できるということでした。指宿市には、九州一の池田湖、二番の鰻池があります。この水をしっかりと使って、今もやっているんですけども、3か所あるものを2か所にして、効率よくですね、指宿のほうから開聞に、山川のほうから開聞に回すということで、施設の削減ができるんじゃないかと思えます。送水管事業はお金が掛かりますが、50年間持つという話を今年の7月に聞いてきましたものですから、50年持つか分かりませんが、50年間維持できるということを考えてときに、水道料金の値上げはしなくてもいいんじゃないかと思えますが、今後、検討することはできないか。広域化

はですね、先ほど南九州ですとしてもできないですよ。もう指宿は、山川・開聞が合併したんだから、これも広域と捉えてですね、やるべきじゃないかと思いますが、答弁求めます。

**○水道事業部長（坂元一博）** 水道料金の改定につきましては、経営戦略の分析結果を基に、おおむね3年から5年に一度、計画を見直すこととなっておりますので、料金改定を行うかどうかにつきましては、施設整備の状況も加味した今後の見直しを踏まえ、判断したいと考えているところでございます。また、議員のおっしゃっております、施設の統廃合でございます。現在、水道施設につきましては、合併以前からの指宿地域、山川地域、開聞地域、それぞれの地域の水源を使用した水道施設となっているところでございます。施設の老朽化も進んでいる状況におきまして、改築、更新事業が喫緊の課題であると認識しているところでございます。経営戦略では、水道事業の健全で効率的な経営を実現するために、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中・長期的な経営への基本計画を策定しているところでございます。今後は、この経営戦略の見直し時期に合わせて、水道施設の統廃合を視野に財政シミュレーションを行い、厳しい経営環境においても、市民の方々に安全で安心できるおいしい水を供給できるよう、努めてまいりたいと考えております。

**○14番議員（新川床金春）** ありがとうございます。私は、公営水道の使命は、安心安全な水を安価な料金で安定的に供給することだと思います。水道事業をさらに維持、発展させることは、地域住民にとって最も重要な生活インフラであり、水を預かる水道事業者の責任は大きいと思います。先ほどから、水道料金を上げると。2割、4割となっております。水道料金を上げることが、市民にとってどれだけ大変なことなのか考えて、私は、私が行った研修会などに職員を派遣して、水道事業の効率化、そして、10か年で70何億も掛ける事業をですね、どれだけ削減できるか、調査研究する必要があると思いますが、若い職員をそういう研修会に行かせることはできないのか、答弁を求めます。

**○水道事業部長（坂元一博）** 県におきましても、広域化の協議を、まだ継続しているところでございます。職員の技術力強化や、いろいろな形で勉強しているところでもあり、国においてもそういう研修の場があるところでございます。このようなことから、議員のおっしゃった職員の技術力強化につきましても、また、さらに勉強を深めていきたいと考えております。

**○14番議員（新川床金春）** 指宿が財政状況が厳しいということで、いろんな出張費が削られています。市長は若い頃、日本全国を津々浦々視察・調査し、知見を深めてきたと伺っています。市長、百聞は一見に如かずという言葉があります。見たり聞いたり、調査してこないと分からないことがあります。以前、私が調査研究をお願いしたら、インターネットがあるからということで、うわべだけを見れば良いという部長もいました。若い職員を育て、知見を養い、さらに、市の水道事業の問題点を解決する糸口を見つけるため、職員を研修会や調

査に派遣する費用を出すことはできないか、市長に答弁を求めます。

**○市長（打越明司）** 職員にできるだけいろんなところに行って、見聞を深める体験を重ねるということは、できるだけ、今も実行をしているところであります。鹿児島県をはじめ、国の機関にも、いろんな関係のところ、若いメンバーを、今、送っているところであります。今回話題になっています水道に関しては、やっぱり一番大事なものは長期的な展望を間違えないことだと。令和2年に作った今の経営戦略については、既に見直さなければならぬ部分があるが、もう幾つか出てきていることも事実であります。ただ、常にこの公営企業で運営をしている分野については、受益と負担というのが明確に定められておりまして、そういう中でいうと、私の認識は指宿市は非常に恵まれた水瓶を二つも持っておりますので、従来、その地勢、地理的な特性を十分に生かして、現在、私が手元で確認しているものであれば、直近の水道料金の設定は、南さつまが6,500円。そして、南九州、枕崎という近隣市が5,390円から5,500円。そして、指宿市は3,500円ということで、非常に、これまでの先輩方の努力も実った形ですね、今は水道事業は行われているということはありますが、議員のお話のとおり、将来の展望を、給水人口の推移、これからの更新事業に関わる様々なコスト、いろんなのを考えれば、水道管をどのような形で、全体として活用していくのかは、やっぱり非常に重要な課題だというふうに思います。まず、それに沿って、できる限り、この公営企業を担当する職員については、先だっては、昨年は、温泉の供給事業で別府市に勉強しに行きましたけれども、そういったこと。あのときは私も、自分も勉強しようと一緒にきましたが、そういったことを含めて、これからも努力をしていきたいというふうに思います。

**○議長（下川床泉）** 先ほどの質問についての答弁ができますか。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時03分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○水道事業部長（坂元一博）** 冒頭、議員から御質問がありました、合併3市に係る能力についてでございますが、合併3市の当時の給水人口に係る施設の能力は満たしているところでございます。人口については、7万人弱でございます。

**○14番議員（新川床金春）** それでは、3番目の指宿温泉まちづくり公社の運営状況についてですが、私は、平成27年の横領事件で用途不明金が400万ありながら、なぜ早期解決を図ったか疑問で、7年間いろいろな方と情報交換しながら、情報してきました。令和5年8月、開示請求した書類が9月12日開示されたので、定款や指宿市天然砂むし温泉施設の管理に関する基本協定書及び管理の業務に関する収支予算書並びに現業職員就業規則と給与規程などを調べました。砂むし会館砂楽は、一般社団法人指宿市温泉まちづくり公社になっているので、担当部課で答弁できないことがあるのは十分理解していますが、市民の税金が4億以

上支出されていますので、疑義があることについて、市民の代表としてこの場で確認させていただきます。予算書と決算書について、議員の皆さんのタブレットの共有フォルダを開いていただきませんか。次に、2番目の、議会執行部お知らせの執行部のお知らせを開いてください。次に、産業振興部指宿温泉まちづくり公社01正味財産増減計画書総括表を、議員の皆さん見てください。令和3年度予算書の1ページ目に、収支予算書として、収入事業のナンバー、砂むし会館施設事業収入という項目はありません。しかし、その下に、収益事業で3,446万2千円となっております。決算書では、砂むし会館収入、自主事業収入というのが2,052万6千円ありますが、予算書にない科目が決算書に出てくるといったことはどういうことなのか、産業振興部長に答弁を求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 予算、決算、指宿温泉まちづくり公社の収支の項目についてでございますけれども、会計処理につきましては、内閣府公益認定等委員会が示した公益法人会計基準を公表しておりまして、その公益法人は会計基準に準拠して会計処理を行うこととなったところです。指宿温泉まちづくり公社の会計処理につきましては、この公会計の基準である部分に基づいて、行っているということでございます。

**○14番議員（新川床金春）** ありがとうございます。

それでは、砂むし会館の自主事業収入の内訳は、タオルとバスタオルの販売手数料だけなのか、産業振興部長に答弁を求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 自主事業については、タオル販売、バスタオルのレンタル代、それ以外にも、はだけ防止などのインナーのレンタルとかありますが、そういった部分が含まれているようでございます。

**○14番議員（新川床金春）** ありがとうございます。

議員の皆さん、令和2年度決算書を見てください。モニターもお願いします。令和2年度決算書の1ページ、砂むし会館収入の中の自主事業費は1,478万3,800円です。間違いはないですか。モニターに入っているのは、令和2年度のバスタオル、タオル、バスタオルが400円だった場合、入場者で掛けるとですね、3,569万400円になるんですが、差額2,091万2,600円違うんです。これはどういうことなのか、答弁を求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 今、議員のおっしゃられた、全入浴者に対してタオル販売とか、バスタオルのレンタル代、そういった料金に単純に乗じた金額になりますけれども、全ての方がそのタオル販売とか、バスタオルのレンタルとか、そういったものを使用したというふうには考えられないところでございまして、入浴者で、そういったレンタルをしなかった入浴者がございますので、そういった差額が発生するものと考えているところです。

**○14番議員（新川床金春）** ありがとうございます。モニターをお願いします。皆さん、見てください。100%、90%、80%、70%、60%、50%って、利用者の割合によって計算しております。1,478万なのに、80%で計算しても、2,855万7,120円です。今、部長が言うのは、



使わない方もいるということでした。私はこの前行ったら、私の前も後ろも全員購入していました。実際、いろんな方に聞いたら、9割以上は購入とレンタルしているってことです。そうすると、金額が違ふんですよ。どういうことなのか、答弁を求めます。

**○副市長（有留茂人）** 令和2年度の全入浴者数の情報がないものですから、令和4年度で言わせていただきますと、18万7,037名が入浴をしているんですけれども、そのうち、タオルを御利用になった方が8万9,747名ということで、全入浴者数のうち、47.9%がタオルを購入したと。バスタオルについては、7万2,328名ということで、38.6%の方が、令和4年度に御利用したということで、半数以上の方は旅館とか、ホテルとか、お泊りになったところからタオルを持参したりとか、あと、地元の方もタオル等は持参をしているようでございますので、令和4年度については、そういう結果になっているということを情報としていただいているところです。

**○14番議員（新川床金春）** それでは、モニターをお願いします。平成30年度、26万2,799人、しています。50%でしたときに、5,259万800円になるんですよ。決算書、皆さん見てください。待ってくださいね、3,111万6,400円になっています。そうすると、50%で計算したときでも、5万5,250万なんですよ。それを仮に40%しても、この3,100万よりも多いんですよ。実際、いろんなところで、私はシミュレーションしました。その次にはですね、タオルの購入金額とか、タオルとバスタオルで150円としたときに、6,569万円利益が出ないといけないのに、3,000万しか、今、副市長が言った人数を言いましたけれども、実際はいろんなところで差額が出すぎるんですよ。私は、今、監査事務局にも相談します。しっかりと人数を、5年分、してくださいと。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・。なぜかという、先ほども言いました、500万の使途不明金を簡単に見過ごす。見過ごした理由は、それに関連した職員を処分できなかったからだとも聞いております。皆さん、私はですね、いろんなことを調べてきましたが、市民の税金が湯水の如く砂楽に、一般財団法人指宿まちづくり公社に流されているということ。そして、令和2年から新型コロナウイルスが蔓延して、利用者が減っております。令和3年、令和4年、5年の職員人件費を調査しました。ある退職職員と話するときに、ある人は、月7万以上、給与手当、それと役員手当てで上がっている方もいると。月ですよ。利益が出なければ出せない。だけれども、指宿市は新型コロナウイルスの関係で、何十万、何十億という金額を、収入がないのに満額払っています。その中で、職員給与が上がるということがあっていいのかどうか。産業振興部長に答弁を求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 私どもとしましては、指宿温泉まちづくり公社のその給与関係につきましては、答弁する立場にはございませんけれども、市としましては、指宿温泉まちづくり公社に対しまして、天然砂むし温泉施設の指定管理業務を委任している状況でございますので、その委任されている業務が適切に運営されているというところであればですね、市

としては特に問題はないというふうに考えているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** 問題ないということでは申しましたけれども、職員給与法というものがあつたんですよ。そして、平成22年から令和5年まで、市の職員が再任用、再雇用ということで、専務理事で行っています。平成22年から令和3年まで、役員手当というものはなかつたんですが、役員手当を出すっていうことを。

**○議長（下川床泉）** 時間が来ておりますので、短めにお願いします。時間。

**○14番議員（新川床金春）** 役員手当を出すということを、担当課に、一般財団法人まちづくり公社から報告があつたのか。そして、なかつたら調査していただきたいと思いますが、答弁を求めます。

**○副市長（有留茂人）** 一般財団法人指宿温泉まちづくり公社につきましては、定款というものを設けて、その下に、それぞれ規定等が設けられております。給与規定というふうなもので、職員については、その規定に基づいて支出をしているというふうなことでございます。理事会、評議会等を通じて、また、まちづくり公社の幹事を通じて、その年度ごとにしつかりと中身を確認しておりますし、この規定に基づいて支出をしているというふうなことでございます。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時29分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、西森三義議員。

**○12番議員（西森三義）** こんにちは。12番、西森です。4年ぶりに指宿商業高校と西指宿中学校から体育祭への案内があり、応援に行きました。暑い中での生徒さんたちの全力プレーに感動とパワーをもらいました。そしてまた、先日の長寿を祝う敬老の日には、高齢者の方々から元気をもらい、私も議員活動をもっと頑張らなければいけないなど、決意を新たにしましたところですよ。

それでは、これから、通告に基づき、順次質問をいたします。

まず、農業振興策についてであります。今年の1月24日から25日に発生した大寒波による被害額は18億7,000万円と聞いていたが、この大寒波による国・県への農作物被害への支援金申請件数と支援金見積額は幾らか、お伺いいたします。また、今回、多くの農家が被害に遭われたことから、いろいろな支払いをするため、苦勞されたと考えられるが、農家の方から納税相談は来っていないか、お伺いいたします。

このような異常気象による災害では、収入保険が役立つと思われるが、収入保険のつなぎ資金の申請状況はどのようになっているか、お伺いいたします。

年々、うだるような暑さが続いている中において、指宿市の基幹産業の一つであるオクラ

も、栽培期間全体を通じて、高温や強い風雨など、気象変動の影響を受け、多くのほ場で落葉が見られていた。このように、オクラに高温障害が発生しているが、対応策について研究していないか、お伺いいたします。

近年、耕作放棄地や空き家等において、竹が繁茂しているのをよく見かける。近隣のおばさんから、タケノコを蒸かし、小分けにして冷凍していたものをよくいただいていたのですが、高齢になったことから、タケノコを穫りに行けないようである。このように、管理できていない竹林が増加しているようであるので、竹を活用する研究はされていないか、お伺いいたします。

二つ目は、唐船峡そうめん流しの経営についてであります。先ほど、同僚議員も質問され、重複することもあるかもしれませんが、私は私なりに視点を変えて質問したいと思いません。今年もおいしいそうめんを食べに行き、そのたびに、料金値上げについて来客者に聞いてみたところ、いろいろな物価が高騰しているので、料金改定については仕方のないことと言われ、また、多くの市民が前売り券を購入したことから、価格改定については、一定の理解が得られたものと認識いたしますが、そうめん流し事業を直営するメリットは何か、お伺いいたします。

それから、冬場においては、ストーブを焚いて、黒豚丼、鱒重、鱒丼、釜めしのメニューで営業しているが、採算が取れそうな冬場の営業を活性化する研究はされていないか、お伺いいたします。

今年の第2回定例会において、同僚議員のほうで、唐船峡そうめん流し事業について、民間企業への売却などは考えていないか質問されていた答弁を基に、経営改善検討委員会の提案や意見を踏まえ、改善に向けてどのような対策を考えているのか、お伺いいたします。

三つ目は、安心安全対策についてであります。この頃、よくテレビで報道されているのが、交通違反をしている車両が交通事故を起こしている映像であります。指宿市においては、現状では考えられない事故ですが、これから先、どのような悪質な違反者が現れるか心配なため、運転をする職員の安全を確保するために、公用車全てにドライブレコーダーは設置されているのか、お伺いいたします。

雑木と雑草の生命力はすごいもので、道路などの土手に生えている雑木や雑草を除去しても、油断をしていると手につけられない状況になっていて、地域の高齢化が進んでいることで、なかなか草払い等ができないので、市道等の草払い作業の効率化を考えて、導入した機械を増やす計画はされていないか、お伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

**○市長（打越明司）** 西森議員の質問にお答えしたいと思います。たくさんの質問をいただきました。

まず、農業の今年の寒波によります被害についての御質問でしたが、1月の寒波に関する補助事業については、国の寒波等被害早期生産回復・営農再開対策実証事業と、県の園芸産

地再生産支援事業があり、それぞれJAいぶすきとJA以外に出荷する農家で組織する団体が事業実施主体となって、事業に取り組んでいるところであります。現段階における補助金申請数と見込み額については、国の事業が210件、約1,700万円、県の事業が220件で、約8,300万円、合わせて約1億円になる見込みでございます。

次に、唐船峡そうめん流しの経営につきましてのお尋ねであります。市営の唐船峡そうめん流しは、昭和37年の開業以来、ちょうど去年が60周年でしたけれども、回転式そうめん流し発祥の地として、また、市の直営であることから、市民の施設としても多くの皆さんに利用されてきました。そして、親しまれながら、昨年度は60周年を迎えることができたこと、改めて感謝しているところであります。市で直営するメリットということについてであります。市の施設としては、地元からの雇用の確保が一番だと思います。また、できるだけ施設においては地場産品を使用する。あるいは、地元業者の活用を心掛けるということでもあります。また、市や観光協会などと連携をし、県内外のイベント等においてパンフレットやチラシを配布することで、唐船峡を含めた指宿市を多くの皆さんにPRすることができているというふうに考えております。市の観光課や県観光連盟などの紹聘事業によって、旅行エージェントやインフルエンサーを通して、国内外にPRしていただいております。先日もクルーズ船により、海外から多くのお客様の利用に結びついたところでもあります。議員御案内のとおり、つい先だっても、民放の非常に有名な番組の中でも、長時間にわたって取り上げられて、非常にこの指宿市、あるいはそうめん流し、また、これが元祖そうめん流しであることも含めて、非常に指宿市のPRには役立っている。これが、多くの皆さんをおもてなすまちとして成長してきた、この指宿の直営である最大のメリットではないかというふうに考えているところであります。

残余の質問につきましては、関係の部長、課長に答弁させます。

**○市民生活部長（富永敏尚）** 1月の寒波の関係で、農家の方から納税相談は来ていないかという御質問でございました。1月25日の雪害以降、窓口や電話での相談等を含めますと、9月4日時点で、47人の方から雪害に伴う納税相談を受けているところでございます。これらの方々に対しましては、それぞれ情報の聞き取りをさせていただいた上で、納期限後の納付など、それぞれの状況に応じた対応をさせていただいているところでございます。

**○農政部長（鴨崎一郎）** 異常気象等に起因する収入保険のつなぎ融資等についての御質問でありますが、収入保険のつなぎ融資は、自然災害等により収入減少が生じることが見込まれる場合を対象に、保険金等支払い見込み額の8割を限度に、必要に応じて無利子で貸し付けをする制度でございます。現在のつなぎ融資の申請状況につきましては、鹿児島県農業共済組合に確認をいたしましたところ、令和5年の収入保険を対象につなぎ融資を受けた方は、9月4日現在で20件、3,932万円となっているようでございます。

**○農産技術課長（前菌洋一）** オクラに高温障害が発生しているが、対応策について研究してい

ないかとの御質問でございます。昼夜の気温差が大きい春先のトンネルオクラの高温障害対策については、適切な栽培管理が重要となります。日中の気温が高い場合は、トンネルの裾を開けて換気を図り、夜間は低温とにならないよう閉めるのはもちろんですが、換気の手間が掛からない穴あきの被覆資材を使う場合にあっても、気温が低いときは別の資材をかけて、穴を塞いだり、日差しが強く、気温が高いときは、穴の数を増やすなどして調整したり、トンネルの裾を開けて換気を行ったりする必要がございます。被覆を剥がす際にも、一気に剥がすと葉先が枯れるなどの原因となりますので、裾を開ける場所を変えるなどしながら、徐々に外気に慣らしてから剥がすなど、気温に合わせた管理を行なうことが大切になってまいります。また、花や葉が落ちるといった生理障害につきましては、水分不足の影響も考えられますので、雨が長く降らない場合につきましては、かん水を行うなどの対策が必要となってまいります。こうした栽培管理につきましては、農協ですとか、ニューファーマーなどの栽培講習会や指導員によります農家巡回で指導を行っているところでございますけれども、今後も市、農協、県農政普及課で連携しまして、課題となりつつあります高温対策について、調査研究、指導に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、竹を活用する研究をしていないかといった質問でございます。農業分野におきまして、孟宗竹を原料とする農業資材を活用した実証は行っているところでございますけれども、耕作放棄地や空き家等に増えている竹を含めまして、放置竹林の活用方法に関する研究は行っていないところでございます。

**○開聞支所長（山下秀一）** 市営唐船峡そうめん流しの冬場の営業を活性化する研究はされていないか。また、経営改善検討委員会の提案や意見を踏まえて、改善に向けてどのような対策を考えているのかとの御質問でございます。市営唐船峡そうめん流しでは、冬場の営業を活性化するために、これまで、観光施設等に冬季限定温メニューのチラシ配布や、指宿産業まつりへの出店、また、1月に開催されます菜の花マラソン参加者に割引券の配布、市内全戸にぜんざい無料券の配布、観光情報誌やSNSで冬場の唐船峡について周知を図ってきたところでございます。また、冬場の営業を活性化するために、関係課と連携しながら、影響力の大きいSNSを十分に活用するとともに、経営改善検討委員会の答申を踏まえ、様々な観点から調査研究しているところでございます。加えまして、冬季営業の課題を解決するために、専門的な知識やスキルを持った方からサポートを受けられる事業がございますので、活用することができないか、検討しているところでございます。先ほど申し上げました唐船峡そうめん流し経営改善検討委員会の答申の主な意見といたしましては、財務に関する事、施設整備に関する事、冬季の営業に関する事など、様々な提案や御意見を頂戴いたしました。唐船峡の改善に向けまして、財務内容を的確に把握するとともに、これまで取り組んできた経営を見直し、収支改善に向けた数値目標や経営戦略を策定するなどして、魅力ある施設づくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。具体的な対策につしまし

ては、早期に実現できることや、長期的視点で実施することなどに整理をいたしまして、計画的に行ってまいりたいと考えているところでございます。

**○総務部長（坂元一博）** 公用車全てにドライブレコーダーが設置されているのかとの御質問でございますが、本市で管理している公用車206台のうち、ドライブレコーダーが設置されている公用車は13台でございます。内訳としましては、市長公室が管理する市長車が1台、総務課が管理する市外への運行を目的とした車両が1台、学校教育課が管理するスクールバスが7台、学校給食センターが管理する給食配送車が4台となっているところでございます。

**○建設部長（高田博憲）** 道路の雑木、雑草除去に使用する機械導入についてのお尋ねをいただきました。昨年度導入しました機械につきましては、先日の議会だよりの表紙にも、伐採作業の効率化が図られると掲載をさせていただきました。この機械は、草や雑木を粉碎処理し、搬出が不要となるため、作業工程の短縮が可能となるところであります。また、高土手など人力では困難な場所での作業が容易になるなど、作業員の負担軽減も図られており、導入効果は非常に大きなものがあると考えております。今後につきましても、更なる作業の効率化や迅速化を図るためにも、機械導入についての検討を進めてまいります。

**○12番議員（西森三義）** これから、2回目以降の質問に入ります。

今回の支援金申請手続については、関係機関や担当部署にて、何回も説明会を開催されたことには感謝いたしますが、多くの農家さんが申請書類の記入等難しいとのことで、手続をしなかったようであるが、どのような作業が難しかったのか、お尋ねをいたします。

**○農産技術課長（前菌洋一）** 国の事業につきましては、過去にありました支援事業ではなく、災害対策の実証事業となっているところでして、事業実施主体ごとに事業検討委員会を設置し、事業に参加した農家のうち、数名は栽培記録ですとか、出荷データ等を提出していただいて、寒害被害対策効果の検証を行う必要がありますが、これらの事業検討委員会の設置や検討につきましては、農協ですとか、市が主体となって取り組む予定としているところでございます。また、県の事業につきましては、対象となる被害作物や次期作の作物別に必要資材の金額をまとめる必要があり、被害ほ場や次期作の作付けを行うほ場についても、地番ごとに作物や面積を調べなければならないほか、根拠書類として、作業日誌を出していただく必要がございます。補助事業でございますので、申請に必要な書類の提出や申請書の記入など、ある程度の負担はやむを得ないというふうに考えているところなんですけれども、市といたしましては、農家が申請しやすいように、提出書類については必要最小限で、必要最小限の記入で済む、できるだけ簡潔な様式とし、また、申請の際には記入方法が分からない場合につきましては、一緒に作成・指導するなど、極力農家の負担にならないように心掛けてきたところであります。

**○12番議員（西森三義）** 確かにですね、今回、申請については、関係機関、あるいは市、それなりに対応していただいたと。私は難しいとは思っていなかったんですが、18億7,000万

円の被害があった割には、たった1億円しか申請しない。これは非常に問題だなというふうに考えております。ここ辺りについては、どこが不足したのか。そこ辺りについては、分かっていますか。

**○農産技術課長（前菌洋一）** 金額が被害額と比べると少ないのではないのかといったようなお尋ねでございますけれども、今回の事業内容につきましては、被害に遭った減収分を補填するといったようなものではなく、被害に遭った作物の樹勢回復を図るために行った追加的な施肥や片付け等に対する定額補助であったり、あと、次期作の作付けに関わる一部経費の支援となっているところでございます。7年前にも同じような形で大きな寒害被害があったところなんですけれども、そのときに、今回を上回る1億8,000万円程度の補助金額ということで、7年前と比較しましても少なくなっているところではあるんですけれども、少なかった要因につきましては、はっきりと分析はしていないところなんですけど、国の事業につきましては、先ほども申しましたとおり、今回は実証しなければならないといったようなことで、前回と比べて、要件が増えるなどの事業内容が異なっていることが一つの要因ではないかなというふうに考えております。また、7年前は、制度としてなかったんですが、収入保険制度がスタートしてございますので、自らリスク管理をされている方がいらっしゃったこともあろうかと思えます。それと、補助事業は時間と手間が掛かるということで、補助金を当てにしないで、次期作で取り返せるようにということで、気持ちを切り替えて頑張ったほうが良いといったような農家の意見もございましたので、一定数、そういった方もいらっしゃったのではないかとこのように思っているところでございます。

**○12番議員（西森三義）** 確かにですね、次期作としては、早めにスナップを片付けて、オクラを作付けて、それが非常に功を奏したと。非常にオクラの単価が良かったということで、農家の方からも聞いております。その辺もあったのかなとは理解するものの、せっかく国・県、支援金を出してくれるわけですから、ここ辺りについては、やっぱり農家の方ももう少し申請すればいいのになというふうに思っているところです。

そこでですね、意外と農家の方は、この支援金なりが出た場合には、自分もすればよかったということがあるんですよ。そういうときに、後悔する農家がもしあったとすれば、支援金申請の延長はないのか、お尋ねをいたします。

**○農産技術課長（前菌洋一）** 国の事業につきましては、豪雨等の災害で大きな被害を受けた産地への対応もあるということで、追加募集は、今のところ予定はしていないということでございました。一方、県の事業につきましては、基本的には追加募集は考えていないということではございますけれども、相談には応じるということでございます。市としましては、期限を超えて申請を受け付けた場合に、市から県に対しての申請や、助成金の支払いが増えるといったような支障が出ると考えられることから、今のところは、申請期限の延長は考えていないところなんですけれども、今後の事業の進捗を見ながら、必要に応じて検討してまい

りたいというふうに考えているところでございます。

**○12番議員（西森三義）** そうですね。1回申請をして終了したところを、また追加というのは混乱をするかもしれません。そこでですね、以前、市長も言われておりましたが、国・県の支援金で不足する分を指宿市でも支援を考えたいと言われていました。どのような対応をされるのか、お尋ねをいたします。

**○農産技術課長（前園洋一）** 市につきましては、県の支援額に1割程度の上乗せ助成を行うほか、事業実施主体から農家に支援金を振り込む際の振込手数料の補助を考えているところでございます。

**○12番議員（西森三義）** 市としてできる分については、できるだけ対応していただきたいなというふうに思います。

それからですね、先ほど、47名の方が納税の相談に来られたと、部長からありましたが、若い農家の方は、年金収入もないことから、税金を納めることができないということはないのか。延滞している農家さんはいないのか。そこ辺りについて把握されていたら、お答え願います。

**○税務課長（橋口裕一）** 年齢や業種別では把握できておりませんが、農家の方から納税に関する相談があった場合は、作物の収穫時期や資材代の支払い状況、世帯の生活状況などを聞き取り、それぞれの状況に応じた対応をさせていただいているところであります。また、相談がありました47名中、雪害後に納税が困難となった方が11名いらっしゃいますけれども、そのうち6名が既に完納してくださっており、残りの5名が、現在、分納中となっております。納税にお困りの際は、まずは税務課まで御相談いただきたいと思っております。

**○12番議員（西森三義）** 今、課長が答弁されたように、状況に応じて対応を、今後ともしていただきたいなというふうに思っております。

それでは、次にまいります。異常気象の中においては、大雨や大型台風も予想され、農作物への被害も増加すると思われるが、収入保険への加入は増加しているのか。今後、国・県においては、収入保険加入に力を入れそうだが、市でも積極的に、この推進については取り組んでいるのか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（鴨崎一郎）** 収入保険の加入件数の増加の状況でございますが、令和6年の収入保険開始の加入手続につきましては、本年の12月までというふうになっております。従いまして、現時点で鹿児島県農業共済組合に確認をいたしました。9月7日現在で新規加入手続の具体的な手続をされた農家は、今のところはいらっしゃらないということでもあります。なお、鹿児島県農業共済組合は、8月末から農家の戸別訪問、推進に当たっているようですが、その中で、保険料の試算を行った農家というのが、例年よりも多いというふうなことをお伺いしているところであります。



**○12番議員（西森三義）** 意外とですね、私も農家に聞けば、当指宿においては、オクラが非常に高いというか、所得が高いもんですから、収入保険に入らんでもいいという考えの人が多いですよ。ただ、私はいつも言うんだけど、これから先、ハウスがやられるかもしれない。あるいは、いろんな災害があつて、この前みたいにオクラも全滅するかもしれない。そうなることをやっぱり言うんだけど、やっぱりオクラに頼ってしまって加入はしないんですね。そのそもそも一つの要因は、多くの売り上げがある農家は、掛け金が高いと。この掛け金が高いから加入したくないというのがあるんですけども、なんかこの加入できる方法はないのか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（鴨崎一郎）** 収入保険の保険料に関して、その掛け金が高いというような理由でございすけれども、最大保証で加入するには掛け金が高い、加入が難しいと言った場合は、保証の下限を選択する。若しくは、保険方式の保証限度を選択する。若しくは、積立てをしないというようなことで、そういった経営に合ったプランを選択することが可能でして、そういったことを鹿児島県農業共済組合に相談をしていただきながら、どういった保険加入がいいのかということ、是非、選択をしていただきたいと思っておりますが、そういう意味では、そういった今のプランの説明が少し足りないところもあると思っておりますので、今後、啓発等も含めて、我々としては努めてまいりたいというふうに思っております。

**○12番議員（西森三義）** 私もこの収入保険人は加入しているんですが、私なんかの家庭菜園みたいのところでは、掛け金自体は少なくて済むんですけども、やっぱり大型農家になれば、それ相応の掛け金は必要だなと。ただ、万一のときには非常に役立っていると思うんですよ。私も2回ほどもういただきましたので、掛け金以上に貰っております。だから、ここはいいなと思うんですけども、そこ辺りを十分説明していただければ、加入者も、また増えていくんじゃないかなと。よろしく願いいたします。

私の住んでいる校区内においては、オクラの落葉被害が多く見られたことから、新西方営農支援センターでは、被害株を県の農業開発総合支援センターで調べてもらったところ、半身萎凋病であるとのことだが、この半身萎凋病に効く特効薬はないのか、お尋ねをいたします。

**○農産技術課長（前園洋一）** 半身萎凋病につきましては、土壌伝染性の病気でございますけれども、この病気にかかりますと、まず、株の片側だけに症状が出る事が多く、最終的に全体が枯れていくといったようなものでございます。様々な作物で発生をする病害なんですけれども、本市では、特にオクラの病気として問題になる事が多く、一度発生したほ場では、長期間にわたって被害を及ぼす恐れがあります。地温30度までが病気が発生しやすく、30度を超える高温では発生しにくいと言われておりまして、高温による影響については、はっきりしたことは分かっておりませんが、根が傷むと発生しやすくなることから、高温により根が傷み、発病につながるということが考えられるところです。この病気は特効

薬はないというところで、発病した株は、発見次第抜き取って、ほ場外に持ち出して処分することが蔓延防止対策となるところです。病気を予防するには、植え付け前の土壌消毒が重要でして、特に、一度病気が発生したほ場は、クロルピクリンでの消毒のあと、テロンによる消毒も行うなど、土壌消毒を徹底したり、可能であれば連作を避けて、他の作物との輪作を行うことが効果的となります。また、排水が悪いほ場では病気が発生しやすいので、排水対策が重要です。さらに、農薬を使用しない土壌消毒方法としまして、有機物を土壌にすき込んでから、大量の水をかけて、ビニールで被覆する土壌還元消毒という施設栽培向きの技術がありますけれども、これを露地栽培でも導入できないかということで、県の園芸振興協議会指宿支部等において、現在、実証試験を行っているところでございます。

**○12番議員（西森三義）** 今、課長が言われたようにですね、水を張って、それでもし、そういう半身萎凋病を撲滅できるのであれば、そこ辺りについては、さらに研究は進めていってもらいたいなど。

それから、オクラは指宿の農業生産ので代表的なものであり、これからも産地を維持、発展させるために、どのような技術指導を行っていくのか、お尋ねをいたします。

**○農産技術課長（前園洋一）** 夏場のオクラは冬場の豆類とともに、指宿市を代表する農産物であり、比較的少ない初期投資で栽培可能なうえ、収穫期間が長く、少ないほ場面積でも高い収益を得られることから、新規就農者にも取り組みやすい品目となっております。このため、特に新規就農者等の指導に力を入れ、病虫害防除など、オクラ栽培の基本栽培技術の習得支援を目的としまして、指導農業士とも連携しながら、技連会等関係機関でニューファーマー講座に取り組んでいるところでございます。さらに、オクラに関する技術指導については、JAの座談会等をはじめとした各種研修会等の機会を捉え、情報提供を行っているほか、市独自に営農指導活動員2名を配置しまして、市内のほ場を巡回して、農家に対して営農指導を行っているところでございます。ニューファーマー講座については、新規就農者に限らず、オクラ栽培農家に有益な情報を提供できるため、講座の年間スケジュールの周知方法について、今後、検討してまいります。このほか、天敵等を活用したIPM技術の普及と定着、ハウスオクラにおける温度管理やかん水管理技術の改善による草勢維持の実証試験に取り組んでおりますけれども、環境にやさしい農業による安心安全な産地のイメージ向上や、生産性・所得の向上を目指しており、このような技術指導を継続していくことで、産地の維持発展に努めていきたいと考えているところでございます。

**○12番議員（西森三義）** 今、言われたようにですね、天敵の活用、非常にいいことです。これはもう、どんどん進めていってもらって、やっぱり農薬をできるだけ使わないというような取組が必要だと思います。

この前、新聞に、南薩地域振興局が知覧に集約されるという報道がありました。いぶすき農業支援センターは、県・市・JA、それぞれの担当者が同じ建物内にあることで、農家へ

の指導が上手くいくということで設立されたと思うんですが、ここ辺りについてはどうだったんでしょうか、お尋ねをいたします。

**○農政部長（鴨崎一郎）** 現在のいぶすき農業支援センターに関しての御質問ですが、平成18年に県の総合事務所化計画の発表を受けまして、平成21年に各農業者組織の代表者、それから、鹿児島県、JAいぶすき、南薩土地改良区、農業委員会、指宿市ということで、指宿市農業振興促進会議を発足し、農業関連組織の体制整備に向けた検討を行ったという経緯がございます。同年10月、促進会議から、将来にわたる担い手の育成確保や農業者の多様なニーズ、新たな農業政策に対処するためには、関係機関が一体となる取組が必要であり、農政ワンプロー化の取組が望ましいとの提言がなされ、農業支援対策を図る拠点として、南薩地域振興局指宿庁舎、現在の場所になりますが、県農政普及課、JAいぶすき、市農業委員会による農政ワンプロー化が計画され、平成22年の5月から、同いぶすき農業支援センターを開設し、現在に至っているということでございます。

**○12番議員（西森三義）** その中で、県の普及員の方が13名いらっしゃるかと思うんですが、その方々が新規就農者等への技術指導を行っていると聞いているんですが、どうなんですか、お尋ねいたします。

**○農産技術課長（前菌洋一）** 経営・作物・野菜・果樹・花き・畜産といった専門項目ごとに担当者がいらっしゃるということで、農業技術・経営向上のため、専門ごとに農家巡回と栽培管理技術・経営指導はもちろんのこと、新規就農の相談ですとか、育成・確保支援、複式簿記・資金借入相談などの経営改善支援、更には、病虫害対策、土壌診断、災害調査等、様々な農家支援活動を行っていただいているほか、市内の各種審議会ですとか、協議会の構成員としまして、多くの御意見や御提案をいただいているところです。また、県が主導する組織としまして、若手農家組織のAGRI倶楽部、女性農業者組織のファームコネクト、指導農業士会、県園芸振興協議会指宿支部等がございまして、指宿管内単独で運営されているこれらの組織を通じて、担い手や女性農業者の育成、農業技術の実証試験等、担い手育成や産地育成等に向け、指宿地域に特化した普及指導計画に基づく活動に取り組んでいただいているところでございます。特に、新規就農者の認定定着支援に向けた取組ですとか、あと、全国でも類を見ないIPM推進・実践、また、特殊病虫害対策等の迅速な対応につきましては、県普及指導員と関係機関が一体となって取り組んだ成果として挙げられるところでございます。

**○12番議員（西森三義）** 今、課長の説明でありますと、やっぱり農業支援センターに県の普及員がおることで非常に役立っていると理解いたしますが、県は振興局を2027年度末までに知覧の県立保健看護学校跡地に移転し、その中で普及員も集約されるというふうになっておりますが、いぶすき農業支援センターとしての機能や農家への指導体制は、今後、どうなっていくのか、お尋ねをいたします。

○農政部長（鴨崎一郎） 南薩地域振興局庁舎の再整備ということで、新聞報道が既になされておりますが、これまで、この整備に関しましては、県の意見徴収に対しまして、県の駐在と市の農政部、農業委員会の集約により、営農相談等にワンストップで対応してきており、本県、本市の農業振興に重要な役割を果たしていることから、農政普及課指宿市駐在は現体制を維持すべきだというふうに要望してきているところでございます。県からは、指宿市駐在に対して、統合前後において、農政関係の人数確保は変わらない。災害時等の対応については、指宿市での業務環境を含め、現地で迅速な対応ができるような体制を確保するというようなことを確認をしてきておりますが、本市としましては、これまでどおり、農家への支援体制が損なわれることのないように、また、本市の関係機関との連携体制が維持・継続できるよう、引き続き、県に要望してまいりたいというふうには思っております。

○12番議員（西森三義） 今、部長のほうで要望をしていると。県も確約をしてくれているということで、非常に心強く思っているんですが、市長、指宿の基幹産業である農業を、今後、発展させるためにも、普及員の技術指導は必要と思われるんですね。移転するまでの間に、いろんな会議があると思います。市長も当然出られると思いますので、そういう会議等の中で、指宿にはどうしても普及員が必要なんだよということで、再三にわたって、市長からもお願いはできませんでしょうか、お尋ねをいたします。

○市長（打越明司） この庁舎の再整備に当たっては、私からも県とは何回も意見交換を重ねてきているところであります。そもそもが、この再整備については、今、複数に分かれているその庁舎の役割、県から見たときのですね、南薩地域振興局の庁舎の役割について、できるだけその効率的に、コストも含めて、1か所に、一番いい適地にまとめて、この南薩の広域の4市を見ていくと。一番いい方法は何かということで議論をしてきたわけではありますが、今回、県と一番約束した、先ほど部長からも話がありましたけれども、これまでこの指宿地域で当たってきた、普及員の対応できる人間の数については、これはほとんど業務内容を含めれば、やっぱり現地対応、現地で農家と直接会う。いろんな組織に対しても直接、いろんな指導や話し合いをする、そういう仕事がほとんどですから、人間についてのカットはできない、やってはならないということで話をして、そのことについては、統廃合したあとも、指宿に対して当たってくれるメンバーの数は確保すると、これまでどおりを確保するというところであります。ただ、地理的には少し離れますので、おおむね30分から40分ぐらいはタイムロスがあるというふうに、私はこれはもう覚悟しなければならないと思いますけれども、中身についてはロスがあってはならない対応もありますので、特にそれは、今年もそうでしたけれども、想定外の災害であったりとか、そういったことが、とりわけ、この農政、あるいは土木、建設、そういったところについてはありますので、このときには必ず現地において対応すると。現地に駐在をし、対応するというところで、予測される事態には、知覧側ではなくて、指宿において対応できるような準備をきちんと取っておくということを約束をした

ということであります。ですから、先ほど、この職場環境を含めていうのは、その、ただ、場所があるだけで、現地では対応できるわけではなくて、現地ではちゃんと、ITの機器も含めて、情報のインフラも含めて、一定揃っていないと対応できないわけですから、そういったものも含めてきちんと残して、そして、いざというときには、そこに駐在をするという形で対応できる。これにはもう、3・40分の時間ロスはあるとはならないという、今、その形を約束をしているということであります。今後、そのDXの対応であるとか、いろんなことを含めて、少しずつ少しずつ、また、現場でなくともいろいろできるものも含めて、今、農協の中でも、そういったスマート農業については、いろんな形で検討がなされて、だんだんだんだん、畜産なんかは特にそうですけれども、そういったものが入って行って、そういう中で、DXの進行も含めて、十分な対応ができるように、今後も細かい様々な点については要望したい、意見を申し上げたいというふうにしていきたいというふうに思います。

**○12番議員（西森三義）** 市長からも、いろいろ県に要望されていると。タイムロスがあるとはならないということも言われているようですので、是非、そのように取り組んでいただきたいと。

それから、県外においてはですね、竹をチップ化して、生ごみ用の梱包に活用したり、堆肥としても活用、また、タケノコはメンマにも活用ということで、新聞にもいろいろ掲載されていました。さらに県内においては、竹炭を撒いた畑でサツマイモの収穫を始めたという新聞記事がありましたが、指宿でも放置された竹を活用する取組は考えていないのか。これを調査研究する計画はないのか、お尋ねをいたします。

**○農産技術課長（前菌洋一）** 放置竹林の活用事例としまして、大崎町における取組が新聞でも紹介されていたところでございますけれども、取組内容について伺ったところ、特用林産物でありますタケノコの収穫ですとか、メンマの製造のほか、竹林を整備する際に出てきた不要な竹材を竹炭に加工しまして、農業への活用等について検証を行っているということでございました。この竹炭に活用する竹材につきましては、水分含量の多い緑竹をそのまま加熱しますと、破裂をすることもあり不向きであるということで、枯れて倒伏した孟宗竹を使用しているといったようなことでございました。一方、緑竹につきましては、粉碎機で竹を粉碎し、畜産の敷料ですとか、園芸用の堆肥に活用できないかといったような検証も行っているようでございます。放置竹林につきましては、隣接する山林ですとか、畑等への影響も懸念されることから、本市におきましても、全国における様々な事例等につきまして、情報収集に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 0時21分 |
| 再開 | 午後 | 1時23分 |

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○12番議員（西森三義）** 先ほどは昼食前で、ちょっと急いだ感がありましたけれども、まだ15分も持ち時間がありますので、これからちょっとゆっくりとやっていきたいと。最後にですね、農政関係で、竹のことについては、孟宗竹は生では破裂したりするという答弁がありました。いろいろな新聞を見ると、荒れた竹林は資源の宝庫という、もういろいろあるんですね。だから、指宿においても、何とかそこ辺りの研究していただきたい。指宿で竹が足りない場合は、喜入にもあるし、穎娃にもある、そういうことも含めて、やっぱり事業化を進めていけたらなというふうに思いますので、是非、調査研究に取り組んでいただくことを希望しまして、次の質問に入ります。

次は、唐船峡そうめん流しの経営について、2回目以降の質問に入ります。先ほども同僚議員の中で、エレベーターのことも言われましたが、エレベーターは平成元年に設置されたようなことを言われて、毎月1回点検をし、安全は確保しているというふうになっていましたが、私、そうめん流しに行くときにエレベーターを利用しますが、その際に、11名乗りっとなっているんですけども、8名乗った段階で、そのうち1名は子供です、小学校4・5年だったと思うんですが、ちょっとがくつきたんですね。落ちるんじゃないかと思ったところ。先ほど言われました、毎月1回点検しているというが、本当に安全なんでしょうか。よろしく願いいたします。

**○唐船峡そうめん流し支配人（海江田勝博）** 唐船峡のエレベーターは油圧式であるため、下に沈む現象が起こる場合があります。安全性に問題はないと確認をしているところでございます。

**○12番議員（西森三義）** それでは、設置は平成元年ということであれば、耐用年数は何年なんでしょうか、お尋ねをいたします。

**○唐船峡そうめん流し支配人（海江田勝博）** 設置事業者によりますと、エレベーターの主要装置の耐用年数はおおむね20年を目途としていると聞いているところでございます。エレベーターは業者により、毎月1回の定期点検を行っており、運転性能や各機器に異常は認められないとの報告を受けておりますが、唐船峡の施設は全体的に老朽化していることから、施設の整備については総合的に判断してまいりたいと考えているところでございます。

**○12番議員（西森三義）** 今、支配人が耐用年数は20年と。もう実際はもう30年以上経っていますね。そのときに、万が一、事故が発生した場合には、市に負担がくるんじゃないですか。そこ辺りについては、どのような対応を考えていらっしゃるんですか。

**○開聞支所長（山下秀一）** 議員のおっしゃるとおり、老朽化はしているということでございます。先ほど、支配人も答弁をいたしました。経費の関係等もございまして、また、総合的に判断して、早急に対応策等も検討してまいりたいというふうに考えております。

**○12番議員（西森三義）** 是非ですね、万一の事故が発生しないように、随時、点検を行って、安全性は確保するようにお願いいたします。

それから、午前中も同僚議員が券売機のことを言いましたが、私も同じようなもんなんですけれども、そうめん流し専用のプレミアム商品券を発行する考えはないか。例えば、1万円を千円綴りで購入すると、プラス1枚か2枚、11枚か12枚になりますよとか。それはそうめん流しだけ使える。なぜ千円綴りかと言えば、そうめんだけとか、いろいろ使えるわけですよ。だから、そういうことはできないのか、お尋ねいたします。

**○唐船峡そうめん流し支配人（海江田勝博）** 市営唐船峡そうめん流しでは、お食事前売り券のA定食とB定食を、それぞれ10枚一組を1割引きで販売しております。特に今年度は、広報紙等でのPRや料金改定により、多くの市民の皆様にご購入いただいているところでございます。前売り券を含めた本年8月の販売実績で申し上げますと、A・B定食が全体の約62%、そうめんの単品追加注文が約14%、いなり定食が約11%、飲み物類が約4%となっております。多くの方が定食を注文していただいております。唐船峡独自のプレミアム付き商品券を発行した場合に、A定食やB定食に限定したお食事前売り券よりもお好きな商品を選べるというメリットはありますが、食券販売に並んでいただいて注文していただく必要があります。唐船峡独自のプレミアム付き商品券の販売については、需要や要望、費用対効果等も含め、調査研究してまいりたいと考えているところでございます。

**○12番議員（西森三義）** 費用対効果を考えて、是非、前向きに検討できればですね、やっていただきたいなというふうに思います。

それから、以前も質問したと思うんですが、従業員を確保する必要から、冬場も営業していると。民間は営業を休止しているんですが、民間と同様に、市営唐船峡も冬場の休止は考えられないか。従業員を冬場だけ勤務させられる部署があればと思っているんですが、これについては、前向きに取り組むことはできないのか。市長、どうでしょうか、お尋ねいたします。

**○市長（打越明司）** 民間と公営の違いが、そこは非常ににあると思います。お隣の民間事業者については、その季節季節に応じた人員の配置というのが適切に行われやすいというふうに思いますが、これがなかなか、会計年度の皆さんも含めて、そうめん流し職員をほかのところに配置していくことについては、この就任以来、ずっと検討、研究を、今、している最中なんですけれども、やっぱり人間の問題なので、あまり簡単ではないなというふうに思っております。市の職員なんだからということで、どこへでも行きなさいと言ったら、必ずしも行くのかというと、なかなか、いろんな声を聞いておりますと、そうめん流しでもう長年勤めている方々は、今からほかのところで働くのはねと、辞めてしまいそうな勢いがあるような声も聞いたりしてですね、なかなかこの職員の管理というのは難しい課題があるなと思っております。かといって、そういうことだけを理由に赤字でいいというわけにはいかない。この施設は、非常に季節性の特徴が強い施設ですから、ものすごく多いときと、ほとんど誰も来ないときとが、やっぱり極端です。だからこそ、人の配置は本当は適正に、柔軟にしたほう

がいいのかなというふうには思いますが、ただ、そういう課題は含めながら、現状としては、今後、よく研究してみると、12か月間の中で、本当の意味で、このプラスを出している、黒字を出している月というのは、約3か月です。中間の季節というのは、大体とんとんで行くという状況で、極端に少ない月が非常にこう減っているということで、そうなりますと、本当にこう、限定的な期間をどういうふうにやっていくかということで、テーマを持って、検討していかないといけないなど。その経営改善の検討委員会の中でも、冬季営業についてというのを諮問させてもらいましたが、結論的には、やっぱり委員会の中でも議論が分かれて、結果的には、冬季はこうしなさいというようなこの答申は返ってこなかったと。非常に難しい問題なんで、そこは市当局で判断をしてほしいというような答えになっておったと思います。いずれにしましても、ずっとそのままがいいというわけにはいかないで、できるだけ近いうちに、試みをいろいろしながら、いきなり完全な切り替えをしたり、閉じてしまったりということではなくて、いろいろな試みを入れながら、一番ベストな経営を目指していきたいなというふうに思っているところです。

あと、ちょっと追加で、さっきのあのエレベーターの問題なんですが、これは、もう明らかに本来はもう期限を過ぎて、よく言えば、何とか大事に大事にしながら使っているという状態。ですから、確実な定期点検を入れて、大事故は絶対起きない、そういう保証を、点検してくれた業者からもいただきながらやっていますけれども、今後、恐らく、一番直面する問題は、機械自体が古いので、そのうち近い将来、点検しておかしくはなくても、替える部品がなくなると。替える部品がなくなって、どうするかというときが来ますよということ、業者の方からもいただいています、そこまでがもう我々のどうしていくかの答えを出すタイミングなんだろうというふうに思っていますので、いろいろな件、一緒に相談に乗っていただければなというふうに思います。

**○12番議員（西森三義）** 最初の答弁で市長は、メリットは指宿をPRするにはどうしても必要だと。観光客を呼ぶためにも必要だと。それは本当に理解するんです。ただ、今言うように、施設も大分古くなってきている。そこ辺りで、万一、事故が起これば、それはもうPRどころじゃないんですよ。そこ辺りも含めて、やっぱり万全な体制は必要じゃないかなというふうに思っております。職員の管理、非常に難しいと思います。冬場に、簡単に私なんか、休止しなさいというものの、あとの採用はどうするのかということもあるんですけども、何とかそれを、指宿市職員全体でいい知恵を出して、できれば私の部署がこういうことができるよということもありうると思うんですが、そこ辺りも含めて、是非、前向きな検討をしていただきたいと。よろしく願いいたします。私は冬場に行って、ストーブを炊いて、お客さんは少ししかいなかったんですよ。たまたま私が行ったときがそうだったのかもしれない。だから、あの部屋で採算が取れるのかなと。今日は、冬場にものごく活性化するような答弁が聞けるかなと思ったけれども、あんまりそれもなかったから、今までどお



りかなというような感じがしましたので、できれば、この休止するという方向も、検討は必要じゃないかなというふうに考えております。

それから、今、市長も言われました、経営改善検討委員会の席上では、いろんな意見も出ているということなんですが、あそこを指定管理者制度にするとか、ということは検討されなかったんでしょうか、どうなんでしょうか。

**○開聞支所長（山下秀一）** 先ほど答弁いたしましたとおり、経営改善検討委員会から様々な意見が出されたところでございます。指定管理者制度の導入につきましては、まずはその経営改善検討委員会の提案や意見を踏まえて、経営改善を図っていく所存でございます。現時点では、指定管理者の導入につきましては、検討はしていないところでございます。

**○12番議員（西森三義）** いずれにしても、唐船峡そうめん流しの経営を向上させる取組として、観光客やインバウンドの誘致が絶対必要と考えることから、どのような対策を講じるのか、お尋ねをいたします。

**○唐船峡そうめん流し支配人（海江田勝博）** 市観光課や県観光連盟などの招聘事業等により、旅行エージェントやインフルエンサーを通して、国内外へ広くPRしていきたいと考えているところでございます。また、令和4年度の実績といたしましては、市観光課が香港旅行エージェントの招聘事業や在東京タイ王国大使招聘事業等、また、県の観光連盟としては、公式フェイスブックの台湾、ベトナム版の撮影で唐船峡を撮影に来てございます。本年8月までの実績といたしましては、鹿児島県東京事務所が東京の旅行会社、エージェントの招聘事業をしていただきまして、唐船峡で視察、あるいは食事をとっていただいている、そのような事業を通して、広く誘客等につなげていきたいと考えているところでございます。

**○12番議員（西森三義）** 広く誘客に努めているということでございますが、先日は、先ほども市長が言われたように、テレビ番組の中で、支配人や従業員が格好良く映されていまして、ますます来場者が増えることを期待して、次の質問に入ります。

次の安心安全対策について、2回目以降の質問に入ります。先ほどは、公用車にドライブレコーダーは何台設置していますかということでしたら、スクールバスは7台、全部設置されていますよと。全部で13台ということは、あと6台ですね。市の公用車は206台あるということなんですが、この公用車206台に、13台除いてドライブレコーダーを設置した場合は、あとどれぐらいの費用が必要なのか、お尋ねをいたします。

**○総務部長（坂元一博）** 現在、ドライブレコーダーは1台約2万円程度で購入できるようでございます。全ての公用車に設置するとなりますと、ドライブレコーダー本体のみで400万円程度掛かり、これとは別に取り付け費用が必要となるものと考えております。

**○12番議員（西森三義）** 出費多大のおり、400万円ということかもしれませんが、そこ辺りも踏まえて、一遍にできないときには、段階的にもできればなと思っております。9月13日付の新聞に、鹿児島南警察署が青果卸業者とドライブレコーダーのデータ提供で協定を締結

したと載っていました。このように、職員の安全だけでなく、市民の安心安全にも役立つ可能性があると思われまますので、先ほども言いましたように、段階的に設置できないか、お尋ねをいたします。

**○総務部長（坂元一博）** 議員のおっしゃるとおり、ドライブレコーダーは、いざというときの確実な記録媒体でございます。現在、車両台数の適正化なども含めた、公用車の管理体制の見直しを行っていることから、ドライブレコーダーの設置の必要性などを踏まえるとともに、限られた財源を効果的、効率的に活用するため、補助金などの経済対策なども併せて、調査研究をしていきたいと考えております。

**○12番議員（西森三義）** 今の部長の答弁から察すると、今後、ドライブレコーダーを取り付けていくということで理解してよろしいですか。

**○総務部長（坂元一博）** 今、限られた財源もございます。また、補助金などの経済対策もございますので、今後、そのようなのを踏まえながら、検討しながら、調査研究していきたいと思っております。

**○12番議員（西森三義）** 意外と歯切れが悪いんですね。調査研究は大事なんです。でも、職員の安全も大事なんです。調査研究だけでも、先に進まないです。そこを言っているんですよ。段階的にでもやりますよという答弁が必要なんです。どうですか。

**○総務部長（坂元一博）** 議員のおっしゃるとおりでもございますけれども、財源の限られた部分もございますので、その点踏まえて、検討していきたいと思っております。

**○12番議員（西森三義）** なかなか次に行けませんね。市長、どうでしょうか。本当に限られた財源は分かるんです。でも、職員の安全も大事なんです。さらに、市民の安心安全も大事なんです。これは防犯カメラの役割もするんです。市長の考えをお聞かせください。

**○市長（打越明司）** 今のところは調査研究に重点をおきたいというふうに思っています。実は、財源の問題が大きな壁ではありません。いろいろなところの防犯のこういったものを設置する場合に、そこに保存された映像の管理であったり、取り扱いであったり、あるいは提供であったり、あるいはオープンできないというケースも含めて、やっぱりいろいろ検討しなくちゃいけない、ちょっと難しい問題が幾つかあるということを実は理解をしております、そのことについてしっかりと整理をしてから着手をするかしないのかという判断を下したいということでもあります。お察しをいただきたいと思えます。

**○12番議員（西森三義）** いろんなことは分かります。是非、調査研究は前向きに進むようにお願いいたしまして、次に入ります。

至る所で、まちづくり公社の職員が草払い作業をしているところを見かけます。今の時期は、本当に暑くて大変だと思ひ、感謝しておりますが、本当に人的作業には限界があると思ひます。作業の効率化を考え、機械を増やした場合、それを操作するオペレーターは何名いるのか、お尋ねをいたします。

○**土木課長（東恵一）** 現在、まちづくり公社の道路作業班には、作業機械の操作ができる方が8人在籍しているところでございます。

○**12番議員（西森三義）** 8名オペレーターできる人がおるといことで、機械はどんどん導入ができるということですね。これ言えば、また市長が財源がということになりますけれども、指宿は、高齢化が進んでいるんですよ。もう非常に高いところなんかできません。これ、私の地域だけじゃないんです。ほかの地域もやっぱり、もう年取ってできないということをお聞きしますので、やっぱり機械導入は本当に必要だと思います。こういうことで、機械を早急にまた導入してもらって、各地域で高いところなんかをその機械で作業するということができるようにしていただきたいと。以前は、地域で草払い作業をしていた道路も、さっきから言うように地域住民の高齢化が進み、もう草払い作業ができなくなって、まちづくり公社への負担が増加して、作業する間隔が長くなっているんです。担当部署においては、民間事業者も活用してもらっているんですが、機械で作業するほうが人的負担も少なく、作業効率も早いことから、地域で機械を借り上げた場合、これまで何回も質問して、いつも却下されておりますが、助成金。地域で機械を借りたときの助成金については対応できないのか、お尋ねいたします。再三、却下されますけれども、前向きな答弁をお願いします。

○**土木課長（東恵一）** 地域の方々が実施している草刈りや清掃活動につきましては、本当に非常にありがたく、この場を借りまして、感謝申し上げます。そのような活動につきましては、地域の実質的な活動の一環として行っていただいております。援助は行っていないところでございます。高齢化や人手不足により、そのような活動が地域の力だけでは以前のように十分できないという声も承知しております。道路の高土手や困難な樹木の伐採など、地域の方々の作業が難しい場合につきましては、まちづくり公社や業者委託により、市としましてもできる限りの対応をさせていただきますので、まずは遠慮なく、土木課へ御相談いただければと思います。

○**12番議員（西森三義）** 簡単に助成金というのは出ないんですね。分かりました。ことあるごとに土木課に電話をしまいたいと思います。

結びに、今、盛んにテレビ報道されているインボイス制度について、10月から開始されますが、個人事業主や農家の方々は上手く理解されているのか、心配するところです。制度についての説明は何回もされていると思いますが、制度が開始されてからまごつくような人たちには、担当部署において、分かりやすい説明や指導をしていただけるようお願いいたします。質問を終わります。ありがとうございました。

○**議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 1時50分 |
| 再開 | 午後 | 1時59分 |

○**議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、吉村重則議員。

**〇10番議員（吉村重則）** 私は、日本共産党の議員の一人として、平和憲法の改憲に反対し、市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づいて一般質問をいたします。

政府が6月に発表したこども未来戦略方針では、2030年代前半までに子供関係予算を倍増させる具体策として、こども金庫の創設が盛り込まれました。異次元の少子化対策として、子育て支援を社会保険化しようとしています。これまで保育や児童手当は、大部分が公費により賄われ、それを企業負担が一部補完するという財源構造をとっていました。そこに新たに成人全員が負担する保険料、仮称、支援金を導入して、こども金庫という名の特別会計の収支を管理するという構想です。この保険料は当面、公的医療保険の保険料に上乗せさせる予定ですが、年金保険や介護保険等、他の社会保険への拡張も考えられます。また、75歳以上の高齢者にも支援金が課せられます。もともと予定されている後期高齢者医療と介護保険の保険料や利用者負担の引き上げに、更に新たな負担が加わることになります。日本の女性高齢者の貧困率は22.8%、男性は16.4%、OECD諸国平均の女性が15.1%、男性が10.1%をそれぞれ大きく上回ります。政府財界は年齢に関係なく、応能負担すべきだと、社会保険の高齢者負担増を正当化していますが、金融資産関連の優遇課税や法人税、所得税の抜本的な累進課税強化等、税における応能負担には口をつぐんでいます。軍事費倍増が打ち出された2020年11月の財務省が優先的に集めた財源の中身は、決算余剰金や既存の特別会計の積立金の流用とたばこ税、法人税、所得税の増税ですが、その一方で、子育て支援に関しては、国民負担の税金と財界の意向に左右される拠出金、後期高齢者医療と介護保険の歳出改革で節約される公費の付け替えや消費税増収分といったものに財源を限定しようとしています。子育て支援を求めるなら、支援金や消費税率の値上げにも同意しなければならない。そうでないなら、公的給付を抑制し、代わりに商業的な子育てサービスを購入しなきゃならないというように、給付と負担を相互にけん制させ、高齢者と現役世代、子育て世代とそうでない世代の分断と対立を作り出す政策が進められようとしています。軍事費には一般関係のあらゆる税全部を優先的にかき集める一方、子育て支援はこども金庫という特別会計の範囲内に閉じ込め、その財源は、ともに逆進性を特徴とする保険料や消費税や財界の拠出金に限定させる。この社会保険化政策の異常さと危険性が明らかではないでしょうか。

それでは、通告に基づいて、一般質問いたします。

市営住宅について。空き住宅はどのぐらいあるのか。

次に、地熱発電、バイナリー発電の岡児ヶ水で計画されている小型バイナリー発電について。配達地域指定の地元説明会の資料はいつの時点で確認し、どのような対応をしたのか。

次に、子ども支援について。不登校児童生徒の近年5年間の推移はどうなっているのか。また、どのような支援がなされているのか。

次に、介護保険について。保険料の滞納者はどのぐらいいるのか。また、2023年度は第8

期介護保険事業の最終年度になるが、介護給付準備基金はどのぐらいになるのかを質問し、1回目といたします。

**○市長（打越明司）** 吉村議員の質問にお答えしたいと思います。

まずは、地熱発電事業についての御質問ですが、地元説明会の資料につきましては、8月24日に対象地区に資料が届いているとの情報を得ましたので、同日、配布された資料についての確認を行い、翌25日に議員の皆様方にも情報提供をさせていただいたところであります。事業者への対応についてでございますが、条例で事業計画書の提出前に市と事前協議をすることを義務付けていることから、これまでも事業者に対しましては、その都度、必要な要請や指導を行っており、また、事業者の情報についても、一定の把握はしているところであります。

次に、介護保険の基金についてのお尋ねがありましたが、介護保険財政調整基金の令和4年度末現在の残高は、4億3,516万6,278円となっております。その後、6月に令和4年度の決算剰余金として2億600万円を積み立て、現在の基金残高は、6億4,116万6,278円となっております。なお、今回の9月議会に補正予算案として提案しておりますが、令和4年度実績に基づく国・県・社会保険診療報酬支払基金及び一般会計への返還金が2億8,210万2千円生じており、本基金から4,897万5千円の繰入をすることから、これを踏まえすと、5億9,219万1,278円の残高となる見込みであります。

残余の質問については、関係部長及び教育長に答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

**○教育長（吉元鈴代）** 不登校児童生徒の5年間の推移、不登校児童生徒に対する支援についてのお尋ねがございました。文部科学省は、不登校は何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いた者と定義されております。まず、不登校児童生徒数は、令和元年度までには30人台後半で推移しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の流行以降、令和2年度は59人、令和3年度は60人、令和4年度は66人と増加しております。ただし、令和5年度につきましては、8月末現在で計38人となっているところでございます。教育委員会では、不登校支援策として、適応指導教室を2か所設置し、指導員やスクールソーシャルワーカー、ほかの子供たちと学習活動や体験活動を通して、幅広い人間関係を醸成したり、社会的自立を目指した支援を行ったりしております。通う時間と頻度は児童生徒の一人ひとりの体調やペースに合わせて決めることができ、通級した日数は出席扱いとなっております。学校での支援としましては、学級担任一人ではなく、管理職を含め、チームによる継続的かつ定期的な家庭訪問の実施、毎週実施しております生徒指導委員会での情報共有、また、校内適応指導教室や保健室、相談室など、別室での安心して過ごせる居場所づくりに取り組んでおります。さらに、不登校児童生

徒の一人ひとりの支援計画をスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員、地域福祉課、家庭相談員等と共有し、連携を図りながら相談や家庭訪問を行なったりしております。

○**建設部長（高田博憲）** 市営住宅の空き戸数についてのお尋ねでございました。昨日時点で、入居可能な戸数は85戸であります。

○**市民生活部長（富永敏尚）** 介護保険料の滞納者数につきましての御質問でございました。介護保険の滞納者数につきましては、平成30年度が342人、令和元年度が307人、令和2年度が252人、令和3年度が263人、令和4年度が269人となっております。

○**10番議員（吉村重則）** 最初に、市営住宅について、質問いたします。この空き家になっている85戸についての活用方法とか、その辺はどのようなになっているんですか。

○**建築課長（中吉竜治）** 活用方法と言いますか、主には災害の被災者の緊急入居用とか、あるいはDV被害等の緊急入居用等に充てております。

○**10番議員（吉村重則）** 垂水市では、外国人実習生への活用がなされていると聞いているんですが、指宿市の場合は、このような活動については検討はされていないものかどうか。

○**建築課長（中吉竜治）** 議員からその情報をいただきましたので、今月8日に現地に赴いて、垂水市の担当課の職員の方といろいろ質問をさせていただいて、現地も回ってきました。垂水市においては、外国人技能実習生を受け入れている市営住宅があるということでお聞きしたんですけども、この住宅というのは、公営住宅法に基づく、いわゆる公営住宅ではなくて、独立行政法人が所有をしていた雇用促進住宅というのを、垂水市が購入をしたという形になっております。その後、入居条件等を設定をして、定住促進住宅として預かっているということでした。いわゆる、その自治体が単費で買ったものについては、公営住宅法等の縛りというのは全くかからないものですから、自由に使うことができるということでございます。そういったことで、垂水市は、いわゆる市営住宅に、本来の目的ではない外国人技能実習生が入居できるという形でありました。

○**10番議員（吉村重則）** 今、外国人実習生はどんどん増えているわけですよね。そういう中で、雇う側、農家にしても、漁業関係にしても、非常に住宅の問題でも、いろいろ規制があったりとか、いろんな条件があって、なかなか探すのに厳しい条件があるということなんです。公営の場合は、そういう面では、どうしても外国人実習生としての利用はもう無理と。法の上で無理ということなんですか。

○**建築課長（中吉竜治）** 今現在もなんですけども、外国人技能実習生というものを入居させないということではありません。本市に関しては、市営住宅、公営住宅については入居要件の中に区別はないということでございます。ただ、外国人技能実習生がそのグループ単位で住むということについては、公営住宅法でそれを認めていないと。どうしても、同居するものは三親等以内の親族に限るということでも法でも決まっていますし、うちの条例でも決め

てあるところです。

○10番議員（吉村重則） つまり、外国人実習生であっても、個人であれば入居は可能だと。

兄弟とか、そういうのも含めてだと思っんですけれども。ということでよろしいんですか。

○建築課長（中吉竜治） はい、そのとおりです。

○10番議員（吉村重則） あと、市営住宅の家賃の減免について。昨年の第4回定例会で同僚議員の質問の中で、市営住宅の家賃減免の基本的な考え方として、県を基準に作成しており、令和5年4月1日、つまり今年の4月から減免を予定しているということでしたけれども、今、実態はどうなんですか。

○建築課長（中吉竜治） 令和5年9月19日、昨日現在、17名の方が減免を受けており、減免額の総額については、令和6年3月分まで減免を受けた場合、126万2,400円になるところです。

○10番議員（吉村重則） この基準としては、もう県と全く一緒という捉え方でよろしいんですか。

○建築課長（中吉竜治） おおむね県と同じです。1点違うところは、最低家賃を定めてあるところです。

○10番議員（吉村重則） 最低基準を定めているということであれば、この17名の方で、全員がその最低の額を納めなければならないと。月3千円ということですか。

○建築課長（中吉竜治） 家賃については、その月額を、基準額に応じて2分の1、あるいは4分の1に減額をしています。この2分の1、4分の1減額にした結果、最低ラインを下回る人が、最低ラインまで払っていただくということになっていきますので、今のところ、最低ラインに届く方はいらっしゃらないということになります。

○10番議員（吉村重則） あと、市営住宅に、新たに生活保護を受けている方が入居しようとした場合に、敷金とか、その辺はどのようになるんですか。

○建築課長（中吉竜治） その前に、最低家賃に該当する人についてはいないと申し上げましたが、1人いらっしゃいました。

それと、生活保護受給者につきまして、その敷金ですけれども、敷金の減免というのは規定があります。ですが、規定に該当するような方はいらっしゃらないということになっております。敷金につきましても、住宅扶助費で市から扶助費が出ますので、その中で、うちの敷金が賄われるという形になります。

○10番議員（吉村重則） つまり、生活保護を受けている方が入居する場合には、敷金についてもいないということでもよろしいんですか。

○建築課長（中吉竜治） いないということではなくて、市営住宅で定められている敷金は、生活扶助費から出て賄われるということです。

○10番議員（吉村重則） 次に、介護保険の問題を質問します。介護保険の中で、滞納者が30年から4年度まで、300から260台まで滞納になっているわけですけれども、この滞納の方は

やっぱり同じ方なんですか。

○**税務課長（橋口裕一）** 介護保険料で滞納がある方は同じ方なのかということですが、そこについては、申し訳ございません。今、手元に資料もなくて、また、そういったことを調査したこともございませんので、答弁ができないところでございます。

○**10番議員（吉村重則）** 滞納の方と言われたら、年金が月額1万5千円未満の方だと思うんですけども、これは確認できますか。

○**税務課長（橋口裕一）** 月額1万5千円ということは、普通徴収に該当される方のことだと思いますので、そのことについて答弁させていただきますが、介護保険料につきましては、原則として、年金からの天引きによる特別徴収の方法により保険料を徴収いたしますけれども、老齢等年金の受給額が年額18万円未満である場合や、転入転出等により、被保険者資格を取得又は喪失した場合、年金担保貸付金を返済中の場合などが普通徴収の対象となる方々であります。

○**10番議員（吉村重則）** つまり、1か月にした場合は1万5千円未満で衣食住、生活しなさいということだと思うんですね。本当に介護が必要なのに、介護を受けられない現実があると思うんですけども、その辺は掴んではいないんですか。

○**税務課長（橋口裕一）** 介護保険制度につきましては、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また、介護が必要になっても自立した生活が遅れるように、社会全体で支えていく制度となつているところです。保険料につきましては、第1段階から第3段階に該当する方について、それぞれ基準額の3割から7割が軽減をされております。また、令和5年度の当初賦課時点での被保険者数になりますけれども、1万5,767人いらっしゃいます。その中で、普通徴収かつ年金が18万円未満で、ほかに所得がない方という方々が144名ほどいらっしゃるところですけれども、この中には、課税所得でない遺族年金や障害年金などを受給している方もいらっしゃると思われるところです。いざというときに、誰でも平等にサービスを受けることができる制度でございますので、加入者の皆様の所得などに応じた負担について、御理解いただきたいと考えているところでございます。

○**10番議員（吉村重則）** 144名の方が、もうほかに何も無いということだったと思うんですけども、介護保険料をそれでも、7割軽減にしても、かなり大きいわけですよね。1万5千円未満で生活をしなさい、食べなさい、クーラーをかけなさいというけれども、かけられる状態じゃないですよ。そういう中で、介護保険料を納められなければ、介護を受けられないことになるんじゃないですか。

○**国保介護課長（大牟禮伸英）** 滞納者は、介護サービスを受けられなくなるということはありませんけれども、特別な事情がないのに介護保険料を納めない場合は、法令の規定によりまして、未納期間に応じた給付制限を受けることがあります。

○**10番議員（吉村重則）** つまり、さっき、滞納者の260から340名ぐらい、平成30年から4年



度までですか、の間に300から260ぐらいの方が滞納になっていると。この方々も介護サービスは受けられるということによろしいですか。

○国保介護課長（大牟禮伸英） お見込のとおりでございます。

○10番議員（吉村重則） あと、第8期が今年度で終わる中で、5億9,000万ぐらいの基金があるわけですが、令和5年度の、もう3月までになると思うんですが、保険料の額、総額はどのぐらいになるんですか。1年間の保険料の総額は。予算書を見れば分かる。

○税務課長（橋口裕一） 令和5年度の調定額になりますけれども、約11億円程度となっております。

○10番議員（吉村重則） 11億円、調定額は11億円という中で、基金が5億9,000万ぐらいあるわけですよね。これまで8期、3年ごとで8期あったわけですが、毎回、大幅な値上げになっているんですよ。この基金を使って、9期については値上げをすべきでないと思うんですが、これを取り崩して値上げをしないということは検討されないのかどうか。

○国保介護課長（大牟禮伸英） 令和6年度から令和8年度の3年間の介護保険料につきましては、保健医療関係団体や福祉関係団体、被保険者代表など、16名で構成されます、第9期介護保険事業計画策定委員会において審議される予定となっているところであります。介護保険料の算定をするに当たりましては、介護サービスの見込み量が大きな要因ではありますが、人口推移だけではなく、施設の新規設置や増設などの計画も含めて算定する必要があります。今後、開催されます策定委員会におきまして、介護保険料及び将来を見据えた財政調整基金の計画的な運用について、慎重に審議していただき、適正な介護保険料の設定に努めたいと考えているところであります。

○10番議員（吉村重則） 介護保険料については、これまで8期あって、ずっと大幅な値上げになっているんですよ。もう、本当、生活ができない。高温で、部屋でもクーラーかけてくださいと言われても、高齢者はかけられないんですよ。それだけの余裕がないのが現実なんです。だから、それを考えれば、基金を使って、値上げをすべきでないと思うんです。もう1回答弁してください。

○国保介護課長（大牟禮伸英） 先ほど申し上げましたとおり、策定委員会の中で委員の方々と協議を進めて、その財政調整基金の今後の運用につきまして、中・長期的なスパンでどうすべきか、私どものほうで資料等を委員の方々に提示し、その上で、市長からも諮問いただいて、来年1月末までには、ある程度金額が固まりますので、その金額を基に、大幅な激変的な上昇が見込まれるのであれば、財政調整基金をこれに充てて減額するというような方向で、私どもは委員の方々にも説明をした上で、最終的に決定させていただきたいと思っております。

○10番議員（吉村重則） 本当、高齢者の皆さん、生活が本当、厳しい状況になってきています。そういう面では、是非、検討してください。お願いしておきます。

次に、バイナリー発電の件について、質問いたします。この資料の中で場所も指定されており、現場、見に行ったら、バイナリー発電の機械ももう置かれているわけですよね。そういう中で、工程表の中では、地元の説明、資料の配布については8月の24日頃に配布されていると。それで、9月の初めには総務省からの承認と、予定表の中にはこういうのが出されているんですけども、その承認って、まだ市のほうにも計画も何も出されていないと思うんですけども、これはどういう意味なんですか。

**○市長公室長（渡部徹也）** 議員が見られているのは、事業者が当該地区に配布をした資料だと思いますけれども、その工程表の3番目ですかね、環境省からの承認と書かれているところで間違いないでしょうか。当該地区は、国立公園の第2種特別地域に入っておりまして、地熱発電事業をするには、環境省、国の許可が必要になります。そのことをうたっているものと思いますが、今のところ、私どもは環境省から承認をしたというようなことは聞いておりませんし、実際、承認は下りていないというふうに承知をしております。

**○10番議員（吉村重則）** それと、この予定表の中で、4番目の市の地熱発電に関する審議会が11月に計画されているような情報なんですけれども、この審議については、もう決定はされているんですか。

**○市長公室長（渡部徹也）** 審議については、条例でもうたつてあるところですけども、学識経験者、それから、市内の泉源所有をされている代表の方、地元代表の方、そういった方々から構成される審議会、その中で審議をしていくということになっております。

**○10番議員（吉村重則）** その審議員は決まっているのかどうか、そこを聞いているんです。

**○市長公室長（渡部徹也）** まだ全員は確定はしておりません。

**○10番議員（吉村重則）** 申請がなされれば、11月には審議会そのものはあるわけですよね。こういう資料が地区内で配布されているんだったら、審議員には資料として渡す必要があると思うんですけども、その辺はどのように考えているんですか。

**○市長公室長（渡部徹也）** 議員おっしゃるとおり、なるべく早く情報を共有する必要があると認識しております。

**○10番議員（吉村重則）** まだ選出されていない審議員については、いつの時点でそれは決めていくんですか。

**○市長公室長（渡部徹也）** 11月の末に、一応予定をしておりますので、事業計画が今月末までに提出をされれば、この11月の審議会で諮るということになりますから、なるべく早い段階で決めていきたいというふうに思っております。

**○10番議員（吉村重則）** やっぱり、地熱そのものは市民の大事な財産ですよね。そういう面では、ちゃんとした審議員を選出するわけですので、やっぱり早急に。

この審議員の任期というのは、どうなるんですか。

**○市長公室長（渡部徹也）** 審議員の任期は4年となっております。

○10番議員（吉村重則） 4年であれば、決まっていな審議員については、やっぱり早急に決めて、ちゃんとしたこういう資料も、もう申請はないけれども、こういう資料は配布されていますよという情報だけは流すべきだと、これは要求しておきます。

次に、不登校の問題について、質問いたします。不登校が59名、今年が38名ということなんですけれども、教室も二つ設けて、そこで不登校の方々を支援しているんだということでしたけれども、何名の方が、これ、いつから設置されているんですか。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時39分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○学校教育課長（山下信久） 適応指導教室が2か所になったのは、昨年度、令和4年4月からでございます。

○10番議員（吉村重則） この適応教室に通っている児童生徒ですよね、昨年からのどのぐらい参加しているのか。

○教育部長（紺屋聖一） 適応指導教室への通級申請者につきましては、令和4年度が小学生6人、中学生19人、計25人。令和5年度8月末現在、小学生4人、中学生14人、計18人となっております。

○10番議員（吉村重則） 令和4年度が不登校が66名と、5年度が8月の時点で38名ということで、4年度が25名ですから、66名だから、41名の方が不登校だと。5年度が18だから、20名の方が不登校でありながら、支援が受けられてない状況だと思うんですけれども、この児童生徒については、どのような指導が行われているのか。

○学校教育課長（山下信久） 昨年度並びに、特に今年度、20名の児童生徒が、不登校38名に対して18名しか適応指導教室に登録していないということで、20名はどうなっているのかという御質問かと思えます。こちらにつきましては、まず、数字的なもので言いますと、今年度、この20名の中で、1日も登校をできなかった子はおりません。必ず1日以上は学校に登校しております。つまり、適応指導教室までは必要なく、校内の適応指導教室、あるいは、校内のまた別な教室、あるいは、保健室登校。そういうふうな形等を踏まえまして、全ての児童生徒が今年度は全員、学校には全く行っていないということはないという形でございます。また、学校になかなか行けない、週初めとか、そういうのにつきましては、スクールソーシャルワーカーや学級担任を中心にしたチームとして、家庭訪問したり保護者と面談して、保護者との協力、あるいは本人への困り感を聞き取ったりというような形をする中で、明日来るね、どうしようということで、自己決定をさせて、登校というところに、来させられるような状況に、今、なっているというのが現状でございます。

○10番議員（吉村重則） この適応教室に通っている児童生徒ほどはひどくないというような

状況なんですか。

**○学校教育課長（山下信久）** そのひどくないという言葉の解釈がちょっとあれなんですけど、この適応指導教室を利用することで学校に行く、また、ステップにしようという子供たち。この子たちも、最初から適応指導教室に行くのではなくて、トライアウトで1回、ちょっと適応教室を見に行き、ここだったらちょっと自分の居場所ができるなとか、ここだったら友達づくりができそうだということで、まずはここを一旦利用して、そこから学校に行っている子もいるということで、必ずしも適応指導教室に行っている子がずっと学校に行っていないという状況ではありません。

**○10番議員（吉村重則）** 適応教室に行っていない子は、1日は学校に来ていると。その1日というのは、1週間の中の1日なんですか。

**○学校教育課長（山下信久）** 具体的な日数につきましては、本当、児童生徒、一人ひとりばらばらですので、1週間に1回、2回来ている子もいれば、学期に1回、2回しか来ていない子もいますし、ほぼ毎日来ているんですが、必ず何曜日かだけは休むという子もおりますので、一概にお答えすることはできないという状況でございます。

**○10番議員（吉村重則）** この適応教室に通っている児童生徒についての、成果と云ったらよろしいんですか、どのような成果が出ているんですか。

**○教育長（吉元鈴代）** 適応教室だけではないんですが、不登校又は不登校傾向の児童生徒の中で、令和4年度末の3月の欠席日数が7日以下になった、不登校の解消された小学生が53%、中学生が32%になっておりました。また、適応教室に通っていた、通級していた不登校生徒又は不登校傾向の児童生徒の中で、今年4月以降、学校へ通常登校できるようになった生徒が40%に達しております。

**○10番議員（吉村重則）** 昨年、2022年に全国の不登校生を持つ親に対してアンケートがなされているわけですね。この中で、本当、親子で苦しんでいると。学校に行けない。学校というだけで行けない子供たちがいっぱいいるわけですよ。そういう中で、相談に行くということで、教育委員会のほうで、全国のこれはアンケートの結果ですから、それで聞いてください。教育委員会に相談に行ったけれども、助けになったというのが28%。逆にならなかったというのが72%なんですよ。これが、役所の窓口が同じ29.3%で、70.7%が役に立っていないと。児童相談所は34.2%、65.8%が役に立たなかったと。それと、担任の教師にしても、42%が役に立ったけれども、57.9%が役に立っていないと。さっき、その適応教室の問題、それと、月に1回とか、学期で1日とか、週に1日とかという答弁がされたんですけども、実態としては子供たちは本当に苦しんでいるんですよ。だから、本当にこのような状況を、このまま続けていっていいのかどうか。その辺はどうなんですか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 先ほども申しましたが、本市には適応指導教室を2か所設置しているところでございます。不登校の児童生徒の受け皿となりますよう、充実を図っていきたく

考えているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 教育委員会としては、そういう答弁はされるけれども、実態、子供たち、親がどんだけ苦しんでいるのか。その辺が分かっていないんじゃないかなと思うんですけども、その実態を調査とか、どういう解決方法をしたらいいのか、その辺は考えてはいるんですか。

**○学校教育課長（山下信久）** 今、議員からの御質問ですが、毎月、月末に不登校、あるいは不登校傾向の児童生徒については、何が困り感なのかという項目がありまして、そのの中から、どういうものが問題なのかというところで実態把握をして、それに対して一人ずつ、ケースバイケースですので、非常にきめ細かな作業になるんですが、それに対して対応しております。その中でやはり問題になるのは、小学校の場合は、やはり無気力、不安というものもあるんですけども、親子の関わり方っていうのも、大きく出てきております。となりますと、私たちがスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなども使わないと、学校現場の教師はですね、まずは授業を教えることが第一であると思うんですけども、でも、その子供たちの心が悲しんでいる状況ではどうしようもありませんので、やはりこの親子の関わり方というところに、私たちが少しずつ入って行って、対応しないといけない。これがまた、中学生になりますと、さらに親子の関わり方が大きくなったり、今度は進路に対する不安というのが中学生になったら出てきていますので、その点については、学校はキャリア教育の中で充実させて、安心して学校、失敗しても人生はやり直せるんだ、そういう意味では高校入試一つで全てが終わるんじゃないというところを強調して、指導しているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 今回、議会に対して陳情がなされているわけですね。この中の資料については、全部、読了していますか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 陳情につきましては、読ませていただきました。

**○10番議員（吉村重則）** 指宿で起こっている中身として、最後のページに書かれていると思うんですけども、もう本当、2年間、布団の中で泣いているしかできなかった、不登校の子は家で楽なんかしていないんだと。また、自分は見えない障害者だということで、子供たちがそういうことを訴えているわけですね。これが指宿の中でも起こっているという、そういう認識はないですか。

**○教育長（吉元鈴代）** 今、議員が申しあげました質問につきましてですけども、一人ひとりの子供たちは学校で特別支援コーディネーター、そして、管理職を交えて保護者と話し合いをしながら、次の手立てということを考えて、適応指導教室やフリースクール、そういったところで、また、相談をして、そこはまた、学校との連携をしっかりとっております。そこに行けることによって出席になるということも説明しておりますので、その苦しみやそういった悩みというのは、学校の中でも、そして、家庭訪問の中でも対応させていただいている

というふうに思っております。

**○10番議員（吉村重則）** 答弁の中で、フリースクールとの連携ということは十分とられているという答弁がされたんですけども、その連携というのはどのような内容なんですか。

**○学校教育課長（山下信久）** フリースクールにつきましては、まず、各学校で保護者からの申出で、フリースクールに行っているという申出がありましたら、学校長からフリースクールへ連絡をしまして、そして、どのような日程で、どのような時間帯にどのようなことをするのかというところの実態把握をさせていただき、そして、毎月書面で、この日に何時間、何分来て、どのような活動をして帰りましたという報告をお互いにやり取りすると。それを毎月連携を取ることによって、出席扱いというふうな形をとらせていただき、また、悩んでいる状況がありそうだというような話をフリースクールから聞きますと、学校の先生が行って、その子とお話をするというふうな形をとらせていただいております。

**○10番議員（吉村重則）** フリースクールで、もう生徒を、児童を見るわけですよね。そこにはいろんな課題があると思うんですよ。ただ、時間的な報告の中では見えないもののがかなりあると思うんですよ。だから、全国のその調査の中で、役に立ったというところで、その不登校の子供の親の会があって、その中では、92.7%が役に立ったと。そこで、本当のことは話すことができるということで、親の会では、ほら、いろんなことが話されて、子供の姿も知ることができたり、子供も安心して話すことができたり、安定してきているような状況になっていると思うんですよ。その中で、フリースクールについては、86.8%が役に立っていると。13.2%が役に立たなかったと。友人とか知人の77%が役に立っていると。それと、民間の相談所が76%、役に立っていると。これを見たときに、全国のアンケート調査の中でも、教育委員会とか行政とか、先生方の場合は20何%が安心したというか、役に立ったという回答がある中で、そういう親の会とかフリースクールとか、そこでは70・80・90%の相談をした人が、安心していらっしゃるんですよ。だから、指宿でもそういうフリースクールの中に児童生徒が行っているんだったら、その内容ですよ、内容を、ただ報告として、何時間、何をしましたという報告じゃなくして、本当にそこでやられているいろんな課題なんかがあると思うんですよ。そこについて、教育委員会としては、今後、取り組んでいくべきだと思うんですけども、その辺はどう捉えますか。

**○学校教育課長（山下信久）** 具体的な例で言いますと、例えば、通所状況連絡書というのが毎月やってくるんですが、その中には、来た日数とか日付だけじゃなくて、当所における指導状況でこういうところがよかった、こういうところ、ちょっと悩んでいるようだ。あるいは、該当児童生徒の様子についてということで、きめ細かに、A4、2枚程度でいろいろな文章が書かれてあります。これを学校と連絡を取り合う中で、そこで問題になったところについては、学校側から、また、そのお子様や御家庭にアプローチをかけていくと。そして、フリースクールとの連携を密に図っていくというふうな形で、フリースクールの困り感という

ところも、このような感じで、毎月、レポートでやり取りをさせていく中で、場合によっては直接お会いして、お話をさせていただくということ、各学校が行っているという状況でございます。

**○10番議員（吉村重則）** 子供はフリースクールに行きたいという声もかなりあるみたいなんです。ですけれども、フリースクールに対して、行政の支援が何もないんですよ。運営的な問題。適応教室の場合は、学校の一環だから無料で通えますよということなんですけれども、フリースクールに行った場合は、行政からの支援もない。フリースクールの運営そのものができる状態じゃない。だから、個人一人ひとり、利用料を払わんといけない。だけれども、経済的に苦しくて、行けないんだと。本当には行って、いろんな話を、居場所を作りたい。子供たちはそういう要求を持っているんですよ。市長、この、本当に今のその苦しんでいる子供たちを守るために、指宿が先頭を切って、やっぱり利用料について助成するとか、子供たちの苦しみを取り除いていくことについて、市長はどのように捉えますか。

**○市長（打越明司）** 非常に興味を持って、今のやり取りを聞かせていただきました。教育委員会においても、一人ひとり、子供たちはもう千差万別、大量生産をした教育じゃないわけですから、一人ひとりに対してどう向き合うかということについては、努力を重ねているというふうに私も理解はしているところですが、それで十分に拾い切れていないところがあるというの、先ほどのアンケートの結果等でも、正直な話として、いろいろ十分ではない分野があるというのは、そのとおりであろうというふうに思いますが、今、その子供に手を差し伸べるところというのは、今、議員がおっしゃただけでもですね、五つ、六つ、七つ、随分いろんなところから、いろんな形でコミットしているケースが多いですから、その中で、一番適切な方法、一番その子供たちが改めて生き甲斐を持って通えるような状況を作り出すのに、一番望ましいやり方というのは、我々もさらに工夫をして、検討していかなければいけないというふうに改めて感じたところです。

**○10番議員（吉村重則）** フリースクールの運営そのものは本当、厳しい中で、利用料を取ってやっているという面では、本当に通いたくても通えない子供たちがいるんだと。それで、本当にそういう子供たちがちゃんと自立していけるようなものを、早いうちに、やっぱり作ってあげるべきだと。

あと、就学前の療育です。学校との連携。本当に就学前に療育の指導を受けなかった子供たちが、学校に行って、やっぱり不登校になったりとか、そういうことがあると思うんですけれども、その辺の連携については、どのようになっているんですか。

**○健康福祉部長（出島雅彦）** 児童発達支援事業所を利用している子供さんに対しては、各事業所におきまして、就学に向けた講演会等の実施や相談会の開催などが行われております。また、各事業所におきましては、保護者と連携の上、個々の移行支援シートを作成し、それを基に就学先を訪問し、学校との具体的な情報共有を行い、スムーズな就学への移行に

努めているところでございます。児童発達支援事業所を使われていない子供さんに対しましては、保育園、幼稚園等に通われている場合は、同様に、就学前に学校との連携を取って、情報交換、情報共有を図っているというふうにお聞きしております。

**○10番議員（吉村重則）** 療育を受けるのと、保育園、幼稚園に通って連携取るのとは、中身が全然違うんですよ。一刻も早くやっぱり療育を受けることによって、小学校に上がってから、そのちゃんとながっていくという部分すれば、やっぱり早目の療育が必要だと。それと、やっぱりフリースクールに対しての何らかの支援。通う子供の利用料の軽減させるとか、そういうことを、もう1回、市長、答弁お願いします。

**○市長（打越明司）** 先ほども申し上げましたように、様々な教育についてはチャンネルがありますので、ベストミックスを我々もよく考えて、どこにどういう支援ができるかできないかというのは、今、直ちにフリースクールを対象にしてどうこうと言える結論を私は持っておりませんので、今の段階ではその支援を直ちに始めるという判断はしておりません。今後、本当に我々の指宿の子供たちについて、どういう形をとっていくのが一番いいのかということとは、大変大きな課題ですので、前向きに検討していきたいというふうに思います。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時15分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、山本敏勝議員。

**○3番議員（山本敏勝）** 3番、山本です。9月に入っても、毎日厳しい暑さが続いています。体調にはくれぐれも気を付けていただきたいと思います。本日の一般質問も私で終わりですので、大変お疲れでしょうけれども、執行部の簡潔な御答弁をいただいて、その間、しばらくの間、お付き合いいただきまして、頑張っていきたいと思います。

それでは、通告に従い、質問をいたします。

まず、1番目の観光についてのうち、(1) コロナ感染症も第5類となった現在、本市の観光産業はどのような状況になっているか。また、コロナ感染症で冷え込んでいた観光を、今後、どのように展開していくのか、お尋ねします。

2番目の、コロナ感染症対策について。本市内での第5類となったコロナ感染症は、現在、どのような状況なのか、お尋ねします。

3番目の、学校再編についてですが、山川地区の小学校統廃合後の本市での再編はどのようなになっているのかをお尋ねしまして、1回目とします。

残余の質問は、質問席にて行います。

**○市長（打越明司）** 山本議員の質問にお答えをさせていただきます。

まずは、コロナ感染症が5類になった現在における観光の状況についての質問をいただき



ました。長期化するコロナ禍の中、本市における観光産業は、大きな影響を受けた産業の一つであり、これまで観光施設等に対して、感染防止策の補助や感染発生時の支援、市独自の認証制度の導入、いぶすき直割キャンペーンなど、地域経済を循環させるための様々な景気喚起策を実施してきたところであります。また、令和4年10月には、全国旅行支援の実施、水際対策の大幅な緩和等もあり、観光需要が大幅に増加するなど、観光産業への影響は徐々に回復傾向が見られ、本市の観光客数も令和4年に入り徐々に増加し、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類へ移行されてからは、前年の実績をさらに上回っている状況にあります。このような中で、今後の観光施策の方向性を示す指宿市観光ビジョンを令和5年3月に策定をし、目指すべきコンセプト、将来像として、ALOHAなまち指宿を掲げているところであります。また、観光ビジョンの明確な目標として、計画期間の最終年度となる令和9年度の観光消費額を、令和元年と比較して20%増加するということにしており、その実現に向けて、官民一体となって、観光施策に取り組むことで、地域の稼ぐ力を高めながら、持続可能な観光地を形成していくことを目的に、令和5年4月25日に指宿市観光・経済戦略会議を設立し、観光ビジョンの進捗管理を行なうとともに、関係団体が連携し、今後の観光施策等を検討するための体制を整えてきたところであります。本市は、世界に類を見ない砂むし温泉をはじめ、明瞭な四季が織りなす美しい自然、その中で培われた歴史・文化、豊かな大地と海で培われた良質な農水産物など、魅力的な観光資源が多く存在しているところであります。本市が持続可能な観光地として今後も成長していくために、各産業間連携による観光資源や食材などの高付加価値化を図るとともに、体験コンテンツや既存素材の磨き上げによる滞在時間の延長、そして、指宿の魅力を広く情報発信することによって指宿ファンを増やし、将来的な移住定住も含め、域内の消費活動の促進による経済波及効果の高揚へとつなげたいと考えているところであります。

次に、コロナ感染症対策についての御質問がありました。新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から、感染症法上の位置づけが、2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類感染症に移行しました。約3年余り、感染拡大防止に努めてくださいました市民の皆様をはじめ、全ての関係者の皆様の献身的な御協力に対しまして、心から感謝を申し上げたいと思います。5類感染症への移行に伴いまして、感染者の把握方法については、全医療機関から保健所に感染者数を報告する全数把握から、事前に指定された医療を機関から定期的に感染者数を報告し、地域ごとの流行動向を推定する、定点把握へと変更になっております。定点把握による5月8日以降の本市の感染者数の推移を見ますと、5月8日から5月14日の期間は、市内3定点医療機関で5人でしたが、7月末にかけて徐々に増加し、ピーク時が86人。その後減少傾向でありましたが、9月の4日から10日の期間は57人と、再び増加をしており、県全体とほぼ同様の推移をしているところであります。

残余の質問につきましては、教育長から答弁をさせていただきます。

**○教育長（吉元鈴代）** 山川地区の小中学校統廃合後の再編の状況についてのお尋ねでございました。市内の中学校において、学校規模の小規模化が進んでいることから、教育委員会では、長期的な指宿市の教育環境を見据え、中学校の学校規模の適正化を図ることを柱とした、第2次指宿市望ましい学校づくり基本方針を作成しております。この基本方針において、望ましい教育環境への短期的な取組として、西指宿中学校と北指宿中学校を、開聞中学校と山川中学校を、それぞれ既存校1校に集約することを目指していくことを定め、検討を進めているところでございます。

**○3番議員（山本敏勝）** 2回目の質問に入らせていただきます。今、市長の答弁をいただきましたが、本市の観光産業を、今後どのようにしていくかという中で、観光ビジョンの策定というのがありますが、指宿市の観光ビジョン策定の目的というものは、どういったものなんでしょうか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 本市の観光の活性化と観光消費額の拡大を図り、豊かな観光資源を生かした持続可能な社会の実現を目指すため、官民一体となって取り組むべき観光振興の施策の方向性と、その実現に向けた指針となるよう策定したところでございます。

**○3番議員（山本敏勝）** 策定するものということで、観光ビジョン策定に当たっての基本的な考えはどのようなものなんでしょうか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 指宿市観光ビジョン策定に当たっては、産業間連携の強化を意識した稼ぐ観光。本市の観光資源に付加価値を付け、新たな魅力を創出するための、指宿ブランドの創造。年齢・性別・国籍を問わず、全ての旅行者に満足していただくための観光施設等の適正な運用。コロナ禍により大きな打撃を受けた観光業におけるWithコロナ、アフターコロナへの対応やインバウンド需要回復に向けた対応。近年、重要度が増している観光DXの実現やSDGsへの対応といった、大きく七つの考え方をベースに策定しているところでございます。

**○3番議員（山本敏勝）** 指宿市観光・経済戦略会議では、どのような会議を開催しているのか。また、この会議の中で、市民の意見を取り入れることは考えているのかをお尋ねします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 指宿市観光・経済戦略会議は、指宿市観光ビジョンの進捗管理を行なうとともに、関係団体が連携し、今後の観光施策の方向性を決定する役割も担っているところでございます。これまで、設立総会以降、具体的な事業調整等を協議する幹事会を3回、幹事会での協議内容を調整するため、観光協会、商工会議所、なのはな商工会、いぶすき観光デザイン、観光課の担当で組織する専門部会の一つである五者会議を4回、開催しているところでございます。五者会議では、観光分野において、重複する事業等の整理を行い、事業の効率化を図るとともに、新規事業の検討を重ね、限られた予算の充実した活用に向けた協議を行っており、今後も継続して実施することとしているところでございます。

**○3番議員（山本敏勝）** この会議は、数回開かれているということなのですが、今後、この会議を通じて、会議をすることが目的ではなくて、何かこの会議の中で目標を立てて、それに向けての会議という形になっているのでしょうか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 長期的な目標といたしまして、観光ビジョンの計画期間の最終年度となる令和9年の観光消費額を、令和元年と比較しまして20%増加させることを目標としているところでございますが、指宿市観光・経済戦略会議の組織団体等と共同で目標達成に向け、取組を行っているところです。具体的な事業展開といたしましては、令和5年度に実施しております、デジタル田園都市国家構想交付金事業では、地域資源調査を通じて、アフターコロナにおける観光需要を踏まえたアウトドアコンテンツ戦略、インバウンド誘客戦略の策定、新たなキャッチコピーやロゴマーク、PR動画の制作を行っており、民間企業等の意見も入れながら、戦略策定を行っているところでございます。

**○3番議員（山本敏勝）** 私はこれまで、観光について質問を何度かさせていただいておりましたが、その中でいつも言うのが、民間の考えというのを取り入れて、行政が動いていくというのは必要ではないかということ、常々お尋ねしてきているんですが、今回、民間企業からの意見を反映した取組というのは、具体的にどのようなものがあるのか。ありましたら、教えていただきたいと思えます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** アウトドアコンテンツ戦略、インバウンド誘客戦略策定に関しては、民間の観光事業者なども参加するセミナー、グループワークの開催を通じて、課題等の共有を図るとともに、専門家を交えた個別指導等も実施しているところであります。個別指導については、観光資源としての磨き上げはもちろん、各事業者が提供する体験メニューとしての価格設定の考え方など、事業者が継続して販売していける素材の磨き上げも行う予定であります。

**○3番議員（山本敏勝）** 今、そういった会議の中で、いろんなグループワークなんかを行っているということなのですが、今までに実際やったということはあるんですか。今、こういったグループワークなんかでこう開催を通して、民間の意見を聴いた中で、実際やってみたということはあるんですか。

**○市長（打越明司）** 前の議会でも山本議員の質問の中で話をしたと思えますけれども、去年は、そのために1年使ったと。去年は、ビジョン作りのための議論を、分科会を作って、テーマごとにみんな集まって、そのテーマテーマごとに、自分は一番意見が言いたい、参加をしたい、チェックをしたい、最後まで見守りたい、いろんな気持ちを持っている方々を、こちらからもお願いをしたり、希望も取りながら、各事業所であったり、自分で事業をされている方、個人で活動されている方、いろんな方々が、市役所の若手も含めて、60名から70名ぐらいのメンバーで、ずっとそのためのワーキンググループを立ち上げて、議論をずっとしてきました。そこで定まった、具体的に何をやるのというのがアクションプラン。そのアク

シヨンプランが出そろったところで、ビジョンの、今度は具体的な、最終的な作文というか、絵作りに入ったわけですが、だから、そこから出てきたのが戦略会議なんです。議論をする場所、そして、このいろんな事業、あるいは事業費、それから、各省庁にまたがるいろんな事業がありますから、どういう事業を活用してやるのか、自前でやるのか、そういうことも含めて議論をするところが幹事会、あるいは五者会議。そして、最終的に積み上げてきて、今年はいくつかとこれとこれで行くよということを決断をする、意思決定をする場所が経済戦略会議という形をとっているわけです。今、ようやくその意思決定機関まで大体そろってきて、それが本来であれば、それぞれが全部活発に動くことで、この作ってきたビジョンは、本当の意味で血が通う、きちんとしたものになっていくんだと。そのトータルが一番最後の目標が、5年間でとにかく指宿での観光消費額を20%増やすんだと、これももう明確な数字に表れている。それを実現するために、様々な方法を使ってやる。それで、みんなで積み上げてやっていると、こういう流れだというふうに御理解いただければありがたいと思いますが、昨年、今、部長からも答弁があったように、その分科会でいろいろな議論に挟まって、例えば観光カリスマである山田先生だとか、いろんなアドバイスを、今、もらっているような方々に来ていただいて、講演を聞かせてもらったり、あるいは直接指導してもらったりということもやってきたところであります。まだまだ本当の意味で、指宿市全体がこれを共有して、こういうまちづくりを、観光のまちづくりはこういう風にしていくんだということを、まだ、関係団体、あるいは市民が十分に理解をしきっていないようなところについては、非常に反省をしているところであります。それぞれの関わっている五者と言えば、指宿市とデザインを除いても商工会議所、なのはな商工会、観光協会というメンバーは入っているわけですから、その会員の皆さんは、その中身をよく知らなかったというようなことでは、やっぱりこれはもう絵に描いた餅だというふうになるんで、そこについては、今後、もっともっと努力をして、中身についてもみんなで共有をして、一緒にワンチームを作っていくかなくちゃいけない、そんなふうに思っているところです。

**○3番議員（山本敏勝）** 今、市長に熱く御説明をいただきました。非常に分かるところなんです。どうしても市民にはなかなか分かりづらい部分でもあろうかと思えます。今後、市民にもしっかりとその辺りも理解していただくような形をとっていただくとともに、その会議でいろいろ出るかと思えますけれども、その中でやっぱり、模擬的に、ちょっとここはやってみようかというようなものがあれば、それというのは、市長、どんどんやっていって検証していくお考えはありますか。

**○市長（打越明司）** やっぱり明確な目標と期間というのがなければ、途中途中の検証はできないし、また、周りの理解がなければ、十分な協力がなければ、本当のまちづくりにつながっていかないということがありますので、皆さんに伝えるためのいろんなものについて、目で見てよく分かる。文章だけではなくて、そういったものをやっぱり検討していかなくちゃい

けないと。そういったものを通じて、皆さんに理解してもらうという努力はさらに必要だというふうに思っていますので、是非、応援をいただきたいと思います。

**○3番議員（山本敏勝）** 是非ですね、我々議員も、それに関しては、一緒になって進んでいなくていけないというふうに思います。

その中で、ちょっとお尋ねしますけれども、指宿は大きなホテルが何件かあるんですけれども、それ以外に、そこまで大きくない旅館とか民宿っていうのも結構あるかと思えます。そういうところの、現在の5類になってからの状況というのは把握されていますでしょうか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 今、大規模な宿泊施設だけではなくて、民宿等の小規模施設につきましても、指宿市観光・経済戦略会議の中では、宿泊業の関係団体からも委員として御参加いただいておりますので、そういった民宿等の小規模の施設からの意見等もお聴きしながら、関係団体と協議を行ってまいりたいというふうに思っているところです。

**○3番議員（山本敏勝）** もし、そういう小さな旅館とか民宿なんかからも、いろんな提言とか要望なんかがあったら、聴く体制というのはあるんでしょうか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 先ほども申し上げましたとおり、その観光・経済戦略会議の中で、そういった民宿等の宿泊施設等の方々からも意見をお伺いしながら、必要に応じた支援等については講じてまいりたいというふうに考えているところです。

**○3番議員（山本敏勝）** 分かりました。

もう一つ、お尋ねしますけれども、現在、たまに私も飲みに出たりするんですけれども、非常にですね、いざ帰ろうと思ったときに、タクシーとか運転代行が減って、なかなか捕まらないという状況があるんですけれども、その中で、1回話をしたことがあるんですけれども、指宿に泊まりに、遊びに来たときに、ちょこっとう行きたいというときに、交通手段がないという声をですね、確か宮崎からの観光客とたまたま横になって話をしたときに、ホテルに泊まっていてタクシーを呼んだら、なかなか来てくれないと。もう仕方なくホテルの方をお願いして、駅前まで出てきましたというような声を聞いたことがあったんですね、話をしたことがあったんですけれども、帰りもこんな状況なんですかねというふうに聞いたんですけれども、市としては、確かにタクシーとか代行とか減っているかと思うんですけれども、その辺りは市としては何か対応とか、聞いたことはないですか。

**○商工水産課長（宮地主税）** 今、観光客の方からも、観光案内所において、バスが少ないとか、タクシーの台数が少ないという意見をたくさんいただいております。今、私どものほうでは、指宿市公共交通計画、令和6年度から5年間程度の計画になるんですが、これを策定するに当たりまして、地域住民、それから、各交通事業者、それから、学識経験者、様々な方々から、全国で取り組まれている取組状況なども勉強しながら、この指宿でどのような取組が必要なのか、やっていったらいいのかというのを調査研究している段階であります。ま

た、特にタクシー事業者の方々との、もう今年度、既に数回集まりまして、様々な意見交換をしております。その中で、こういった課題を解決できるような取組が出てくるのか、一緒に考えながら取り組んでいるところでございますので、また今後、この計画を練っていく中で、研究を引き続き続けてまいりたいと考えております。

**○3番議員（山本敏勝）** 今、説明いただきました。どうにかですね、私も夜遅くなって、タクシーがないとかなって家に電話すると叱られますので、どうにかその辺りを是正していただきますように。市長、市長の家みたいに歩いて帰れる場所じゃないもんですから、是非、どうにかですね、お願いしたいと思います。

では、2番目の質問に入ります。道の駅いぶすき彩花菜館は、指定管理者が変わったと思いますが、変わってから順調に運営をされているのかをお尋ねします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 道の駅いぶすきでございますが、いぶすき観光デザインが道の駅いぶすきの指定管理者として、令和4年4月から管理運営を開始し、1年半が経過しようとしているところでございます。これまで、周年祭や姉妹都市フェアなど様々なイベントの開催や、道の駅内の売り場環境の整備にも取り組んできております。利用客数については、前年度対比で約18%増の41万217人。売上については、前年度対比で約47%増の2億5,362万5,328円になっており、コロナ禍前の状況に近づきつつあり、順調な運営を行っているところでございます。

**○3番議員（山本敏勝）** 指定管理者が市直営から変わったということで、大変、売上が上がっているというのは、すごく嬉しいことだと思いますが、その中で、販売の方法や売り物の陳列ですね、そういったものが、なんか以前と変わったとかいうような、特にこういうところに努力して変えたというのがあれば、教えていただきたいと思います。

**○商工水産課長（宮地主税）** 以前と変わったようなところなんですけど、道の駅内のレジの配置、特設コーナー、野菜陳列棚の売り場環境の改善・整備に着手をしたり、キャッシュレス決済を導入したり、来館者が買い物をしやすい売り場づくりなどに取り組んできております。また、周年祭や菜の花マラソンアフターイベントなど、様々なイベントを実施しており、フリーペーパーやテレビCMを活用したり、有効なイベント告知を行い、コロナ禍でも集客増に努めてきたようであります。また、農水産物を出荷する皆さんに対しても、営農指導員・販売指導員を配置したことで、品種紹介や栽培方法などのアドバイスや、お客様が手に取りたくなるような商品のPOP紹介、包装などのアドバイスを行ってきたとのことでございます。

**○3番議員（山本敏勝）** 私もたまに彩花菜館に行ったりはするんですけども、なんかもうちょっとですね、売り場の流れとかいうものを、もうちょっと工夫できないものかな。これとって、私がこうすればいいとかというあれがあるわけじゃないんですけども、もうちょっと何かこうできないかなというふうに常日頃思うんですけども、市としては、指定管理

者に対して、そういった部分での意見交換なりアドバイスなりとかっていう情報共有ですね、そういうものをしていらっしゃるのでしょうか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 市においては、道の駅いぶすきを指定管理者に管理運営を委任するに当たって、基本協定を締結しております。基本協定では、毎年度、事業年度が始まる前までに、指定管理者がその施設の管理運営に係る年間業務計画書を提出することとなっており、市がその内容を確認することになっております。また、年2回はモニタリング調査を実施しており、現場を見ながら、利用者や出荷者の声にどのように対応をしているかなどを確認しております。さらに、随時、運営管理者とも運営上の多岐にわたる課題等にも意見交換を行っており、それらの機会を通じて、市の考えをお伝えしているところでもございます。基本的に、指定管理者制度につきましては、民間のノウハウや経営感覚を取り入れ、経費削減やサービス向上を目指すものでありますので、運営上支障がない限りは、指定管理者が提案してくる業務計画に沿って運営を任せてまいりたいと考えているところでございます。

**○3番議員（山本敏勝）** 今、幾つか道の駅彩花菜館についてお尋ねをしましたが、実は今からが、実際私が聞いたかったところなんです、道の駅彩花菜館は指宿市の玄関口ともいえる場所に建っているわけですね。まず、そもそもなぜあの場所に道の駅を建設することになったのか、お尋ねします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 道の駅いぶすきの整備につきましては、市町合併前の旧指宿市において、市民まちづくり委員会や商工会議所などから、物産センターや道の駅建設の要望があったことを受けて、平成13年度策定の第4次総合振興計画で重点事業として位置付けられました。また、立地場所につきましては、道の駅を所管する国道事務所などと協議し、鹿児島市に近く、交通の要衝である本市の北の玄関口である観音崎周辺が観光地指宿への道しるべとしても、道路情報などの情報発信基地としてもふさわしいと判断し、現在地に整備したところでございます。

**○3番議員（山本敏勝）** 今の場所に建っているということが、どうしても私はですね、あの場所、大変眺めのいい、景色のいい場所だというふうに認識しているんですけども、今、建っている場所はですね、まず、どこの道の駅に行ってもですね、玄関先にトイレがあるという道の駅というのは、なかなか見たことがないですね。全然ない、全部回ったわけじゃないですから、そういうところもあるかも分らないですが、大体トイレというのは、その道の駅の販売所の横か、ちょっと離れたところにあるんですけども、指宿の道の駅は、まずトイレがあって、その奥に道の駅があるというような形なんですけれども、そもそも、なぜトイレがあそこになったかという経緯が分かれば、教えていただきたいと思います。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 道の駅いぶすきは、市と国道事務所が一体的かつ複合的な整備事業となったため、道の駅の機能を国道事務所、地域交流施設、いわゆる彩花菜館でございしますが、この地域交流施設については、市が整備しているところです。道の駅の主要施設とな

るトイレは、国道事務所がその敷地内に整備することになりましたので、そのトイレに隣接する市の敷地に、市が地域交流施設を整備することになったところでございます。

**○3番議員（山本敏勝）** 今、道の駅敷地内というのは、芝生のところも結構広いと思うんですけども、道の駅自体を芝生のほうに建て替えて、前面の景色を、やっぱり車でぱっと入ってきたときに、すごく見られるような形の道の駅の建て替えというのは、検討できないものでしょうか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 現状では、都市公園における建ぺい率の制限というものがあったことや、敷地内には一部、急傾斜地警戒区域があったりとかするために、市としてはこれ以上、施設を整備することはできなかつたところでありまして。しかしながら、平成29年に都市公園法が改正されまして、新たにパークPFIという制度が創設されましたので、今後、どのような整備が可能になるのか、その他の手法等も含めて、調査研究してまいりたいと考えているところでございます。

**○3番議員（山本敏勝）** 今、パークPFIという説明の中にありましたけれども、パークPFIというものは何なんですか。

**○商工水産課長（宮地主税）** パークPFI制度についてでございますが、都市公園内において、飲食店、売店等の収益施設の設置又は管理を行なう民間事業者を公募により選定する制度でございます。また、収益施設である売店の建ぺい率を最大12%まで増やすことができるようになりますので、今よりも売り場を広げることができるものと考えているところでございます。

**○3番議員（山本敏勝）** これを適用すると、10%売り場を増やすということは、今の建物にあと10%足して、なんかこう売り場面積を広げることができるというふうなことですか。

**○商工水産課長（宮地主税）** 様々な方法がございますが、今の既存の建物にプラス、増設をすることも一つの方法であります。また、一つの方法としては、今ある既存の施設を片付けまして、新たに建物を建てるという方法もございます。

**○3番議員（山本敏勝）** 新たに建てるとなった場合は、その10%分の広さだけを新たに建てるということで、今の建物はそのままということですか。ちょっとそこが、今、ちょっと分からなかったんですが。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 道の駅いぶすきの整備については、先ほどパークPFIという制度がございまして、12%の建ぺい率までできますよという話なんですけれども、今後、今の彩花菜館の建物を建て替えるか、増設するか、若しくは新たにその12%まで建ぺい率ができますので、新たに新設するのか、そういったところを含めて、今後、調査研究してまいりたいと考えております。

**○3番議員（山本敏勝）** 是非、その辺りはしっかりと研究していただいて、指宿の観光の、観光地指宿市の玄関口になるところですので、お客さんがたくさん来ていただいて、大変盛り



上がっていくというふうに進めていただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、3番目の尾下地区と新永吉地区の棚田振興事業の件ですけれども、これまで何度か質問させていただきましたが、その後、どのような成果があつて、また、この棚田振興事業というものを、以前からも質問させていただいていますように、観光に結び付けられるような形にめどがつかつたのかどうか、その辺りをお尋ねします。

**○農政部長（鴨崎一郎）** ただいま御質問のありました、尾下地区、それから、新永吉地区のつなぐ棚田遺産、ここで実施しております、棚田振興事業に関しましては、これまでも数回、御説明をしてきたところであります。特に、地域おこし協力隊が中心になっておりまして、耕作放棄地の再生や石積みの修復等による棚田機能の維持保全、ヒガンバナ等の植栽による良好な景観形成等を図ってきたという説明をしてきたところです。また、棚田資源を活用した取組として、棚田振興協議会と連携し、食育をテーマに、地元小学生を対象とした田植えや稲刈り等の農作業体験型のワークショップを開催することで、子供たちの食に対する意識の醸成と農山村の魅力発信に努めてきたところでもあります。本年度から、新たな取組というか、チャレンジというところで言いますと、地域おこし協力隊によるイノシシ等の有害鳥獣対策や、道の駅でも少し展示をいたしましたけれども、50kgを超える巨大スイカの試作による地域の話づくり、その他、棚田を生かした子供たちの遊び場づくりとして、代かき体験などを通じて、どろんこ遊びの実施ということもやっておりますが、こういった取組を含めて、棚田地域の活性化に向けた取組ということから、そういった市で、観光での連携というような取組を進めているところでございます。

**○3番議員（山本敏勝）** 今、棚田振興事業もそれなりに地域おこし協力隊の方々力を借りて、子供たちとの触れ合いとか、そういうものに一生懸命取り組んでいただけているということなんですが、もう少し突っ込んだ形での観光との結び付けというものを、今後ですね、どのように考えているのか。今現在、それに向けてどのような動きをしているのか、ありましたらお教え願ひたいと思います。

**○農政部長（鴨崎一郎）** 池田湖の湖畔に位置する新永吉、それから、尾下の棚田ということでございますが、先ほど来、いろいろと答弁の中にもございます、指宿市観光ビジョン、この五つの基本戦略、関連施策としても位置付けられております。特に西指宿エリアの特色に位置づけられているという関係にございます。そういったことで、棚田を観光資源として活用する取組の試行といたしまして、今年度、鹿児島県土地改良事業団体連合会と連携し、鹿児島市民を対象にした野菜の収穫体験などを行うモニターツアーを、現在計画をしているところであります。また、御当地の民間の取組としましてなんですが、元地域おこし協力隊員が、尾下の棚田におきまして、農家民泊、それから、ブルーベリー等を中心とした観光農園の準備を進めておりまして、今年度末から令和6年度、来年度にかけて開業する見込みとい

うふうになっております。こういった農家民泊と観光農園が開業となりますと、これまで棚田にはなかった観光客等の受け入れという新たな観光スポットとなりますので、池田湖周遊観光のコンテンツの一つとして期待しているところであります。今後につきましても、引き続き、棚田や池田湖周辺を拠点とする他の民間事業者等もごございますので、そちらとの連携を図りながら、棚田地域の活性化はもとより、地域資源活用による観光振興の取組について、検討してまいりたいと思っております。

**○3番議員（山本敏勝）** 是非、成果が得られるように頑張っていたいただきたと思います。また、私のほうもちょいちょい見に行ってみたいと思いますので、今後とも頑張っていたいただいて、一日も早く、指宿の観光の目玉になるような形で、池田湖の周遊観光というものをしっかりと捉えた形で頑張っていたいただければと思います。

次の質問に入らせていただきます。コロナ感染対策についてですが、5類になったからといっても、まだまだコロナが終息したわけではなくて、先ほども市長からの説明の中にもありました、9月に入ってもやっぱり57名というような形で感染者がいると。今、マスクを着けるのも任せた形になっているということになってはいますけれども、市内の病院でのコロナの感染者に対する取組というのは、どのような状況なのか、お尋ねします。

**○健康福祉部長（出島雅彦）** 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある患者さんに対しては、医師の判断でPCR検査又は抗原検査を行い、その結果が陽性であった場合には、療養指導や入院調整を行っていただいております。また、医療機関内での感染防止対策としましては、指宿保健所に確認しましたところ、現在は、新型コロナウイルス感染症に対する特別な感染防止対策を求めている状況ではなく、感染症法上の5類以降後の国の基準等のとおり、様々な感染症に対する通常の感染防止対策を基本として、医療機関ごとの判断で行っていただいているところでございます。

**○3番議員（山本敏勝）** このPCR検査は、もう各病院ごとということなのですが、この病院で行うPCR検査に関しては、もう検査に行った方の医療費負担ということになるのでしょうか。

**○健康増進課長（渡部晃子）** 症状がある場合の検査料についてでございますが、5類移行後は、検査キットの普及や他の疾患との公平性も踏まえ、公費負担が終了し、保険適用での検査となっております。医療機関の検査形態や検査結果によって実施する療養指導の有無などで算定する診療報酬が異なるとは思いますが、保険証の負担割合によつての負担をいただいているところです。

**○3番議員（山本敏勝）** コロナワクチンの接種というのは、今、7回目というのが回ってきていますけれども、もう7回目以降、8回目、9回目とかいうのもあるのでしょうか。それとも、もう7回で終わりなのでしょうか。

**○健康増進課長（渡部晃子）** 今後のワクチン接種の予定ですが、現在、令和5年秋開始接種の

予診票を9月5日に郵送しており、今年度においては、特例臨時接種のため、無料で接種を受けることができます。対象者は生後6か月以上の全ての方となっています。来年度、令和6年度については、まだ国からの通知がないため、詳細は不明ですが、全額公費の特例臨時接種は、本年度で終了することが決まっています。

**○3番議員（山本敏勝）** それでは、コロナのワクチンは、接種がもう7回で終わりとなると、先ほどもPCR検査も医療費負担をお願いするというようなことになるということなんです。今後、市内の病院では、医療関係者がコロナの感染に罹って、5・6人いる病院が半分、3人ぐらいコロナに罹ると機能がもう止まってしまうという病院が実際あるみたいなんです。来る患者さんも、病院に行ってコロナに感染してしまったという方もいらっしゃる。そういうような声を聞いているんですけども、そういうところの対策というものについては、何か医師会との申合わせとか、そういうのは図られているのでしょうか。

**○健康増進課長（渡部晃子）** 一つ一つの病院へ聞き取りを行ったわけではありませんが、いろいろな会議の中で、医師会所属の先生方にお話を伺う機会がありました。7月の時点では、コロナ感染症が疑われる患者さんの外来窓口を分けて行っている医療機関が半分以上あるということでした。また、医療従事者本人や家族が感染した場合の出勤判断が、5類移行前と同様の扱いをしている医療機関も多くあるとのことでした。医療の最前線で働く皆様には、御苦労、御負担が大きく、いまだ気が抜けないことと思います。この場を借りてお礼申し上げます、ありがとうございます。今後とも医師会と連携を図り、現状の把握に努めてまいりたいと思います。日常生活の中で感染しないように心掛けることは望ましいことですが、それでも感染を完全には防ぎきれません。日常における感染リスクは家庭内を含めて多様であり、ことさら、外出や外食などのリスクを強調することは適切ではないと考えます。日頃から基本的な感染症対策を行い、もし感染が疑われる症状があれば、仕事を休んだり、症状や発熱を認めるときには、速やかに検査を受けたりすることで、感染拡大の防止に努めていただきたいと思います。

**○3番議員（山本敏勝）** 本市でも、なかなかもう補助を出すというのは難しくなっているのかなとは思いますが、今後ですね、まだ、コロナ、終息するわけではないんですけども、市民一人ひとりへの補助というのは難しいかもしれないんですけども、各病院に対する市としてのコロナ感染症対策への助成というものは、何かお考えする気持ちはないのでしょうか。

**○健康福祉部長（出島雅彦）** 指宿市独自の補助といたしましては、PCR検査の助成や感染者発生の場合の消毒補助を行っておりましたが、5月8日の一つの区切りとして、ほかの感染症と同様の扱いになったことに伴い、以降の助成や補助は行っていないところでございます。ワクチン接種につきましては、今年度も特別臨時接種となっておりますので、国の負担によって無料でワクチン接種を受けることができます。5類になって以降の市独自の助成

につきましては、県内の他市においても、本市と同様の取り扱いということでございました。今後の医療機関等への助成につきましては、他市や国の状況を見ながら対応してまいりたいと考えております。

**○3番議員（山本敏勝）** やっぱりコロナに対しては、前線で活動していただいている、頑張っている医療関係者の皆様に、是非報いるためにも、少しでも助成を考えていただければと思います。

それでは、最後の質問の項目に入ります。学校の統廃合のことなのですが、先ほど、教育長から、中学校の統廃合を検討して、今、進めているということでした。今、西指宿中学校と北指宿中学校、開聞中学校と山川中学校ということでしたが、今、どのような形で、その方向へ進めているのか、お尋ねします。

**○教育総務課長（上村圭一郎）** 中学校再編に向けましては、令和4年9月から12月にかけて、未就学児、小学生、中学生の全ての保護者と、15歳以上の市民の中から無作為に抽出した2千人に対して、居住する地域の中学校について、再編の必要性や心配事などについてのアンケートを実施しました。このアンケート結果を分析しながら、個別の再編計画の策定や再編協議会の開催に向けた準備を進めているところであります。

**○3番議員（山本敏勝）** 学校統廃合となると、教育委員会の姿勢というものをしっかりと持って動いていただかないといけないと思いますが、再編の時期とかというものは考えていらっしゃいますか。

**○教育総務課長（上村圭一郎）** 学校再編は、生徒や保護者が安心して再編を迎えられるように、通学方法や施設整備等の様々な課題解決に向け、調整していくことが必要になると考えております。再編の時期につきましては、再編協議会において、学校再編に係る課題調整とともに、再編の時期につきましても決定していくことになると思いますので、再編協議会の早期開催を図ってまいりたいと考えております。

**○3番議員（山本敏勝）** 学校再編というのは、やはり子供たちの集団教育、やっぱり教育というものを考えると、やっぱり大事な部分だろうと思います。また、その次に、学校再編で問題になるのは、地域との話し合いというか、理解をいただかないといけないのもありますし、また、学校が市立の学校である場合、1校なくなることで、指宿市の負担というもの、大分軽減されるということから考えると、いつ頃までにはしたいというような目標とかというものがあれば教えていただきたいと思います。

**○教育総務課長（上村圭一郎）** 時期につきましては、ここで明言はできないところですが、再編協議会を開催しまして、そこで様々な意見が出されるものと考えております。それらの意見を調整しつつ、再編の時期についても調整していきたいと考えております。

**○3番議員（山本敏勝）** 分かりました。教育委員会の気持ちをしっかりと強く持ってですね、もう再編というのは、大変、それぞれの考え方でいろいろとあると思いますので、ぶれない

ように動いていっていただきたいと思います。

いろいろと質問させていただきましたが、これからの指宿というものを考えると、先ほど市長が、去年立ち上げました、指宿市観光・経済戦略会議、ここをですね、今、棚田においても、いろんな部分、学校再編もそうだろうと思います。その中を市長が言われるワンチームとして考えれば、全部その中に入ってきて、指宿を盛り上げていく手段だろうと思いますので、我々も一緒になって頑張っていきたいと思いますので、今後ともよろしく願いしたいと思います。

これで、質問を終わります。

### △ 延 会

○議長（下川床泉） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御意義なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は、21日に行いたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 4時19分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 井 元 伸 明

議 員 新川床 金 春

# 第 3 回 定 例 会

令和 5 年 9 月 21 日

(第 3 日)

第3回指宿市議会定例会会議録

令和5年9月21日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

2 番 議 員	松 下 知 恵	3 番 議 員	山 本 敏 勝
4 番 議 員	前 原 五 男	5 番 議 員	東 勝 義
6 番 議 員	西 田 義 哲	7 番 議 員	新宮領 實
8 番 議 員	恒 吉 太 吾	9 番 議 員	田 中 健 一
10 番 議 員	吉 村 重 則	11 番 議 員	東 伸 行
12 番 議 員	西 森 三 義	13 番 議 員	井 元 伸 明
14 番 議 員	新川床 金 春	15 番 議 員	福 永 徳 郎
16 番 議 員	高 田 ちヨ子	17 番 議 員	前之園 正 和
18 番 議 員	下川床 泉		

---

1. 欠席議員

- 1 番 議 員 中 村 昭 二

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	副 市 長	有 留 茂 人
教 育 長	吉 元 鈴 代	総 務 部 長	坂 元 一 博
市民生活部長	富 永 敏 尚	健康福祉部長	出 島 雅 彦
産業振興部長	野 元 伸 浩	農 政 部 長	鴨 崎 一 郎
建 設 部 長	高 田 博 憲	教 育 部 長	紺 屋 聖 一
山 川 支 所 長	中 島 裕 一	開 聞 支 所 長	山 下 秀 一

市長公室長	渡部 徹也	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	濱上 和也
経営改善推進室長	木下 英城	健康・協働のまちづくり課長	嶺元 和仁
財政課長	東 忠孝	市民課長	貴嶋 昌代
税務課長	橋口 裕一	国保介護課長	大牟禮 伸英
長寿支援課長	上川床 聡	商工水産課長	宮地 主税
観光施設管理課長	廣森 政宏	都市・海岸整備課長	窪田 幸一郎
学校教育課長	山下 信久	学校給食センター所長	小吉 健治

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	鮎川 富男	次長兼議事係長	池水 拓也
主幹兼調査管理係長	川畑 裕二	議事係主査	古川 浩仁



## △ 開 議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、福永徳郎議員及び高田チヨ子議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、一般質問を行います。

20日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、松下知恵議員。

○2番議員（松下知恵） 皆さん、おはようございます。2番、幸福実現党、松下知恵です。毎日暑いですね、9月も終わろうとしている今も30度を超える真夏日が続いています。今年の猛暑は、CO2による地球温暖化が急激に進んだせいではなくて過去最大級のエルニーニョ現象だそうですが、でも、そんな中、私のお家のお庭の彼岸花が顔を出し、きれいな花を咲かせています。どんなに暑かろうが今年も忘れずに花を咲かせてくれる彼岸花に、ひと時暑さを忘れて癒されています。彼岸花に癒され元気をもらって、通告に従い一般質問を行います。

一つ目の質問は、高齢者の交通手段についてです。昨年12月に引き続きイッシーバス、乗合タクシーの現状についてお伺いいたします。まず、イッシーバス、乗合タクシーの利用実績をお聞きいたします。

二つ目の質問は、ごみ処理についてです。ごみの減量化についてお伺いいたします。まずはじめに、令和5年度の施政方針で、更なるゴミの減量化を図るとありますが、具体的な内容、取組などは、どうなっているのかをお伺いいたします。

三つ目の質問は、マイナンバーカードについてです。トラブル、自主返納の件数についてお伺いいたします。マイナンバーの利用拡大に向けた改正マイナンバー法などの関連法が、6月2日に成立し、2024年秋に現在の健康保険証が廃止され、マイナ保険証に一本化されることになりました。マイナンバーカードは、安全であると政府は主張してきましたが、早くも問題が噴出しています。報道されているようなマイナンバーの紐付けの誤りによる他人の情報閲覧につながるような事案が指宿市でも発生しているのでしょうか。また、自主返納が発生しているのであれば、その件数とマイナンバーカードの交付率についてお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○市長（打越明司）** おはようございます。今年の残暑は厳しくて、我が家の彼岸花は、ちょっといつもに比べてなかなか咲かないようでありまして、今、残暑が厳しいと彼岸花も咲かなくなるのかと調べているところであります。余計なことでありましたが、議員の方から質問がありましたごみの問題について、まず、お答えしたいと思います。

ごみの減量化につきましては、これまでも市民や事業者の皆様の御理解や御協力をいただきながら、資源ごみの区分の追加や見直し、ごみ出しガイドブックの配布、あるいは、食事会、宴会等での食品ロスを削減するための30・10運動の啓発など様々な取組を行ってきているところであります。しかしながら、依然として燃えるごみへの資源ごみの混入や資源ごみの区分の間違いなどが見受けられますので、一般廃棄物監視員を3名雇用をし、各地区のごみステーションを巡回をし、適正なごみの出し方や分別などの啓発、指導をしたり、希望する各地区や学校、団体などへ出向き、市の取組やごみの分別区分などについて説明をする出前講座を実施したりするなど継続的に取り組んできているところであります。

また、新たな取組としては、現在、プラスチック容器包装廃棄物のみを分別収集しリサイクルしておりますが、洗面器やハンガーなど、それ自体が商品であるプラスチック使用製品廃棄物も令和6年度から資源ごみとして分別収集できるよう、分別内容等を把握するための回収モデル事業を今月の29日まで指宿庁舎の資源ごみ常設収集所において実施をしているところでございます。

残余の質問については、関係部長、課長から答えさせます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** イッシーバス、乗合タクシーの利用実績について答弁させていただきますが、令和3年度以降の実績について答弁させていただきます。現在、本市のイッシーバスや乗合タクシーは、令和元年に策定した指宿市地域公共交通基本計画に基づいて令和2年度から各地域で運行をしているところでございます。イッシーバスの利用状況についてですが、令和3年度の利用者数は、全路線合計で5,318人、1便当たり2.2人でした。令和4年度の利用者は5,263人で、前年度と比べ55人減っておりますけれども、1便当たり2.7人で0.5人増えております。また、今年度4月から8月までの利用者数は2,223人で、前年同期間と比べ129人増えており、1便当たりでも3.0人で0.7人増えております。

次に、乗合タクシーの利用状況についてですが、令和3年度の利用者数は、全路線合計で1,506人、1便当たり1.7人でした。令和4年度の利用者数は1,936人で、前年度と比べ430人増えておりますが、1便当たり1.5人で0.2人減っているところです。また、今年度4月から8月までの利用者数は1,129人で、前年同期間と比べ593人増えておりますが、1便当たりでは1.5人であり、0.1人減っているところです。

利用状況につきましては、イッシーバス、乗合タクシーとも変動がありますが、これは、昨年10月の路線バス廃止、縮小に伴って公共交通網の見直しを行ったことによるものである

と考えているところでございます。

○**市民生活部長（富永敏尚）** マイナンバーカードに係るトラブル、自主返納の件数等についてでございます。本市では、報道であるようなマイナンバーの紐付け誤りにより別人の情報が閲覧されたり、公金受取口座に別人の預貯金口座が登録されるといった事案につきましては、相談や報告は受けていないところでございます。

また、マイナンバーの自主返納につきましては、令和4年度からの統計になりますけれども、令和4年度に必要性を感じない、税金の無駄遣いであるなどの理由で3件の返納があったところでございます。令和5年度につきましては、8月末現在までの返納はございません。なお、マイナンバーカードの交付率につきましては、5年8月末現在で、全国で75.54%、鹿児島県が81.27%、そして本市が80.85%となっております。

○**2番議員（松下知恵）** 今、イッシーバス、乗合タクシーの利用実績をお聞きしました。その中で利用者が少ない便や路線はないのでしょうか。また、今後乗客が増える可能性はあるのでしょうか、お聞きいたします。

○**商工水産課長（宮地主税）** イッシーバスは、民間事業者と競合しないよう路線バスが、運行しない地域を運行しております。現在、2路線を運行しておりますが、川尻～なのはな館線よりも小牧～ニシムタ線が少ない傾向がございます。また、いずれの路線も通院や買い物に行くため比較的早い時間帯の1便目を利用し、昼や夕方の便は少ない傾向があるようです。今年度の1便当たりの利用者については、およそ3人となっておりますが、多いときには、10数人利用することもありますので、沿線地域の利用者の需要は満たしていると思っております。市としましては、イッシーバスは指宿市内の公共交通手段としてその役割を十分に果たしていると思っておりますので、今後も路線バスを含めイッシーバス利用促進の周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○**2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。ただいまの答弁をお聞きして、イッシーバス運行について1便当たりの利用者数がおよそ3人ということで、利用者数が少ないと思われませんが、費用対効果はあるのでしょうか、お聞きいたします。

○**商工水産課長（宮地主税）** イッシーバスは、各路線のこれまでの利用状況を踏まえた上で、小型バスの車両を用いて経費節減に努めながら運行をしております。運行維持していくためにはそれ相応の経費が必要でありまして、市内公共交通体系を維持していくためには、必要な費用というふうに考えてございます。

○**2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。年々高齢化が進み、シルバーカーを押す高齢者にとっては、たとえイッシーバスであってもバス利用は不便だと思います。乗合タクシーの利用はできないのでしょうか、お聞きいたします。

○**商工水産課長（宮地主税）** イッシーバス、乗合タクシーなど市が運行主体となる場合、バス事業者やタクシー事業者、道路管理者、地域住民代表者で構成される指宿市地域公共交通活

性化協議会で、その運行計画を審議する必要があるとございます。この会議では、効率的な公共交通網を目的とするため、運行区域が重複しないように市と事業者間で調整をしなければなりませんので、その計画を承認していただいた上で九州運輸局に届け出を行い、イッシーバスや乗合タクシーを運行しております。したがって、現状では路線バスやイッシーバスが運行している区域には、まずは、それらの交通機関を利用していただくことを優先しております。同じ区域内での乗合タクシーの導入は見合わせているところでございます。今後も、市民の皆様や運行事業者等の意見を伺いながら、本市の公共交通体系がより良い仕組みになるよう検討し、必要があれば、その公共交通網を見直してまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ただいまの答弁をお聞きして、イッシーバス、乗合タクシーを1路線増やしたり減らしたりするのは、そう簡単なことではないということはよく理解できました。でも、そのイッシーバス、乗合タクシーを実際利用するのは、運転免許証のない高齢者の方々がほとんどなんです。答弁の中からも今後も市民や運行事業者等の意見を聴きながらとありましたが、実際、本当に困っている方々の声を聴いて、是非見直しをしていただきたいと思えます。

令和4年12月の一般質問の答弁で、令和5年度に令和6年度以降の交通計画を策定し、新たな交通手段の導入も含め検討をしたいとありましたが、現在の状況はどうなっているのか、お聞きいたします。

**○商工水産課長（宮地主税）** 令和6年度以降の指宿市地域公共交通計画の策定に向け、現在、自治会長、市民、高校生、路線バス利用者、イッシーバス、乗合タクシー利用者、観光客等を対象にアンケート調査を行っているところでございます。さらに、交通事業者やコンサルタント等にも意見を伺いながら、将来的に本市でどのような交通体系が望ましいか、いろいろな取組を検討しているところでございます。年内には、この計画の素案を指宿市地域公共交通活性化協議会に諮り、年明けにパブリックコメントを実施した上で、来年3月末までには新たな指宿市地域公共交通計画を定めてまいりたいというふうに考えております。

**○2番議員（松下知恵）** 昨年12月の答弁でもありましたように、地域の実情を知っている民生委員や福祉関係の方々の力をお借りして、アンケートだけではなく、是非行政の方々自ら足を運んで市民の皆様の声をお聴いていただきたいと思えます。その上で指宿市としての望ましい交通体系をつくっていただきたいと思えます。主役は市民であるということをいつも念頭に置いて取り組んでほしいと思えます。

では次に、高齢者の交通手段についてお伺いいたします。枕崎市では、タクシー運賃助成を行っています、本市でも実施する予定はないのでしょうか、お聞きいたします。

**○長寿支援課長（上川床聡）** 枕崎で実施されております高齢者向けの助成事業のことだと思われれます。本市におきまして、高齢者が利用できますこの交通手段につきましては、先ほど

来、答弁がございますとおり、鹿児島交通が運行している路線バスのほかに、本市が実施しているイッシーバスや乗合タクシーの事業がございますので、これらの利用を御案内し、活用をいただいているところでございます。これらの事業の利用を促進することが、まずは重要であるというふうに認識していることから、タクシー運賃の助成等の検討は、現時点では行っていないところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** 一般質問を行うに当たり、長寿支援課の方といろいろお話をさせていただきました。ただいま答弁いただいたことなども含め、いろいろ市としての事情もあるということも理解しましたが、実際困っている高齢者の方々に先ほども申し上げましたが、シルバーカーを押している高齢者の方は、バスに乗れないんです。バスの停留所に行くのもやっとなことなんです。でもやはり、自分で動けるうちは、子供たちの手を煩わさず病院にも買い物にも行きたいと思っているんです。そういうまだまだ私たちもできるという高齢者のやる気とか、自立性とか、そういうものに是非支援していただける方向で考えていただきたいと思います。市長、稼げるまち、稼げる市役所、お金を稼ぐのは、本当に難しいですよ。お金を稼ぐのは難しい、お金を使うのは3倍難しいと言われます。市長もきっと身に染みていらっしゃることでしょう。新しく何か財源をつくってくださいと言っているのではなく、今ある財政の中で本当に無駄なものはないのか。本当にそこにそれだけのお金を使わなければならないのか。そういう無駄なお金の使い方をしているところはないか。何度も何度も点検して、本当に市民が喜んでくださるところにお金は使っていただけるよう努力していただければと思います。そして、この困っている高齢者の方々は、東洋のハワイと呼ばれていたこの指宿を朝から晩まで額に汗を流し、身を粉にして働いて助けて支えてくださった方々です。国も市長も誰ひとり取り残さない、人に優しいデジタル化とおっしゃっていますが、はっきり言って高齢者の方々は、デジタル化よりも日々の生活なんです。そこを取り残してほしくありません。いろんな調整と大変かとは思いますが、何が一番市民が喜ぶかを考えて工夫していただきたいとお願いして次の質問に移ります。

ごみの減量化の具体的な取組を答弁いただきありがとうございました。私もごみ出しの際に分別ができていないものもあるなど感じることもあります。また、私自身もごみを分別するとき、うん、これはどうだったかなと忘れてしまったり、分からなかったりすることもあるので、出前講座など実際に手に取り、目で見るというのは、非常に効果的だと思います。また、子供たちは、学校で学んできたことを家庭ですぐに教えてくれます。なので子供たちへの環境教育というのも非常に大事だと思いますが、このような出前講座の地域や学校への周知方法や取組などお尋ねいたします。

**○市民生活部長（富永敏尚）** 出前講座の周知につきましては、毎年度実施しております自治公民館連絡協議会、それから環境衛生協力会、この合同による研修会におきまして説明させていただいております。引き続き、周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、子供たちへの環境教育につきましては、出前講座のほか、資源ごみ常設収集所の見学、それから職場体験、こういった取組をしておりますので、ここでの分別体験、それから環境衛生協力会と協力いたしまして行う取組といたしましては、小学校4年生を対象とした環境美化標語コンクールというのをやっております。これですとか、ごみ処理施設見学バスツアー、こういったことも実施してきているところでございますので、今後も引き続き、これらに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○2番議員（松下知恵）** 幼い頃からの環境教育は大事ですので、よろしく願いいたします。

次に、指定ごみ袋について、以前から燃えるごみ袋の小が大きいと思っています。市民からも1人暮らしの方や高齢者のみの世帯など、冬は一週間に1回のごみ出しでもいいんですけど、夏は匂いや衛生的な観点から毎回出したい。ごみの量が少なく、小でも袋がいっぱいにならない。袋がもったいないという声をたくさん聞いています。また、袋がもったいないからといって、一杯にするために紙やプラスチックなどの資源ごみを入れてしまっている状況もあるのではないかと思います。このようなことから、もう少し小さい袋があった方がいいなと思いますが、現在、燃えるごみ袋の小をもう少し小さくすることはできないのでしょうか。

**○市民生活部長（富永敏尚）** 指定ごみ袋につきましては、燃えるごみ、燃えないごみ、それから資源ごみの3種類で、それぞれ特大、大、小という三つのサイズがございます。また、サイズにつきましては、いずれの種類も特大が約60ℓから70ℓ、大が約45ℓとなっているところでございますけれども、小につきましては、燃えないごみと資源ごみが、約15ℓから20ℓのサイズ、これに対しまして、燃えるごみの袋のみが、小のみが約25ℓのサイズとなっております。この燃えるごみの小のみが大きいことにつきましては、市民の皆様から燃えるごみの小をもう少し大きくしてほしいとの御要望が多数寄せられていたことを受けまして、令和元年度製造分からサイズを大きくした経緯があるところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** そのような経緯があったのですね。分かりました。では、ごみ袋についていろいろ調べてみると、南九州市の川辺地区は、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみの区分のない共通のごみ袋を使用しているとのことでした。また、鳥取県の自治体などでは、レジ袋として、お店で購入している買い物で使用した後、そのレジ袋を燃えるごみの指定ごみ袋として使用できる取組を実施しているようであります。同じく長崎県の大村市でも家庭用指定レジごみ袋の導入実証事業を始めたそうです。指宿市でもコスト削減や現在の小よりも小さな指定ごみ袋として活用できる観点から、そのような取組を実施される考えはないのでしょうか。

**○市民生活部長（富永敏尚）** レジ袋を指定ごみ袋として使用することや種類の統一によるプラスチックの削減、原材料を石油由来のプラスチックからバイオマスプラスチックへ転換したり、再生原料を使用したりすることによる温室効果ガスの排出抑制などの取組、こういった

ものにつきましては、本市のカーボンニュートラル達成に向けまして、有効な手段の一つであると認識しているところでございます。

ごみ袋のサイズや種類の変更、追加、材質転換などは、容量であったり大気汚染、製造コストが高くなる、こういったような課題もございますので、こういった課題と併せまして、そのタイミングなど様々な点を総合的に判断する必要があると考えているところでございますので、今後、調査研究を行ってまいりたいというふうに考えるところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** 実は、ごみ袋が、小でも大きいとか、高いとか、よくそういう声を聞きますが、土手や草むらに家庭ごみを捨てる人がいて、そのごみにネコやカラスがやって来て、近隣の方々が大変困っているという苦情もありました。もちろんルールを守らない人が悪いのですが、少しでもごみ袋を安く使いやすくするだけでも、そのような事例が減るのではと思い提案させていただきました。なので、是非、御検討くださいますようお願いいたします。

次に、協働・循環型社会の実現についてお伺いいたします。令和5年度の施政方針に、事業者や市民の皆様と協働し、循環型社会の実現を目指してまいりますとありますが、具体的な内容、取組などは、どのようなものがあるのか、教えてください。

**○市民生活部長（富永敏尚）** 循環型社会とは、第一に、ごみの発生を抑制し、第二に、排出されたごみについてはできるだけ資源として活用し、最後にどうしても循環的利用が行われないうものにつきましては適正に処分する。こういったことが徹底されることにより実現される天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会のことです。本市におきましても、循環型社会の実現に向けて、各地区との協働で資源ごみの地区立ち合い収集を実施したり、環境衛生協力会と協力いたしまして食品ロス削減のてまどり活動であったり、30・10運動の啓発など様々な取組を行ってきているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。日置市では、家庭から出る生ごみを週2回収して堆肥にして販売しているそうです。是非、指宿市でもそのような取組ができないものでしょうか。

**○市民生活部長（富永敏尚）** 本市におきましても以前、生ごみ回収モデル事業を実施したことがございました。しかしながら、費用対効果の点でありますとか、堆肥化を行った畜産農家の受入体制の観点から、本格実施には至らなかったところでございます。また、指宿広域市町村圏組合におきましては、汚泥リサイクルセンターにおきまして、し尿や浄化槽汚泥の処理過程で残った汚泥でありますとか、給食センターからの生ごみ、こういったものを発酵処理いたしまして堆肥を製造し、本市と南九州市の顛娃町にお住まいの皆様にごみの袋代のみの負担で配布しているところでございます。今後も循環型社会の実現に向けて、議員から情報提供をいただきましたことなど参考にさせていただきます。引き続き、調査研究をしてまいりたいと考えております。

**○2番議員（松下知恵）** ごみの問題も他の自治体も頭を悩ませている問題だと思います。その中でも様々に工夫し、地域に協力をもらい、住民を巻き込み取り組んでいる自治体がたくさんありますので、しっかりと調査し、どういう在り方が指宿市にとってベストなのか研究していただきたいと思います。そのために私もいろいろ情報提供させていただければと思っております。

では、最後の質問です。マイナンバーカードについて、2回目以降の質問をさせていただきます。全国の市、区、町村を対象に共同通信が実施したアンケートで、鹿児島県内は76%の市町村が、マイナンバーカードの交付などの事務負担を重いと回答していますが、指宿市の現状はどうなっているのでしょうか、お聞きいたします。

**○市民課長（貴島昌代）** 令和4年度は、マイナポイント事業の度重なる期間延長によりマイナンバーカードの申請や受け取り、マイナポイントの申請手続で担当課の窓口は、7月以降、大変混雑し、ポイント受け取りに必要な条件であるマイナンバーカードの申請期限間際の9月下旬頃は、1日200名近くの住民の方が来庁される日が続きました。5名の職員で対応しておりましたが、通常業務など窓口業務以外の業務は、時間外にせざるを得ない状況も半年ほど続きました。そのような状況に加え、マイナンバーカードの交付率が、国からの補助金や交付金に影響するとの方針が出されていたこともあり、カード申請を促進するために、土曜日や日曜日は地域の公民館に出かけ、マイナンバーカードの申請受付を行う出張申請受付サービスの実施や休日窓口の開設日を増やし大変多くの住民の皆様にご利用していただきました。このような状況ではありましたが、カード申請受付業務やマイナポイント手続を行う県のサポートチームの派遣を受けたり、国からカード申請受付業務の委託を受けた携帯電話ショップの応援をいただいたりと、大変多くの方々の御協力のもと、多忙な時期を乗り切ることができました。現在は、マイナポイント事業実施前の通常の窓口状況に戻っております。

**○2番議員（松下知恵）** ピーク時は、通常業務は、時間外に行っていたということで、しかも、それが半年も続いたということをお聞きして本当に驚きました。大変な御苦労があったんですね。お仕事とはいえ本当にお疲れ様でした。そういう現場の苦労も知らず、マイナンバーの紐付けに誤りがある事例が複数発生していることを踏まえ、政府は総点検を推進しましたが、その総点検の概要について説明していただきたいと思います。

**○市民課長（貴島昌代）** マイナンバーの紐付けに誤りのある事案が複数発生していることを踏まえ、政府全体で総点検と再発防止を強力に推進することを目的としたマイナンバー情報総点検本部が、令和5年6月21日にデジタル庁に設置されました。総点検においては、マイナンバーで閲覧可能な情報を有する全ての事務について、個人情報とマイナンバーの紐付けが正確に行われているか必要な点検を今年度秋までに行うこととされております。手順としては、まず、各事務の現場においてマイナンバーの紐付け作業に必要な個人の特定を、住所、氏名、生年月日、性別の基本4情報に基づき行われているかどうかの実態把握に関する



調査が実施され、その調査を基に、個別データの総点検が必要な自治体などが確定されました。なお、総点検が必要な自治体については、既に公表されており、全ての個人データの点検を行うことになっております。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。では、指宿市の総点検の状況についてお伺いいたします。

○市民課長（貴島昌代） 各事務の現場におけるマイナンバーの紐付け作業の実態把握に関する調査が、7月に行われたところです。その結果、本市においては、マイナンバーの紐付け作業に必要な個人の特定を基本4情報に基づいて行われていることが確認されましたので、個別データの総点検が必要となる部署はございませんでした。

○2番議員（松下知恵） すばらしいです。今回のこのマイナンバーカードについて、いろいろ市民課の方々とお話をしましたが、任された仕事に責任を持ち、一つ一つの問いにきちんと答えてくださり、本当に仕事のできる方々だなと感心しました。マイナンバーカードには不安もありますが、このような方々が、市役所で市民のために働いてくださっているというのは、本当にうれしいことだと感じました。話が少しずれましたが、市役所職員は優秀かもしれませんが、様々な報道により、大丈夫なんだろうかという市民の方々の声も聞かれます。マイナンバーの紐付け誤りにより生じた不信感に対し、どのような信頼回復の取組を行っていくのか。国の方針や市としての考えをお伺いいたします。

○市民生活部長（冨永敏尚） 現在、デジタル庁の指導によりまして、これまでに発生した紐付け誤りの是正のため、総点検を実施しているところでございますけれども、国は、本年8月8日に行われた第2回マイナンバー情報総点検本部におきまして、信頼回復に向けた対応を行う方針を示しております。その内容は、マイナンバーの登録事務に関する横断的ルールの方針の策定、マイナンバーの照会方法の改善、マイナンバーの登録事務のデジタル化となっております。

本市としては、職員はマイナンバーという重大な個人情報を取り扱っている認識のもと、引き続き個人情報を流失させない事務を行っていくことの積み重ねが、市民からの信頼につながるものと考えているところでございます。また、現在実施しておりますマイナンバーを取り扱う職員への教育研修、内部監査などを行いながら職員に対する更なる意識付けを行ってまいりたいと考えているところでございます。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。政府は、2024年にマイナ保険証に一本化しようとしていますが、指宿市国保加入者におけるマイナ保険証の登録者数を教えてください。

○健康福祉部長（出島雅彦） 本市のマイナンバーカード保険証の利用登録状況は、令和5年7月19日現在で、被保険者数1万1,037人に対して登録者数7,338人、普及率は66.49%となっております。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。現在、マイナ保険証を取り扱える医療機関等

について把握しているのでしょうか。また、マイナ保険証の利点、メリットを教えてください。

**○国保介護課長（大牟禮伸英）** 令和3年10月20日、マイナ保険証の本格運用開始後になります。現在、厚生労働省のホームページで確認できる使用可能な医療機関は、市内76医療機関中74医療機関、導入実施率は97%で、マイナ保険証による受診が可能となっているところでございます。

マイナ保険証のメリットについてですけれども、マイナンバーカードを健康保険証として使用することで、特定健診や薬剤情報などデータに基づく最適な医療の受診、転職や転居等による保険証の切り替えや更新の簡素化及び手続を行うことなく高額医療費限度額を超える支払いが免除されるなどの利点が挙げられているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。マイナンバー改正法では、今後、現在交付されている通常の保険証は廃止されるということですが、マイナ保険証の手続を行っていない被保険者は、保険診療を受ける際にはどのようになるのでしょうか。また、マイナ保険証が始まった後、行政事務手続において事務が増えたのか、お伺いいたします。

**○国保介護課長（大牟禮伸英）** マイナンバーカードを取得していない人、取得していても被保険者証と紐付けを行っていない人、マイナンバーカードを紛失した方々には、被保険者証の代わりとなります資格確認証の発行を行うこととなります。なお、令和6年度本市におきまして、保険証年次更新時には、令和6年8月1日から1年間を有効期限とした保険証を交付する予定でございます。

また、行政事務手続におきましては、通常の業務に加えまして定期的なエラーリストチェック、厚労省の指示による突合作業など、新たな業務が発生しているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。詳しくお話を聞けば聞くほど、それぞれのパターンに合わせた複雑な業務があることに驚き、先ほどの市民課の職員の皆様と同じように御苦勞をねぎらいたいと思います。私としましては、そもそもマイナンバーカードの取得は、任意だったのではと疑問があります。しかし、健康保険証が廃止され、マイナ保険証を取得せざるを得ない状況がつけられています。しかも政府は、全てを自治体に丸投げで、市役所の仕事が増えるということが納得いかないところです。でも本当に、その仕事に私みたいに文句も言わず、誠心誠意全力で仕事に向き合ってくださいという職員の皆様に頭が下がります。ありがとうございます。この度の改正案には、行政機関が、把握している個人の銀行口座をマイナンバーに登録するルールも盛り込まれています。公金受取口座の登録方法が拡大するとのことですが、その概要と登録のメリット等についてお伺いいたします。

**○市民課長（貴島昌代）** 公金受取口座に登録するためには、マイナンバーカードとマイナポータルサイトにつながるスマートフォンなどの機器を所持していることが必要ですが、マイナンバーカードを所持していない方やデジタル操作に不慣れな方にも簡単に公金受取口座の登

録ができるよう、今回のマイナンバー法改正で行政機関等経由登録の特例制度が創設されました。これは、行政機関などが保有する給付口座情報を受給者に対し、公金受取口座として登録することへの意思確認を行い、一定期間内に回答がない場合は同意したものとみなし、その口座情報を公金受取口座として登録できる内容となっております。公金受取口座の登録率は、高齢世代で顕著に低下することから、この特例制度の対象者は、当面、年金受給者に限定するようです。

なお、公金受取口座の登録は義務ではありませんが、公金受取口座を登録すると、公金の給付申請書に口座情報の記載や通帳の写しを添付する必要がなくなるため、申請手の負担が軽減し、迅速な給付につながります。登録をしなかった場合は、従来の手続を行うことにより、給付金が支給されることになっております。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。ただいまの答弁によりますと、行政機関等が保有する給付口座情報を受給者に対し公金受取口座として登録することへの意思確認を行い、一定期間内に回答がない場合は同意したものとみなし、その口座情報を公金受取口座として登録できる内容となっております。ということは、市民の側から登録を拒否しますという返事をしない限り、自動的に口座番号とマイナンバーが、言葉は悪いですけども紐付けされてしまうということですよ。公金受取口座を登録すると公金の迅速な給付につながるというメリットがあります。高齢者の方やお仕事でお忙しい若い方々にとってもありがたいことだと思います。しかし、マイナンバー法の第1条には、行政分野における公正な給付と負担の確保を図るとはっきりと書かれております。この負担がポイントだと思います。何を私たちに負担させようとしているのでしょうか。私は今、ジョージ・オーウェルの小説、1984を読んでいます。まだ途中ですが、たかがマイナンバーカード、たかがマイナ保険証かもしれませんが、この小説に描かれた未来社会に似た感じの監視社会に近づいているような気がしないでもありません。まさか国が決めたことだし、平和で自由な日本にそんなことあるはずないと、ここにいらっしゃるほとんどの方、市民の66.49%の方は、そう思っているはずですよ。でも、本当にそうでしょうか。市長、文化の香りのする私は、先日、12人の怒れる男たちという舞台を見ました。12人の陪審員が、父親殺しの少年の評決を出すというストーリーでした。はじめは11対1で有罪でしたが、合理的な疑いというキーワードのもと、少しでも疑いのあるところを解明していき、最後は、全員が無罪という評決を出しました。とても感動しました。国で決まったから何もかも正しくて、それに従順に従うということももちろん正しいことだと思います。でも何か、うん、これはおかしいんじゃないという合理的な疑いを持つことがあってもよいのではないのでしょうか。私は、マイナンバーカード、特に今回の改正マイナンバー法の成立に関しては、合理的な疑いを持っています。この便利さの先には、何らかのリスクがあるのではないかと考えています。

デジタル技術の進歩そのものは、生活を便利にする面がありますが、でも私は、この指宿

市役所職員の方々のような人の温もりを感じられる社会が好きです。そして、この指宿が大好きです。これからも大好きな指宿市民がいつまでも自由に、そして、幸せに生きていけるように合理的な疑いの目は忘れずに一つ一つ丁寧に取り組んでいきます。最後に市長にお聞きいたします。昨年度と比べ、先ほどから申し上げているようにマイナンバーカードを取り巻く状況は大きく変わっています。カードのセキュリティはどうなっているのか。カードの取得率の増加に伴い、行政事務がどのように変わっていくのか。また、カード未取得者やデジタル操作に不慣れな方への対応等を踏まえ、昨年9月の議会答弁であったように、取り残すことがないようという市長のお考えに変わりはないのかをお伺いいたします。

**○市長（打越明司）** マイナンバー法の改正に伴ってマイナンバーを利用できる事務が増えましたが、マイナンバーカード自体に記録されている情報は、増えたわけでは全くありません。答弁にもありましたが、カードに記録される情報は、これまでどおり氏名と住所、生年月日と性別、そして、マイナンバー、写真などの必要最低限の情報があるということがあります。昨年の9月議会の答弁時においては、本市は、交付率が41.47%でしたけれども、現在、80.85%になっております。交付率がここまで上がってくると、カードを利用した行政のオンライン手続の増加が見込まれることから、行政事務の効率化や市民のサービスの向上につながるものというふうに考えております。その一例として、今年3月に開始したコンビニ交付サービスは、来庁不要のマイナンバーカードを利用したサービスで、休日を問わず朝6時30分から夜11時まで、住民票の写しなど各種の証明証をコンビニで取得できるようになっています。その結果、各種の証明証を交付する窓口の混雑は、解消される傾向に向かっており、市民の利便性の向上、職員の事務の効率化等々にはつながってきたのかなというふうに評価はしているところであります。

問題は、そのマイナンバーカードを取得していない方々、あるいは私もそうですけれどもデジタル操作が不慣れな人たちに、対応をどうしていくかということになってくると思いますが、これまで同様に丁寧に細やかな対応を取るように市役所メンバーも心掛けていかなければならないというふうに思います。本来、マイナンバーカードは、議員が何度も言いますように、これは任意であるということが、原理原則であることは何も変わらないわけですから、このマイナンバーカードを取得していない方、デジタル操作に不慣れな方々が、不利益を被ることのないように、常に行政サービスを私の立場としては監視していかなければならないというふうに思っているところです。いろいろと現場も本当に苦労していました。昨年は、おおむね6月から、このマイナカード普及に対するキャンペーンがスタートしましたが、1回目の締め切りが9月30日。30日が終わったとたんに3か月延長されて12月31日。それが終わった瞬間に延長されて2月末と。実は、延長、延長が続いてですね、マラソンランナーが42km走り終わった瞬間に、ゴールはあと10km先だというふうに宣言されることが3回ぐらいあったということですから、現場のメンバーも本当にそういう意味では、へと

へとになりながら、また、どうしても、やっぱりそういうこう締切り間際というのは、皆さん慌てて殺到するという傾向がありますので、そういう意味では、本当に過去の1年間は、現場は相当苦労があったなというふうに思いますけれども、普及してとにかくよかったこと、みんなが、市民の方々が、直接サービスがよくなったと、簡単になったと、分かりやすくなったということがプラスポイントだとすれば、それ以外のマイナスポイントについては、できるだけ敏感に我々は反応して、今、様々な疑いについても議員からお話がありましたけれども、現場を預かるメンバーとしては、その市民に対して不便性や不利益が生じないことを念頭に置きながら、きっちりと業務を続けていきたいというふうに思っているところであります。原理原則についての誰ひとり取り残さないような形で、しっかりと行政サービスを行っていくということについては、いささかも変わりはないということであります。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。私は、きっと取り残され組ですので、これからもよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わりとします。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時04分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、恒吉太吾議員

**○8番議員（恒吉太吾）** 8番、恒吉太吾です。

地球温暖化を防止するために二酸化炭素などの排出量を削減し、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質0にするカーボンニュートラルを実現するための取組が行われています。令和3年4月に環境省より県内4番目に指定されたゼロカーボンシティの概要とその実現に向けた指定後の取組をお尋ねいたします。

次に、公用車の電動化について、電動車とは、ハイブリット車、プラグインハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車と車両の動力に電気を使い走行する自動車のことであり、カーボンニュートラル実現のため、電動化は効果的な方法の一つと言われております。本市では何台導入されているか、お尋ねいたします。また、公用車の保有台数は何台か、お尋ねいたします。

次に、公共施設の駐車場整備について、指宿庁舎の来庁者用駐車可能台数をお尋ねいたします。駐車用スペースのライン引き直しや駐車場整備については、令和2年度第4回定例会において質問を行っておりますが、その後どのような改善が行われたのかお尋ねし、1回目の質問といたします。

**○市長（打越明司）** 恒吉議員の質問にお答えしたいと思います。ゼロカーボンシティ後の取組についての問いでありますけれども、環境省は、2050年に二酸化炭素排出量を実質0にする

ことを目指す旨を首長自ら、又は地方自治体として公表された地方自治体をゼロカーボンシティと定義しております。本市は、令和3年第1回市議会定例会においてゼロカーボンシティ実現に向けて努力をすることを表明し、令和3年4月に環境省からゼロカーボンシティの指定を受けているところであります。

本市の取組といたしましては、広報紙及びホームページにおいて、地球温暖化の影響や市で最も多い二酸化炭素排出源は、自家用車や事業用車両など運輸部門の燃料によるものであり、市全体の二酸化炭素排出量のおよそ40%を占めていることなどについて周知を図っております。また、燃えるごみの排出量削減等を目的に、本年9月1日から29日までの間、プラスチック製品の資源回収モデル事業を実施しているところであります。

農政部門では、指宿市農業環境負荷低減対策プロジェクト会議を立ち上げ、環境にやさしいIPM栽培法の普及に努めるとともに、オクラのIPM栽培を題材とした漫画、ありがとうテントウムシマンを作成して、小中学生への配布や地区回覧を行い、啓発に努めております。そのほか、市役所での取組といたしましては、指宿市地球温暖化防止実行計画・事務事業編に基づき、毎年度、各施設でのエネルギー使用量の把握を行うとともに、全職員を対象とした地球温暖化防止に関する研修を実施してきております。これまでの取組を踏まえ、本年度は、地球温暖化防止実行計画の事務事業編について、公用車にEV車を導入する方向性などを盛り込む内容で見直す予定であり、来年度以降は、市内全域を対象とする同計画の区域施策編を策定してまいりたいと考えているところであります。

残余の質問については、関係部長、課長に答弁をさせます。

**○総務部長（坂元一博）** 公用車の電動化についてでございますが、本市が保有する公用車のうち電動車は、ハイブリット車5台となっているところでございます。続きまして、公用車の保有台数についてでございますが、本市では、職員が通常業務で使用する公用車のほか、消防団に配備している消防ポンプ自動車や給食配送用トラックなどの特殊車両、スクールバスなどの乗合車両を保有しており、公営企業会計である水道事業部所管の公用車を除くと、合計で206台の公用車を所有しているところでございます。このうち、職員が通常業務の中で使用する公用車は136台となっております。その内訳は、軽貨物車が82台、軽乗用車が14台、小型貨物車が12台、小型乗用車が4台、普通貨物車が9台、普通乗用車が15台となっております。

続きまして、本庁舎、北側別館、保健センターの駐車可能台数についてでございますが、指宿庁舎の来庁者用駐車場は、本庁舎周辺に91台、北側別館周辺に24台、保健センター周辺に15台を確保しているところでございます。

続きまして、駐車用白線の引き直しについて、令和2年第4回市議会での質問後、その後どうなっているかとの御質問でございますが、指宿庁舎の来庁者用駐車場につきましては、駐車スペースが狭い、ラインが見えにくいといった御意見もありましたことから、これまで北

側別館前に来庁者の駐車スペースを新たに設けるとともに、2台分の思いやり駐車場を設置し、また、指宿庁舎北側駐車場の消えかかっていたラインの引き直しを実施してきたところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 質問の都合上、公共施設の駐車場整備についてからお尋ねしたいと思います。今、るる説明いただきまして、見て私も確認しておりますが、北側別館であったり、本庁舎の北側というのは、ありがたいことに早速ですね、整備がされていますが、モニターをお願いいたします。ここはですね、ちょうど指宿庁舎の玄関前駐車場になります。これが、奥の方、保健センターの北側の駐車場になります。今、玄関前駐車場、そして、この保健センターの北側、どちらもですね、御覧のように薄く消えかけているだけじゃなく、駐車スペースもですね、実は、2千mm程度しかありません。昨今、車の大型化もありますので、隣に車が止まっていると、もう降りれないということもあると聞いております。モニターは結構です。市民の方からもですね、訪れた方がとても見えづらい、そして、狭いといった声もですね、たくさん伺っております。市民の方々がですね、安心して市役所に訪れることができる。また、駐車することができるようにですね、今、御覧になられたようなラインが消えかかっている見えにくい庁舎の玄関前とですね、保健センターの北側駐車場。誰もが止めやすい、大体2,400mmから2,500mmが標準値と言われておりますが、駐車スペースの幅がですね、この標準値に変更して早急に駐車スペースのライン引き直しができないかどうか、お尋ねいたします。

**○総務部長（坂元一博）** 議員御指摘の正面玄関前付近の白線につきましては、白線が分かりづらく、長期間、駐車場の白線直しがされなかったことにつきましては、安全性や利便性などお客様に対する配慮に欠けていたと思っております。お客様目線に立って、本年中には駐車場の白線の引き直しを実施したいと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** ありがとうございます。本年中ということですので、本年中も長いので、なるべく早めにですね、皆さんのことを考えてしていただきたいと思っております。ありがとうございます。もう一つ関連してと言いますか、保健センターの駐車スペースについてお尋ねしたいと思います。先ほど見ました保健センターの北側駐車場というのは、建物とですね、結構距離が接近しているので、切り返しとか、車の大型化で止めにくいということがありまして、犬走りのところですかね、車が乗り上げたタイヤ痕などもありましたので、結構止めづらいのかなというふうに思っております。北側が駐車場になっていて、今15台あるということだったんですが、このですね、北側駐車場は、まず全て来庁者用の駐車場になっているか、お尋ねいたします。

**○健康福祉部長（出島雅彦）** 一応北側の方は、来客用駐車場として確保はしているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 駐車場が少し不足しているようなことも聞いてはおりますが、その来

庁者用駐車場の場所に日常的に職員が止めているというようなことはないのか。また、止めないようにですね、指導とか周知は行われているのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（出島雅彦） 保健センターの方で検診等のそういった催しがない日に限ってはですね、職員も止めることがあるということを知っております。

○8番議員（恒吉太吾） 検診とかなければ、止めていいよという認識でよろしいでしょうか。

○健康福祉部長（出島雅彦） そのとおりでございます。

○8番議員（恒吉太吾） モニターをお願いします。こちら今度は、建物の表側と言いますか、南側になります。見てのとおりですね、ラインも引き直されておまして、駐車スペースもですね、大体2,500mm、止めやすい標準値となっておりますが、こちらですね、実は、来庁者用じゃなくて職員用の駐車場なんです。いい場所に何よりもきれいな駐車場あります。建物前に14台分確保されておりますが、来庁者用の駐車場は、見てもらったように狭くて線も消えているにもかかわらず、このようにですね、職員駐車場の方は、優先してすばらしいものが整備されておりますが、私としては、まず優先すべきは市民用の駐車場じゃないのかなと思っておるんですが、職員駐車場がですね、場所も整備も優先されている理由、お聞かせ願いたいと思います。

○総務部長（坂元一博） 来庁者のお客様より職員の方が、優先というような感じでございますけれども、駐車場の整備につきましては、今先ほど私の方から答弁いたしましたように、白線の引き直しもまだされなかったところがございます。理由としましては、そのような形で、まだ駐車場が未整備という形で、お客様、そして、職員の駐車場の管理、整備等がなされていなかったところが原因ではないかと思っております。

○8番議員（恒吉太吾） 理由が未整備とおっしゃったんですが、意味が分からない。回答をしっかりしていただきたいというか、なぜ優先してされたのかというところを問うているわけですので、そこをもう一度お願いします。

○総務部長（坂元一博） 駐車場には、黄色線と白線がございますけれども、黄色線は、主に来庁者用でございますけれども、白線につきましては、職員及び駐車場という形で職員には通知してございますので、職員及び来庁者用の方は、白線にも当然止めることができるという状況でございます。その周知の仕方においては、来庁者の方には、ちょっと不便があったのかもしれないですけども、白線につきましては、来庁者及び駐車場という形で認識しているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） ということは、あの白線の場所も職員が、ではなくて来庁者も止めていいということで、今賜ったんですが、毎日毎日ですね、先に来られるのが職員ですので、14台分全部止まっておけば、そういうことできませんよね。そこらへんは、どうお考えですかね。誰でも止められるとおっしゃいますけど、実際止められない状況になっています。その認識をお願いいたします。



○健康福祉部長（出島雅彦） 保健センターの利用者についての回答になりますけども、各種検診や母子健診、高齢者受給者証交付等の保健センター利用者が多くなる場合につきましては、保健センターの来客者用の駐車場とは別に、先ほどモニターの方にありました三角コーンを立てているような状況でしたけれども、ああいう形で事前に駐車スペースを確保してですね、職員の方にもそれも事前に通告をして空けて駐車場確保をしているような状況でございます。

○8番議員（恒吉太吾） 今、健診などがあって、その際は、移動しているということで、私もお話伺いましたら、職員の方にですね、もう週に2回程度は、もう健診が行われていて、そのとき20人から50人くらいは来客があるというふうに、確認していただいているのですが、答えていただいております。であるならばですね、もう最初からあの14台分、南側の14台に関しても、もう来庁者用としていた方がいいんじゃないかなと思います。建物の南側も、今、総務部長の方からありましたが、まだちょっと北側の方は、整備が進んでないわけですよ。そして、南側の方は、整備が進んでいますので、取り急ぎですね、まずは、あの場所、南側の場所を来庁者用駐車場にする考えはないか。早急にですね、ただ場所、あそこに止めずに来庁者用の方専用にするだけですので、すぐできることと思いますが、いかがでしょうか。

○総務部長（坂元一博） お客様の利便性、利用者の気持ちを大切にしながら、お客様の利用しやすい駐車場になるよう早急に検討して、早急に利用しやすい駐車場にするように検討してまいりたいと思います。

○8番議員（恒吉太吾） 実際ですね、駐車に苦勞されている方が、たくさんいらっしゃるわけですよ。なので、これまでどおり職員用として、職員の方々ファーストで優先されるのか。来庁者用の方、全部とは言いませんので一部でも構いませんので最初から来庁者用とできないのか。もう一度お聞かせ願えませんでしょうか。

○総務部長（坂元一博） 利用者、お客様の目線に立って駐車場の整備、白線の直しをしていきたいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） モニターをお願いします。これはですね、玄関庁舎前にある思いやり駐車場になります。マークを見ていただきますと、ちょっと見えにくいんですが、車いす使用者、妊婦、けが人、高齢者の表示がございます。ただですね、ベビーカーマークであったり、内部障害のある方の優先表示というのはない状態でございます。車いす使用者に必要な3,500mm以上の幅の駐車区間に並んで、施設の出入口に近い場所に駐車する必要がある方のため、これは250cm程度ですね、この駐車区間を設置することをダブルスペース方式と言います。モニターは結構です。今、部長の答弁からもですね、今度早急に何よりも急いで駐車用スペースの整備が行われるというふうに認識しましたので、その際にですね、このダブルスペースの導入を庁舎玄関前、そして、今お話ししております保健センター南側の職員駐車場の場所ですね、こちらに1台分ではなくてですね、2台分以上、複数台のですね、整備ができ

ないか、お尋ねいたします。

**○総務部長（坂元一博）** 議員のおっしゃるとおりであると思っております。来庁のお客様には、広い駐車スペースを必要とされる方がいらっしゃいます。利用者の利便性、利用者の気持ちを大切にしながら利用しやすい駐車場になるように、本年中のライン引きに合わせて整備していきたいと考えているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 是非、よろしく願いいたします。それでは、次の質問に移ります。一つ目の循環型社会の実現に向けた取組について、その中でまず、公用車の電動車化についてお尋ねいたします。先ほど保有台数、ハイブリット車5台ということで、お伺いしたんですが、保有台数に占める電動車の割合と、比較のためにですね、近隣自治体の状況も説明をお願いいたします。

**○総務課長（濱上和也）** 通常業務で使用する公用車は、ただいま136台ほどございます。そのうちハイブリット車が5台ありますので、電動車率は、約3.7%となっているところでございます。また、本市を除く南薩3市の合計の電動車率は、5.7%となっているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** ゼロカーボンシティ指定後にですね、車両の更新が行われているようですが、まず、公用車何台導入されているのか。また、その中でですね、電動車何台導入しているのか、お尋ねいたします。

**○総務課長（濱上和也）** 令和3年4月以降に6台の公用車を購入いたしているところでございますが、いずれもガソリン車となっているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 先ほど近隣自治体の電動車化のお話ありましたが、私も鹿児島市をはじめとしまして、近隣の自治体の担当のところ質問をさせていただきまして回答をいただいた全ての市においてですね、今の全体で5.7%ということでしたが、本市よりですね、全ての市において電動車化が進んでおりました。中にはですね、もう10%を超えているような自治体もございます。近隣自治体と比べてもですね、ゼロカーボンシティの指定が早かった本市ではありますが、電動車導入が進んでいない要因、こういったところにありますか。

**○総務部長（坂元一博）** 軽トラックなどの貨物車両につきましては、代替えとなる電動車がないようでございます。また、電気自動車につきましては、充電インフラの整備、安定的な電力確保など、電気自動車を導入しやすい環境を整える必要がございますが、各庁者に充電設備が整っていないことが購入に至っていない理由となっております。このほか、電動車がガソリン車と比較して車両価格が高いことも電動車の導入が進まない理由の一つとなっているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今、答弁の中で車両価格が高いから導入が進んでないというような発言があったと思うんですが、車両価格が高いから導入が進まないというのであれば、何のためのゼロカーボンシティ指定だったのか。甚だ疑問でもございます。この問題については、

全庁的にですね、是非取り組んでいただきたい課題、問題であるんですが、今後ですね、更新の際、車両導入の際に環境に配慮した車両購入やリース導入を行うために今、熱心に環境政策課が取り組まれておりますが、この環境政策課に購入予定届出書をまず提出して意見を求める。そのようなことが本市では行われているでしょうか。

**○市民生活部長（富永敏尚）** 今、議員がおっしゃいましたようなことは、現在取り組んでいないところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 地球温暖化をですね、防ぐためには何より二酸化炭素などの温室効果ガス、これの排出削減に取り組まなければならないと思っております。先ほど、市長からもありましたし、今月号ですかね、広報いぶすきにもこの二酸化炭素、地域温暖化ガスの問題は書いておりましたが、市全体の二酸化炭素排出量の中で運輸部門からの排出量は、先ほど市長からもありましたが、およそ40%、大変大きな量でありまして、これをいかに削減していくかというのが課題でございます。今後ですね、車両更新というのは出てくると思うんですよ。これからですね。その際に、いたずらに車両価格だけで選定するのではなくてですね、環境負荷の軽減であったり、ゼロカーボンシティの実現に向けた観点からですね、是非、今申したように積極的に推進を行っている環境政策課の意見を十分に考慮した上で、車両の選定をしていくべきではないかというふうに思いますが、今後ですね、意見を求めるなど、そのような権限を付与するような考えはないか、お尋ねいたします。

**○市民生活部長（富永敏尚）** 公用車としてEV車を導入していくこの方向性につきましては、議員の考え方と同様でございます。ただいま御指摘いただきました環境サイドが、公用車購入に関わっていくというような取組です。カーボンニュートラルを推進する担当課といたしましてはですね、このようなことで事前に審査をさせていただいたり、その必要性などについて協議をするといったようなことは、大変こういった仕組づくりがですね、今後重要になってくるというふうに考えているところでございます。このことをはじめまして、様々な角度から必要な事項を整理いたしまして、今後のEV車導入の際の仕組づくり、こういったものについて協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 是非ですね、財政の方にもお願いしたい点でもあるんですが、安けりゃ何でもいいというわけではないんですよ。市として取組はございますので、そういったところ、是非配慮していただくような車両選定、予算措置と言いますか、していただきたいというふうにお願いたします。

次に、公用車の保有台数に関連してお尋ねしたいと思います。全車両、先ほど200何台ということでしたが、その中でですね、共用車の台数とリース車両の台数は何台か、お尋ねいたします。

**○総務課長（瀧上和也）** 共用車の台数は136台で、リース車の方は5台になっております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 公用車ではなくて共用車です。先ほど200何台と言ったのは、市が、

全体に持っている中で、その中で、ほとんどが課の管理になっていますね。そうではない一括管理と言いますか、そういったものを共用車とした場合に何台あるかです。

○総務課長（濱上和也） 失礼しました。共用車の台数につきましては、18台となっているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 共用車18台、リース車5台ということです。残りは、課が所管しているのだと思うのですが、次はですね、この車両に係る年間の管理経費をお尋ねしたいと思います。令和3年、令和4年決算額でお尋ねいたします。また、それと同時にですね、その中で燃料費が幾らだったか、お尋ねいたします。それぞれお答えください。

○総務課長（濱上和也） 管理経費につきましては、公用車ごとの個別の管理を行っておりますので、先に述べました特殊車両なども含めました206台での合計の経費で御説明を申し上げさせていただきたいと思います。まず、令和3年度の管理経費は、約4,129万円で、うち燃料費は、約1,828万円となっております。次に、令和4年度の管理経費でございますけれども約4,221万円で、うち燃料費は、約1,811万円となっているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 今、お聞きしましても結構経費が掛かっておりますし、燃料費約半分とても大きなウェイトを占めているように思います。この問題ちょっとまた後から質問いたします。

令和5年8月になりますが、総務課に対しまして公文書の開示請求を行いました。開示されました公用車の運行実績文書というものによりますと、通常業務で使用する公用車の中でですね、初回登録から15年以上経過した車両が50台以上。その中でも20年以上経過した車両も10台以上あるように見受けられます。この公用車の車両更新に際しまして、更新基準があるのかどうか、お尋ねいたします。

○総務課長（濱上和也） 公用車の買い替え基準でございますけれども、買い替え基準等については、特に設けていないところでございますが、車両の製造から相当の年数が経過し、修繕が困難などの理由で次回の車検通過が見込めない車両や修繕に多額の費用が発生する車両については、廃車を検討することとしているところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） 経過年数が長いほど、あまり使われていない傾向というのもありまして、さらに、自動車重量税であったり、車検費用をはじめとしたメンテナンス費用、維持管理費用も増えてまいります。使用年数や走行距離などに基づきまして統一された更新基準のルール策定を早急に行う考えがないか、お尋ねいたします。

○総務部長（坂元一博） 他市におきましては、10年経過で10万km以上の場合には買い替えとか、廃車などの基準を設けているところもございまして、公用車管理のシステム導入等の検討を踏まえながら、また、他市の状況など参考にしながら調査研究して、その分を踏まえながら検討していきたいと考えております。

○8番議員（恒吉太吾） やはり、ある一定のルールづくりというのは、大切だと思いますの

で、基準となる今おっしゃったように、他市はそういった例もあるのであれば、そういうところも検討参考にしながらですね、是非、本市でもルール策定、お願いしたいと思います。

次に、公用車の管理業務についての質問に移ります。まず、公用車の管理業務内容について、どのようなものか、お尋ねいたします。

**○総務課長（濱上和也）** 共用車両の管理につきましては、指宿庁舎の公用車は総務課が、山川、開聞支所の公用車につきましては、それぞれの地域振興課が行っているところでございます。この共用車両につきましては、市役所内のグループウェアにおきまして予約をし、乗車後は、運転者が公用車運転日誌に記入後、所属長と公用車を管理している課長の決裁を受けることとしているところでございます。

次に、各部署において独自に導入した業務車両につきましては、それぞれの部署において、予約や公用車運転日誌の管理を行っているところでございます。また、車検につきましては、共用車両も業務車両もいっしょに総務課や各庁舎の地域振興課において実施しているところでございまして、指宿庁舎では、毎月10台前後の車検を実施しているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今も説明の中にあっただんですが、共用車等、課が管理している。課がですね、管理している車両の方が多いというふうに思うんですが、多くの公用車の管理体制が、課単位で行われている理由があればお尋ねいたします。

**○総務部長（坂元一博）** 各部署で管理している車両につきましては、補助事業により購入している車両であったり、現場で使用する道具を常時積載している車両であったり、毎日の使用目的が定まっている車両など、予約に適さない車両がございまして。このような部署におきましては、独自に公用車を業務車両として導入し、管理しているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** それって全ての台数じゃないと思うんですね、136台全て本当にその理由が当てはまるんでしょうか。先ほど開示請求しました文書によりますと、その中に稼働率が分かる記載というのはないんですが、走行距離であったり、また、自分で推測するに稼働率が極端に低い車両が多数存在するように見受けられます。稼働状況や走行距離に大きなムラがある。効率的に全ての台数が使用されているとは言えないような状況じゃないでしょうか。このようにですね、全て課が管理しないといけないというわけではないし、走行距離や稼働率が低い理由の分析であったり、稼働状況の調査、効率的な管理方法及び削減可能台数の分析などですね、行われているのか、お尋ねいたします。併せて、今申したようなことは、適正配置計画になると思うんですが、こういったものは策定されているのか。若しくは、策定する考えがあるのかどうか、お尋ねいたします。

**○総務部長（坂元一博）** 分析につきましては、現在、昨年一年間の全ての公用車運転日誌を集めまして、運行日時や運行した距離、行き先などの運行実績について集計を行っているところでございますが、この公用車のDX化という形でありましてけれども、この公用車運転日誌

のDX化が図られますと、こういった形で公用車の運転の管理ができるのではないかと考えているところでございまして、今この公用車の管理システムについて、複数の事業者から提案をいただいている状況でございます。公用車管理のDX化の導入に向けて、今、検討を進めているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** DX化の前に、この適正配置計画というのは、まだDXじゃなくてもできる場所なんですよ。是非、できる場所から進めていただきたい。その先にDXがありますので、そこのところお願いいたします。公用車ですね、効果的、効率的な管理運用体制の構築のために適正配置計画の策定、これを急いでいただくようお願いいたします、次の質問に移ります。

先ほど管理業務については、るる説明いただいたんですが、この管理業務についてですね、アンケートとかヒアリング、例えば、職員の方が困っていることとか、負担に思っていること、そういうことがないのか、お尋ねいたします。

**○総務課長（濱上和也）** 職員に対しましては、DX推進に関するアンケート調査を実施したことがございまして、市役所全体業務の中でデジタル化を導入してほしいことはないかということで問い合わせたところ、今、議員御指摘の運転日誌等の電子化について要望があったところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 先ほどの管理のところでも月に10台程度ですかね、車検が行われるってことなんですが、もう少しそのところ詳しく、職員の関わり、どのようなその車検に対して関わりがあるのか、お尋ねいたします。

**○総務課長（濱上和也）** それぞれ公用車の車検につきましては、毎月行っているところですが、職員へ、朝、公用車置き場前のところに、その該当する車を持ってきてくださいということで通知をいたしまして、その場所で業者さんに立ち合いを全部していただきまして、その場所で皆さん同じ目線で車検の見積りをしていただくという形になっております。そこには担当職員がずっと付きまして、その後、入札業務等がありまして、決定したら、こちらの方から、どこどこに決定したという通知等を行っているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今のお話を聞いても大変負担の大きい業務じゃないかなと思います。これが、1回ではなくて毎月約10台行われているということですので、その度に職員さんが立ち会う、大変な労力であるというふうに思っております。今後ですね、車両更新というのも出てくるとは思うんですが、その際に、今、申した車検手続などもなく、また、事務業務負担の軽減と経費節減、そして、点検とか確実にできるリース車両の導入の考えはないか、お尋ねいたします。

**○総務課長（濱上和也）** リース車両の導入につきましても、今後、公用車の管理のシステム化を検討しながらですね、その中で、リース車の方が有効であるということであれば、検討も行っていきたいと考えているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 最近、ニュースでですね、よく車検切れのニュースであったり出ておりますので、そういったことを踏まえながら、ないようにするためにもリース導入が最適じゃないかと思っておりますので、今後、導入の際には、是非検討していただきたいというふうに思っています。

先ほど総務課長の方からも、DXに関して職員さんにいろいろと質問をしているというところがありまして、この車両管理、DXであったり、デジタル化、とても有効ではないかというふうに思っておりますので、少し提案させていただきたいことがあります。先ほどおっしゃった中で、運転日誌ですね、こういったものもまだ手書きと言いますか、ペーパーレスが進んでない状況に見受けられます。そういったことが、職員さんの負担の増大にもつながっているのではないかというふうに思っておりますが、DX化であったり、デジタル化をすることによって車両データの集中化であったり、一元管理、また、空き車両のですね、確認であったり、予約というのも簡素化ができます。何度も申しております負担の大きい運転日誌のペーパーレス化が行われれば負担ももっと減っていきます。それだけではなく、このたくさん車両を抱えているということは、経費、先ほどありましたが、大きな経費の負担もございます。昨今は、ガソリン価格の上昇もありますので、更に今年度は、上昇が見込まれるのではないかというふうに思っておりますが、これは、一つ一つが、とても大きな財政負担になっております。健全な行財政管理のためにも、公用車の稼働状況の把握、中には、あまり使われていない低稼働率車もございますので、そういったものの整理や合理化を行っていくことも大切でございます。そして、先ほどから申しております適正配置、これも是非進めていただきながら、経費削減と効果的効率的な公用車の管理体制の構築をしていかなければなりません。先ほどから課で管理している理由というのはお聞きしたんですが、どうも非効率に思えてならないんですね。非効率だし、業務負担も大きい所管課でも、管理からペーパーレス化であったりとか、管理体制の集中化、一元化を行い、車両管理業務のDX化、そして、デジタル化を進める考えがないか、お尋ねいたします。

**○総務部長（坂元一博）** 議員のおっしゃるとおりDX化によりまして、車両管理業務の一元化で管理業務の削減、そして、稼働状況の見える化であったり、ひいては余剰車両の削減であったりとかいう形で改善がされると思っております。このようなことから、公用車の稼働率や経費の管理、分析が容易になりますので、より適正な公用車管理ができるように、現在、公用車管理システムについて複数の事業者からご提案をいただいている状況でございます。公用車管理のDX化に向けて、この導入に向けて、今、検討を進めているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 是非、強い覚悟を持ってDX化を進めていただきたいというふうに思っております。

次に、EV車導入についての質問に移らせていただきます。先ほど来、申しておりますD

X化を推進することで、コスト削減、そして、保有台数の適正化も可視化することができる。行えるようになります。その結果として目標とするゼロカーボンシティの実現であったりとか、EVへの転換を図っていくことができるのではないかというふうに思っております。まず、EV車の効果やメリットをどう捉えているか、お尋ねいたします。

**○市民生活部長（富永敏尚）** EV車は、ガソリン車やディーゼル車のように、化石由来の燃料を動力源として使用しておりませんので、二酸化炭素排出量の削減効果がございまして、カーボンニュートラルの実現に向けて、有効な手段であると考えているところでございます。また、EV車には、大容量のバッテリーが搭載されておりますので、各種イベント会場等での移動可能な非常用電源又は停電時や災害時の非難施設における電源としての活用など様々な活用ができるということで、多くのメリットが期待できるところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 繰り返しになりますが、本市での運輸部門からの二酸化炭素排出量は、全部門の中でおおよそ40%を占めております。2050年のカーボンニュートラル実現に向けて市の取組は、もちろん大切なんですけど、市民の方と一緒に取り組んでいくことが大切ではないかというふうに思っております。EV自動車の導入と言いますのは、カーボンニュートラル実現に向けた住民意識の醸成であったりとか、環境問題の啓発、これにもつながっていくように思います。また、災害時のこともありますが、リスクマネジメントの活用、BCP対策、災害時の非常用電源としての災害対策の強化であったり、地域防災力の向上にもなっております。更には、燃料費の削減にもつながっていくのではないかというふうに思っておりますが、先ほど市長の方からもEV導入については、これから進めていくんだよというふうな答弁があったように思うんですが、であればですね、是非、導入の期限をですね、明確にする中で、今年、令和5年度ですが、令和6年度中にEV自動車を導入する考えがないか、お尋ねいたします。

**○総務部長（坂元一博）** 地球温暖化対策につきましては、二酸化炭素などの排出量を少なくする省エネルギーとして、節電や自転車通勤など化石燃料からのエネルギー転換として、グリーン電力及びEV車の購入、二酸化炭素の吸収量を増やすとして、植林や間伐など様々な取組がございまして、EV車の導入もその手段ではないかと考えているところでございます。このことから、公用車へのEV車導入につきましては、財源を効果的効率的に活用し、各事業の緊急性や優先度、そして、国や県の経済対策の状況など総合的に勘案しながら導入の台数などについて検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 令和6年度中に1台導入する考えはないか、再度お尋ねいたします。

**○総務部長（坂元一博）** 導入につきましては、総合的に勘案しながら、導入に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 総合的にということですので、たぶんこれは一番優先すべきことなので、その点も考慮して、令和6年度中には導入していただけたらと思います、次の質問に移りたい



と思います。

最後の質問になります。EV充電器についてなんですが、本市の公共施設での設置状況はどうなっているか、お尋ねいたします。

**○市民生活部長（富永敏尚）** 現在、道の駅山川港活お海道に急速充電器が1基設置されているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 本市では、公共施設に1台しかございません。ほぼないのといっしょでございます。他市はですね、昨今のニュースを見ると、結構、充電器の設置、進んでいるところもあるように伺っておるんですが、他市の状況を把握しているか、お尋ねいたします。

**○市民生活部長（富永敏尚）** 現在、複数のEV充電器設置業者について調査を行い、他自治体の事例を把握しているところでございます。既に、事業者と公共施設への設置について、包括連携協定を締結した自治体も多くありまして、補助金の活用によって来年度以降、設置が進んでいくというふうと考えられるところでございます。EV充電器設置事業者のプランの中には、EV充電器本体の費用、設置及び電気工事の費用、加えて維持管理メンテナンスなどの費用、これらをその設置事業者が負担することで、設置者側の費用負担を大幅に抑えてEV充電器の設置ができるプランもあるようでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 先ほど、総務部長の方からも電動車が進まない理由、EVが進まない理由として、充電設備とか、インフラ整備が進んでいないことも挙げられておりましたので、EVの充電機器普及に向けて、政府ではですね、充電器設置目標をこれまで15万基としていたのを倍増の30万口にするというような発表もありました。補助金を活用して、EV充電器の整備を行う考えがないか、お尋ねいたしたいと思います。今後ですね、需要の予測から言いまして、小型というか、3kwだけではなくて、もう少し時間効率のいい6kwの充電器もあるようなんですが、こういったものも複数ですね、設置するときにはできないかどうか。導入についてのお考えをお尋ねいたします。

**○市民生活部長（富永敏尚）** 市がカーボンニュートラルの実現を目指すに当たりまして、市内の自家用車や業務用車両等から排出される二酸化炭素の削減は、重要な取組事項の一つであると認識しているところでございます。市民や市内業者に対し、従来のガソリン車及びディーゼル車からEV車などへの転換を促すためには、市内各所にEV充電器を設置していくことが必要であると認識しているところでございます。今後更に、補助金等も含めて調査を進めまして、本市にとって、どのような形でEV充電器を設置していくことが必要であるのか、議員おっしゃられました急速充電器、あるいは普通充電器、こういったものも適性があるようでございますので、そこも含めまして検討してまいりたいというふうに考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 是非、補助金などを活用しながら、数箇所ですね、複数箇所たくさん

充電器が設置されることをお願いしたいと思います。

最後に、市長にお答えいただきたいと思います。EV自動車普及の重要なファクターの一つである目的地充電器の設置は、とても需要が高くなっております。また、EV自動車のオーナーさんといいますのは、充電設備の有無で目的地を選ぶ、行くということを決めることもあるというふうに伺っております。このようにですね、充電器の設置というのは、広く観光客の方に活用を促すことで、周遊の利便性向上はもとより、観光及び産業の振興、地域の魅力向上にもつながるものであるというふうに思っております。本市の主要な観光施設である池田湖であったり、唐船峡、砂むし、たくさんあります。そういったところにEV充電器を設置する考えはないか。あわせて、公用車のEV自動車の早急導入、できれば令和6年度中、この導入ができないか、最後に市長に答弁をお願いしたいと思います。

**○市長（打越明司）** 今の二つの駐車場の問題と車の問題について、それぞれ議論を交わしていただきましたが、それぞれ非常に大事な話だと受け止めながら聞いておりました。特に、それぞれに、きちんとしたマニュアルというか、基本的なルールをですね、それぞれ優先すべき順位で定めていくというのは全く同感であります。やっぱり、どういう順番で整備をしていくのかということについては、どうも答弁を聞いていても、まだ議論が熟していないという気もいたしましたので、このことをまた更に深堀していきたいというふうに思います。今、議員の方から指摘がありましたこの充電器については、答弁の中でも少しありましたけれども、もう既に数回にわたってですね、この導入充実については、議論を重ねているところであります。当然導入をするという前提で。指宿市内で旅の途中又は旅の行き先が指宿であるというケースもありますけれども、途中でちょっとだけ継ぎ足す、あるいは、周遊している間に充電を行う。そういう場所が、指宿には、そういうお客さんが、たくさん出てくる目的のある地域だということであれば、非常に必要だという認識は持っておりますので、今、そのことを前提にしながら、そしてまた、国の方で、それを支えていくサポートする様々な制度、あるいは交付金、補助金といったようなものが、現在、準備されている状況でありますから、状況は追い風であるという中で選択ミスをしないように、どういうところと提携をしたりしながら、どのようなものを入れていくのかということは今慎重にですね、判断をした方がいいということで、あまりこうちょっと前のめりになり過ぎないように考えながら、その検討を進めているというところであります。

公用車の管理についてはですね、この電気自動車の活用というのを念頭に置きながらも、まずは、そのきちんとやっておかなくちゃいけないことが随分あると思います。この公用車の管理の在り方、どの段階で新しく買い替えるのか。どの段階で廃棄するのか。廃棄したものはどういうふうにしていくのか。今、行われているその毎月々の車検は、本当に適切に最も効率的な方法で行われているのか。いろんなことを考えますと、まだまだファジーなところが随分あるというふうに私自身が思っています。昨年市長に就任した段階で、このこと

については、重要なことであるというふうに判断をし、いろんな調査については、早い段階で指示はしているところでもあります。また、地域で語る会等々でもですね、市民の方々から、いったい市役所には、車はいっぱいあるが、ちゃんと使われているのかと、稼働率はどうかといったことをですね、昨年のうちからもう指摘をされておりました、このことについても早くきちんと分析をして、やっぱり遊んでいる車、無駄な車を保有していないかどうかということについては、検討に入っているということでもあります。

管理の方法としては、DX入り、抜きは関係なく、結果的には、集中管理をする場合には、DXでやらなければならないと思うので、ただ、それぞれのところで持って管理をしているものと一括管理をすることについては、私もその一括の方に思いを持っているメンバーでありますので、その方向に向けてできるだけ早急に体制を整えていかなければならない。もうこれがしっかりできればですね、もうあまり正しい言い方じゃないですけど、本当に職員1人分くらいの給料は出せるくらい効率化できるのではないかというふうに考えておりました、これについても前向きにですね、しっかりとその保有の台数の適正化から保有の仕方から稼働の仕方、そして、どこでその無駄な費用を落とせるのか、落とせないのか、といったようなことをですね、答えを出していかなければいけないというふうに思います。先々月から行っています職員、市民からの様々な提案制度を今やっている最中ですけども、この中でも市の駐車場についての意見、あるいは、この公用車についての意見が職員の中から随分たくさん提案が上がってまして、そういうことについて非常に意識をしている、あるいは、そのことに工夫が必要だと思っている職員は、随分いるんだということを僕も心強く思っております、その方向で進めていきたいと思っております。来年度のEV車導入についての確約は、今のところはできません。総務部長が話をしていたとおり、そのコストだけではなくて、様々な利点、デメリットも含めながらですね、その目的に沿って最もいい選択をしていくという形で考えておりますので、その際に重要なファクターとして判断材料にしていきたいというふうに思います。

**○8番議員（恒吉太吾）** 適正管理を進めていただいて、その結果、効率的な運用でEV自動車の導入に進んでいただきたいと思います。あと、先ほどありました駐車場の問題に関しましても、抜本的な改革が必要じゃないかなと思いますので、お考えがあるやもしれませんが、また、この件に関しても引き続き注視しながら質問させていただきたいと思っております。

以上で、質問を終わります。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時06分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

**○17番議員（前之園正和）** 私は、日本共産党の議員の一人として、平和と民主主義を愛し、また、市民の暮らしを守り、住みよい市政を築く立場から、通告に基づいて一般質問を行います。

まず、子育て支援についてです。政府の国際調査でも、教育費が完全無償で親の働き方が安定しているスウェーデンでは、97%が、自分の国は、子供を産み育てやすい国だと思いと回答しているのと対比的に、日本は、国民の過半数が、自分の国は、子供を産み育てやすい国だとは思わないと答えた唯一の国となっているようです。その理由は、教育費が高すぎること、雇用が不安定なこと、子供を産み育てることに対する社会の理解がないことなどとされています。自民党は、軍事費をGDP費2%以上、現在の2倍となる年間11兆円以上にすると述べています。その財源を賄うには、増税か社会保障や教育予算を削るしかありません。平和を脅かし暮らしを押し潰す大軍拡ではなく、暮らしを守る予算こそ増やすべきです。政府の責任もありますが、地方自治体自身もその責任を担わなければなりません。そこで、子育て支援について幾つか伺うわけですが、まず、18歳以下の子供の国保税の均等割をゼロにすることについてです。世帯員が1人増えれば、令和4年度では、後期高齢者分は別にして3万2千円増えていたのが、令和5年度では、1万2,800円上がり、4万4,800円になっています。仮に、子どもが3人いれば、子供に対して基本13万4,400円掛かっています。とりわけ多子世帯にとっては大変です。子育て支援という立場から考えれば、18歳以下の子供の国保税の均等割をゼロにする意義は大きいし、望まれることだと思いますが、その考えはないか、伺います。

次に、小中学校給食費の無償化についてです。元来、教育費は無償と決められています。給食は、食育として教育の大事な一環であるということから、地方自治体として給食費を無償にするところが増えつつあります。無償化にすべきという立場から、県内の状況と傾向について及び指宿市としての方針について伺います。

次に、子供の医療費について、高校卒業18歳の年度末までという意味ですが、までを無料にすることについてです。これも子育て支援の一つとして広がりつつあります。県内の状況と傾向、そして、指宿市としての方針はどのようになっているかを無料にすることを求める立場から伺います。

次、マイナンバー制度の諸問題について、マイナンバー制度が導入されてもマイナンバーカードの取得は、任意だとしながらも事実上強制力を持って進められています。健康保険証をなくしてマイナ保険証に切り替えさせようとしていることで、次々と国民の不安が広がってきております。いろいろな紐付けが増えれば、更に不安が広がってくるでしょう。マイナンバー制度の諸問題について、一部午前中の質問者と重なりますが、幾つか伺います。まず、マイナンバーカードの取得は、任意だと思うが、確認をしいいかどうか、伺います。また、どのようなものが紐付けされているのか。カードの取得率等は、どのような現状にな

っているのか、伺います。また、マイナンバー制度を巡ってどのような問題や苦情が起きているのか、伺います。

次に、マイナンバーカードの返納についてはどうなっているか。その主な理由はどのようなものか、伺います。また、マイナンバー制度の下では、市の行政事務が増えることとなりますから、その影響はどのようになっているか、伺います。

学校や公共施設のトイレに生理用品を常備することなどについてです。これまでも学校や公共施設のトイレの個室に生理用品を常備するよう提案要求をしてまいりました。現状としては、学校については保健室での対応、その他についてはトイレの個室ではなく、窓口を決めての提供になっているのではないかとおもわれますが、改めて、現状はどのようになっているか、伺います。また、男子用のトイレにサニタリーボックスを設置することについてはどのようになっているか、併せて伺います。

以上、1回目といたします。

**○市長（打越明司）** 前之園議員の質問にお答えさせていただきます。マイナンバーカードについての御質問がありました。マイナンバーカードは、本人の申請に基づき交付されるものであり、カードの取得は義務ではありません。

次に、交付率であります。令和5年8月末現在、全国では75.54%、鹿児島県が81.27%、本市が80.85%となっております。また、マイナンバーが紐付けられている事務としては、健康保険証や介護保険証の資格給付事務、住民税、児童手当、年金、障害者手帳、雇用保険などの事務が挙げられます。マイナンバーの紐付け作業の進捗状況について本市の事務においては、個人の特定に必要な住所、氏名、生年月日、性別の基本4情報をシステム内で持ち得ておりますので、マイナンバーの紐付け作業に滞りが出ることはありませんが、それ以外の団体は、まず、基本4情報を収集するところから作業が始まるため、マイナンバーの紐付け作業に滞りが出ている場合もあるようです。なお、他自治体や健康保険組合、日本年金機構など、各団体の作業の進捗状況については、把握していないところであります。

残余の質問につきましては、教育長ほか関係部長、課長に答弁させます。

**○教育長（吉元鈴代）** 学校のトイレに生理用品を常備することにつきまして、教育委員会が行った調査の結果とそれに基づく現状についてのお尋ねでございました。教育委員会では、令和3年9月中旬から10月末まで、小学校、中学校、高等学校それぞれ1校を抽出し、学校のトイレに生理用品を置く試験的導入を実施いたしました。また、導入期間終了後には、児童生徒、保護者に対してアンケートを実施したところでございます。

使用状況についてであります。小学校では、トイレに置いている生理用品を使用することはほとんどなく、中学校、高等学校は、小学校に比べて、使用する頻度が高くなっている傾向がありました。アンケート結果としまして、生理用品がないことを保護者に言えずに困ったことがあると答えた児童生徒はほとんどおりませんでした。また、保護者からも、ほと

んどの方が経済的な理由で生理用品を購入するのに困った経験はないと回答をいただいたところであります。それを踏まえて各学校において、児童生徒が不安や悩みを抱えた場合に、気兼ねなく養護教諭等に相談できる体制が必要であり、その窓口となるように保健室等で生理用品を提供し、対応する取組を行っております。

続きまして、学校の男子トイレのサンタリーボックスの設置についての御質問がありました。学校の男子トイレにサンタリーボックスを設置することにつきましては、学校では、児童生徒、教職員の健康状態の把握を行っており、現在のところ、必要であるという報告は受けていないところであります。今後も実態把握を行い、必要とする状況がある場合は、個別に対応するよう各学校に指導してまいります。

**○市民生活部長（富永敏尚）** 子育て支援の諸施策のうち、18歳以下の子供の国保税の均等割をゼロにできないか、という御質問でございました。子育て世代に対する支援は、少子化対策や子育て支援策等の観点から、医療保険制度全体として取り組む問題でございまして、国の責任と負担により、施策が講じられるものと考えているところでございます。これまで市といたしましても、全国市長会などを通じ、国保の財政基盤強化のための財源確保や子供に係る均等割保険税を軽減する支援制度について、対象年齢や軽減割合の拡充等を要望しているところでございます。なお、市が独自に減免を行うことについては、免除により不足する保険税を他の国保加入者に負担していただく必要がございますので、現段階では実施は難しいと考えているところでございます。

続きまして、マイナンバー関係でございしますが、まず、マイナンバー制度に関しまして、どのような問題が報告されているか。というお尋ねでございました。全国では、健康保険証の資格情報や地方職員共済組合の年金情報、障害者手帳の情報、公金受取口座情報、課税情報、労災年金情報が別人のマイナンバーに紐付けされていた事案が発生しておりますが、本市では同様の事案につきまして、市民の方などからの相談や報告は受けておりませんので、現段階では発生していないものと認識しているところでございます。

続きまして、マイナンバーカードの返納についてでございます。返納数につきましては、全国の自治体の自主返納件数については、不明でございますけれども、令和5年本年7月3日の新聞報道によりますと、県庁所在地と政令指定都市、合わせて52市区におきまして、令和5年5月以降、少なくとも318件の自主返納があったようでございます。本市におきましては、自主返納の件数は、令和4年度以降の集計となるところでございますが、令和4年度が3件、令和5年度は8月末時点までの返納はないところでございます。

次に、県庁所在地と52市区での返納理由といたしましては、情報漏えいが不安、制度に不信感があるなどとなっているようでございますが、本市での返納の理由は、使わない、必要性を感じない、国民の税金の無駄使いとなっております。

続きまして、行政事務への影響についてでございます。マイナンバー制度の導入によりま

して、各種手続の際に、市民の皆様が行政機関等に提出する住民票の写しや課税証明証等の書類を省略することができるようになったことで、職員の事務処理に要する時間が削減された点がメリットとして挙げられます。一方、制度の導入に伴いまして、システム改修や事務の見直し等に時間が掛かっているところではございますが、これは、制度が軌道に乗るまでの過程であると考えているところでございます。なお、マイナンバーカード事務の現状といたしましては、昨年度は、マイナンバーカードの取得者にポイントを付与するマイナポイント事業、この関係で繰り返される事業延長の度に、担当課の窓口は、カードの交付申請や受け取り、更には、ポイント申請の手続をされる方で大変混雑いたしまして、通常業務などの窓口業務以外の業務につきましては、時間外にせざるを得ない状況と一時的になっておりましたけれども、現在は、通常の窓口状況に戻っているところでございます。

**○教育部長（紺屋聖一）** 小中学校の給食費の完全無償化について、県内市町村の状況と傾向でございますが、県内で学校給食費の完全無償化をしている市町村は、令和4年度末で9市町村でありましたが、令和5年度から新たに4市町村が実施し、合計で13市町村となっております。

続きまして、市としての方針でございますが、本市では、子育て支援を推進し、学校給食費に係る保護者の負担を軽減することを目的として、令和元年度から学校給食費の一部補助を実施しているところでございます。令和5年年度につきましては、食材料費等の高騰の影響により、学校給食費を400円値上げしたことから、急激な値上げ分の支援策として学校給食費等補助金を月額1,100円から1,300円に月額200円増額いたしました。学校給食費の完全無償化につきましては、子供を生み育てやすいまちを目指していく上で大事なことでありと認識しておりますが、一方で継続的な財源の確保が課題となるところでございます。当面は、学校給食費の保護者負担に対する一部補助を継続して実施していく予定であります。

**○健康福祉部長（出島雅彦）** 子ども医療費についての御質問でございます。県内の状況と傾向並びに市としての方針についてであります。子ども医療費の助成につきましては、現在、県の子ども医療費助成事業に基づき、住民税非課税世帯は令和3年4月から18歳の年度末まで無料としております。一方、住民税課税世帯につきましては、県の子ども医療費助成制度では、未就学児までが対象となっておりますが、本市では、対象者を中学校卒業年度末までに拡充しております。県内他市町村の状況でございますが、令和5年6月時点で32市町村が、18歳の年度末まで無料化しております。令和3年及び4年4月が30市町村、令和2年4月が19市町村でしたので、増加傾向となっております。対象者を18歳年度末まで拡充することは、多くの他市町村も実施しており、子育て支援の側面から必要性は感じているところでございます。しかしながら、その財源は、全額市が負担することになっているため、財政的な問題もありますので、引き続き慎重に検討しなければならないと考えているところでございます。

**○総務部長（坂元一博）** 公共施設のトイレに生理用品を常備することについて、現状はどうな

っているか、についての御質問でございます。現在、指宿庁舎などの女子トイレには、生理用品の引換券を設置しており、総合案内窓口や地域福祉窓口、保健センターなど9か所の窓口において生理用品を配布しているところでございます。続きまして、男子トイレにもサニタリーボックスを設置することについての御質問でございます。公共施設の男子トイレへのサニタリーボックス設置につきましては、ふれあいプラザなのはな館など、以前より設置されていた施設もでございますが、現在は、指宿庁舎、山川庁舎、開聞庁舎及び指宿農業支援センターの全ての男子トイレへのサニタリーボックスの設置が完了しているところでございます。また、このほかの公共施設への設置につきましても、今後個別に検討を行い、設置に問題がない施設におきましては、順次設置してまいりたいと考えているところでございます。

**○17番議員（前之園正和）** 子育て支援の問題ですが、均等割の国保税を仮に私の願いどおり、市民の願いどおりということですが、ゼロにすると、均等割国保税ですね、そうすれば、その際、どの程度財源が必要と試算があるかどうか。また、その試算は、どのような前提での試算か、伺います。

**○税務課長（橋口裕一）** 9月1日現在、18歳以下の国保加入者は1,085人で、1人当たりの均等割額4万4,800円を乗じますと4,860万8千円となりますが、7割軽減などの公費負担分を除いた金額は、約3,094万円となるところでございます。

**○17番議員（前之園正和）** 意義は認めるが財源が、という一言で言うとそういうことだろうと思うんですが、子育て支援として考えれば意義ある施策であり、3,094万というのは、高いと言えば高いですけども、そういう子育て支援の額としてはですね、あり得る額じゃないかというふうに思うんですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

**○税務課長（橋口裕一）** 税につきましては、所得や資産などに応じ、法令に基づき課税を行うことから、納税していただくことが原則で、例外的に減免という制度はあるところでございます。子育て世帯に対して保険税を減免することは、財源確保の問題だけでなく国民健康保険に加入していない世帯との均衡が図れないという観点もございますので、子育て世帯に対する支援策と税の減免については、切り離して考えるべきであると認識しているところでございます。

**○17番議員（前之園正和）** 18歳以下の子供についての議論をしていますが、未就学児については、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1ということで、未就学児については、均等割国保税が、2分の1に減額されているんじゃないかと思うんですよね、そういう実態を見れば、国保世帯以外とのバランスがどうのというのは、論点になってこないというふうに思うんですが、どうでしょうか。

**○税務課長（橋口裕一）** 子供に対する均等割の2分の1につきましては、国の施策、国の負担と財源を基に行われている制度でございます。18歳以下の保険者子供に対する支援ということとはまた別な話になってくることとなりますので、現段階で実施については、難しいのでは



ないかというふうに考えているところでございます。

**○17番議員（前之園正和）** 私が言うのは、未就学児については、国がそういう手当をしているということは、子育て支援として大事なことだという認識のもとでやっているわけであって、そこには、国保以外の世帯とのバランスがどうのこうのって論理はないわけで、そのことを指摘したつもりであります。それから、小中学校の給食費の無償化については、これも大事な事業だが、財源がということです。令和4年が9市町村だったのが、令和5年は13市町村ということですが、これは、県内でも無償化にするところが広がっているということを示していると思うんですが、そういう認識でよろしいでしょうか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 各市町村の学校給食費の支援につきましては、完全無償化、一部補助、補助なしなど継続的な財源確保などの問題によって対策が異なっているものと考えております。

**○17番議員（前之園正和）** 県内でも無償化のところが広がっているという認識でいいか、ということをお聞きしていますので、端的にお聞かせください。

**○教育部長（紺屋聖一）** 令和4年度末で9市町村、令和5年度で新たに4市町村が実施して13市町村となっているということでございますので、完全無償化をしている市町村は増えているということでございます。

**○17番議員（前之園正和）** 県内でも無償化にするところが増えていると、これは数字が示しているわけですが、それで現在、令和元年度から指宿市においては一部補助でやっているということです。一部補助でやっているもどです、今後、原材料等の高騰による分は、市からの援助で補てんして保護者の負担が増えないようにしたいということを回答された時期もあったんです。にもかかわらず昨年度は、400円上がったと、そのうち200円は、市の負担で賄うが、200円は保護者負担ということにしていたわけですね、だから、給食費の無償化の方向が増えているという下では、この上がった分をそのまま保護者負担にかぶせていくということは、時代の流れにいわば逆行しているんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 令和元年度から学校給食費の一部補助を行って、学校給食費の値上げがあった場合、その分補助金を増額して保護者負担額は据え置いてまいりましたが、令和5年度におきましては、学校給食費を400円値上げすることになりました。そのために補助金を200円増額したところでございます。そのため保護者負担額につきましては、200円の増額となったところでございます。

**○17番議員（前之園正和）** ですから、保護者負担を増やさないとといったことからすれば、違っているんじゃないですかということをお願いしたいわけですね。言ったわけですね。それから、無償にするためにはですね、どれくらいの経費が掛かるというふうに試算をされていますでしょうか。新たな試算、新たな必要な経費ですね。

○**学校給食センター所長（小吉健治）** 令和5年4月6日時点の児童生徒数で試算しますと、約1億4,400万円の費用が必要になるところでございます。

○**17番議員（前之園正和）** 無償にすごくたくさんのお金が掛かるというふうにもみえるんですが、無償にしているところは、それを公費で賄っているということでもありますのでね、1億だからできないということにはならないということをお願いしたいわけです。それから令和4年度は、400円のところを200円市がみて、200円は保護者負担にとなっているわけですが、来年度は、残された200円を上げるということは、もう決定済みなんではないでしょうか。これは、それは撤回していくべきだというふうに、無償化への方向付けをするためにもですね、来年度も200円上げるということは、撤回すべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○**教育部長（紺屋聖一）** 令和5年度におきまして、学校給食費を月額400円値上げいたしましたので、保護者負担の急激な値上げ分の支援策として学校給食費等補助金を月額1,100円から1,300円に200円増額し、保護者負担の値上がり額400円を200円にしたところでございます。ただし、この支援は、令和5年だけの予定でございますので、令和6年度につきましては、令和4年度と同じ月額1,100円となる予定であります。

○**17番議員（前之園正和）** つまり来年度は、また200円上がることを意味しているわけですね。

○**教育部長（紺屋聖一）** はい、そのとおりでございます。

○**17番議員（前之園正和）** ですから、無償化にしているところが増えてきているということですので、その方向に向くためにもですね、まずは、来年度予定しているという200円の引き上げは、撤回をするということは必要じゃないですかということなんです、必要はないですか。

○**教育部長（紺屋聖一）** 先ほども申しましたが、令和6年度につきましては、今年度において給食費が、400円の値上げに対して補助金を200円して保護者負担を200円としたところでございますので、段階的に支援は、また令和4年度に戻すということで、令和6年度につきましては、令和4年度と同じ1,100円ということでございます。

○**17番議員（前之園正和）** 保護者にしてみれば、5年度も200円上がったが、6年度もまた上がるのかという捉え方になると思うんですね、やっぱりそういうことだと思うんです。

次にいきますが、子供の医療費、高校卒業まで18歳以下のという意味ですが、これについては、もし叶えるとすると、どれくらいの経費がいるというふうに認識していますでしょうか。

○**健康福祉部長（出島雅彦）** 対象者を18歳年度末までとした場合、中学生の医療費と同程度と見込まれますので、その増額としては、約1,500万円程度になるのではないかと試算をしているところでございます。

○**17番議員（前之園正和）** これについても、医療費の無料化をですね、18歳以下までにする

ところが増えているわけですので、これについても、是非、そういう方向を目指してほしいというふうに思うわけです。子育て支援の施策は、どれを取って見ても担当課としてはですね、その意義は認めるということになっているわけですね、ただし財源がということになっているわけですが、担当課としては、市民の声に耳を傾けるならば推進したいというふうに思うんだと思うんですね、また、予算要求をしたこともあるのかもしれませんが、ところが、財政なり経営改善室なりがブレーキやストップをかければ、なかなか実現しないということになります。子育て支援をどうするのかということは、市長の決断に掛かっているのではないかとこのように思うんですが、市長は、その英断を求められているともいうふうに思うんですが、市長のお考えを伺います。

**○市長（打越明司）** それぞれ子ども支援の分野として、国保税の均等割の問題、そして、給食費の問題、そして今、課題を投げられています医療費の問題、それぞれ望むところは、できるだけ多くの子供たちの支援をし、その親の負担を軽くしたいというのは、これは、私も全く同じ思いを持っているところであります。各市町村それぞれ今、無償化については、おおむね4割ぐらいの自治体が、そして、この子ども医療費についてはですね、もっと多くの自治体が今、それを達成しつつあるという理解も持っておりますし、少しずつ少しずつ、その輪は、そういった政策は、広がってきているという理解は、私も持っております。前もお話をしたことがあるかもしれませんが、やっぱり、この子供たちの全体的なトータルとして、保育料等も含めてですね、全体のその負担の在り方というのは、やっぱり個別の自治体に全てを任せている状態というのは、僕は、やっぱり正しい姿とは、あまり思いません。これは、やっぱり国で子供の支援、あるいは、異次元の子育て支援といった言葉も使われる時代でありますけれども、そういったものにあってはですね、願わくば、トータルとして自治体間での競争を生み出さない在り方が本来望ましいというふうに思っておりますけれども、それぞれの地域では、その少しずつ差ができて、指宿については、非常に遅れているわけではないですけれども、支援の仕方が、もう少したくさんとか、もう少し早くとかいう思いについては、それぞれ考えはあると思います。そこに向けて、我々もその組織や事業、あるいは、様々な費用についての見直しを、今、進めているのは、その必要な財源を少しでもつくっていかねばならないということから努力を続けているわけでありましてけれども、そのことについては、まだまだ先行した自治体に比べて指宿は、その努力がまだ足りていないということではないかというふうに反省をしながら、これからも、その財源を生み出すための努力というのは、続けていかななくてはならないと。再三、議員が、おっしゃっているように、その必要性は、十分に感じているところではあるけれども、慎重に検討しながら、その支援の拡大についても検討を続けていきたいというのが、現在の私の判断であります。

**○17番議員（前之園正和）** 子育て支援のことを幾つか申し上げましたが、指宿市は、子育て支援のまちだということになり、住みよいまちだと、指宿市は、というふうになればです

ね、人も入ってくるんじゃないかということになれば、まちの活性化とか、人口増にもつながる可能性は十分に含んでいるというふうに思うんですね。だから、経費が掛かる、経費が掛かるではなくて、そればかりではなくて、人口増の対策、活性化の対策としても位置付けられるんじゃないかと思うんですが、それとの関係はどうお考えでしょうか。

**○市長（打越明司）** 議員の言っていることは、私も同感をするとところがあります。好循環になっていけば、そうだというふうに思います。今は、その繰り返すようですけども、節約をして出さないのではなくて、財源が足りないから財源を今、作り出すための努力をしているということでもありますので、その作り出した財源の使い方として、そのことは、対象の一つとしてですね、考えていきたいというふうに思っております。

**○17番議員（前之園正和）** いろんなことをやるための財源を作っている段階だと、いわば、そういうことを言われたんだと思うんですが、仮にそうだとすればですね、例えば、この子育て支援をするための財源を作り出す今、時期だということにすればですよ、その財源を作り出す、これは、新たな収入の面と支出を抑える面とあるのかもしれませんが、支出を抑える面ですね、仮にも福祉や教育費や市民が望むところを切り詰めて財源を生み出すということであれば、本末転倒だということになりますが、その財源を切り詰めていくという場合もですね、この例えば子育て支援、福祉の部分を切り詰めながら、財源を確保していくということでは、本末転倒だと思うんですが、その辺の考え方どうですか。

**○市長（打越明司）** 例えば同じ福祉の分野でも、どの予算、どの事業の優先順位を高くして、その入れ替えていくかということも十分考えなければいけないと思います。何かを何かに振り分けていくという作業だけではないと思いますけれども、優先順を明確に、やっぱり議論していくということは、とても大事なことで、その中には、どうしても法律上必要な支出、削ることは絶対に許されない支出もありますので、そのことは当然ながら十分に支出しながら進めていきたいというふうに思います。

**○17番議員（前之園正和）** 18歳以下の子供の国保税の均等割をゼロにできないかということを行った際に、それをやれば、ほかの人のところに負担がいくということをおっしゃいましたが、私の言っているのは、そういう政策として18歳以下の子供の均等割国保税をゼロにする場合は、その財源は、施策としてするわけですので、ほかの人に求めるのじゃなくて一般財源から法定外の繰入とか、そういう前提で考えていますので、そのことを一言付け加えておきます。

次に、マイナンバーのことについてですが、マイナンバーカードは、取得は任意であるということはおっしゃいましたが、この任意ということは、仮に取得しなくても行政サービスから除外をされたり、不利益な扱いをされるということはないということですが、そういうことで確認でよろしいでしょうか。

**○市民生活部長（富永敏尚）** そのとおりでございます。

○17番議員（前之園正和） 今年7月時点で全国では、本人以外の公的給付金の受取口座の誤登録が14万件、マイナ保険証に他人の情報が登録されたケースが7,400件を超え、他人の年金記録が閲覧されたケースが170件や障害者手帳の誤登録が62件などトラブルが多方面で多数及んでおります。個人情報の漏えいという重大な問題が起きています。マイナンバーカードの大混乱は、昨年10月に岸田政権が、突如として健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに今の保険証に一本化すると言い出したことがきっかけとなり、任意であるべきマイナンバーカードを強制的に全国民に持たせようとしているわけです。任意であるとしながら任意性が保証されていないところに大きな問題があると思うわけですが、任意だとしながら半ば強制、事実上の強制になっているのではないかというふうに思うんですが、その点は、どのようにお考えでしょうか。

○市民生活部長（富永敏尚） 任意性につきましては、私どもの立場としても強制することなく行っているところでございます。

○17番議員（前之園正和） 実態がどうであるかともかく、とにかく任意性ということは、持っても持たなくてもなんら不利益なことにはならないということは、確認できるわけですね。

○市民生活部長（富永敏尚） そのとおりでございます。

○17番議員（前之園正和） それでは、マイナンバーカードを持たない人は、毎年資格確認証の申請が必要となると、マイナ保険証は、5年ごとの更新が必要になると、申請、更新を忘れたり、できなかつたり、ただ保険料を払っていても無保険扱いになるといろいろな問題が生じております。このようにマイナンバーカードを持つか持たないかで、マイナ保険証があるかないかでですね、場合によっては無保険になると、医療を受けられなくなるということは、国民介護保険制度を変質、破壊するものじゃないかという視点があるわけですが、それについては、どのようにお考えでしょうか。

○国保介護課長（大牟禮伸英） 議員御指摘のそのマイナンバーカードを取得していない人、取得していても被保険者証と紐付けされていない人、マイナンバーカードを紛失した人などにはですね、被保険者証の代わりとなる資格確認証の発行を行うこととなります。この資格確認証につきましては、本人の申し出があれば発行する計画でございます。

○17番議員（前之園正和） 制度上はそうように資格確認証というのがありますが、資格確認証を発行するにしてもですね、暇と手間、お金も掛かるわけですし、それよりも保険証をそのまま使えるようにしておけば、何ら新たな財源も必要ないし、保険証を使えるようにしておけば事は済むんじゃないかという単純な思いがあるんですが、これは担当課長に聞いてもなんでしょうから、市長、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○市長（打越明司） この制度上の問題については、なかなか自治体の中で是非を論ずる立場にはないというふうに認識しております。

○17番議員（前之園正和） 制度上そのようになっていけば末端の言いますかね、地方自治体としては、業務を進めなきゃいけないわけですから、マイナに関する事務はしなきゃいけないということは分かるんです。ただ、いろいろなことでマイナンバーカードの制度がいろいろな不都合が生じていると、プライバシーの問題でもいろいろあるということになればですね、国から言われた業務はしながらも、これはもう駄目だと、止めてくれという思いをですね、持ち、国に伝えるということは、業務を遂行するとは別にあっていいと思うんですね、そういう面で、このマイナ制度についてはですね、やっぱり取り止めてくれということを含めて国に言うことも大事じゃないかと思うんですが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（打越明司） そのような制度についての議論をする場所は、いろんな場所がございます。各自治体の関係者、あるいは首長での議論する場所もあります。今は、この制度移行については、有効期間に起こり得る様々な課題についてを今見守っているという状態だというふうに認識しております、いずれ必要があれば、そのような機会があってもおかしくはないというふうに思います。

○17番議員（前之園正和） 今言われたのは、今、見守っている段階であって、これはまずいという決断をしたら言うべきは国に言うときが来るかもしれないという捉え方でよろしいんでしょうか。

○市長（打越明司） そのとおりでございます。

○17番議員（前之園正和） 具体的なことをちょっとお伺いしますが、例えば、停電等によってシステムダウンしたらマイナ保険証の読み取り機もただの箱になってしまうわけです。保険適用ができないケースも生じるのではないかと、これも完全に制度欠陥の一つだというふうに思うんですが、保険証存続でこのようなケースは、回避できるわけですけれども、そのあたりはどのように考えるでしょうか。

○国保介護課長（大牟禮伸英） カード読み取り機器のですね、不具合の場合でありますとか、通信トラブル、停電等想定されますけれども、マイナ保険証が読み取れない事態等が発生した場合にはですね、被保険者資格者申立書というのがございまして、それを医療機関の方で本人に書いていただくことによりましてですね、本来の自己負担の割合で受診ができるような対応を行うこととしていただいております。

○17番議員（前之園正和） 対応しきれない部分も必ず出てくるというふうには思うわけですね。それからマイナンバー制度は、廃止を含めて白紙から見直しと国民の議論が行われていくべきではないかと思うんですね、今いろいろな不具合が、国レベルでは出てきているわけですが、いろんなことが国で起きているけど、市においては、発生していないということですけど、国において発生していることは、市においても発生する可能性が十分あるということでもあるわけですからね、マイナンバー制度については、新たに国民の議論を巻き起こす必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、その点については、どうでしょうか。

国の決めた制度だから粛々とやるだけということでは必ずないと思うんですけどね。

**○市民生活部長（富永敏尚）** この制度につきましては、御指摘のとおり様々な問題が現在発生しているところでございますが、このマイナンバーの紐付けによりましてですね、地方自治体の事務自体も簡素化がされた部分もございますし、また、国民の皆様方のいろんな書類の提出とか、そういったものの軽減もなされているのも事実でございます。国も今の時点で、この現状を踏まえまして、その是正策を打ち出しておりますので、当分これも見守りながら私どもも業務を進めてまいりたいというふうに考えております。

**○17番議員（前之園正和）** マイナ保険証にしてもですよ、発行、マイナンバーカードを持つかどうか、紐付けするかどうか、いろいろあるわけですね、身体障害者、ご老人、障害者などで窓口に行けない人の対応をどうするかとか、停電になったらどうするかとか、いろいろあるわけです。それもですね、お金も新たに掛かるとかいう問題がある。行政としての仕事も増えるといういろんなことがあるわけですけど、例えば、マイナ保険証にしてみれば、繰り返しですが、保険証はこれまでどおり廃止をしない。使えると。保険証のままで残すということを決断すれば、これは決断は国になると思うんですけどね、決断すれば、何ら今の問題を次から次から問題が生じたから解決策を考える。それが解決策にならずに新たな問題が発生するという繰り返しを絶ってですね、根本からその問題点を解消するという意味では、保険証をこれまでどおり使うようにするということになれば、一挙に解決すると、今、発生しているトラブルは、全部なくなると、基本的に、ということだと思うんですが、その点は、市長、どのように考えるでしょうか。

**○市民生活部長（富永敏尚）** 今、保険証の話をしていただきましたけれども、議員おっしゃるとおり今までのそういった保険証を活用するというそういった御意見もあるところは承知しているところではございますが、このマイナンバーカードに紐付けて使うことによるメリットも確認できておりますので、このような形も一つあるのではないかとというふうに考えております。

**○17番議員（前之園正和）** 例えば、コンビニで住民票が取れると、印鑑登録証明が取れるとしても便利だと捉えるかですよ。住民票にしても印鑑登録にしても年に何回あれば、5年に何回取るかということと関係しますよね、それほど例えば、年に1回しか取らない、5年に1回しか取らないものをですね、コンビニで取れますよって大々的にその宣伝をするに値するかという議論もあるわけですよ、それよりもむしろ、デジタルに馴染まない人、それから、障害者を含めていろんな状態にある人への対応がですね、後々になってしまうのではないかとこの心配の方が多と思うんですが、その点はどうでしょうかね。

**○市民生活部長（富永敏尚）** そのようにならないように努めてまいりたいと考えております。

**○17番議員（前之園正和）** 部長としては、その答弁にならざるを得ないということは、理解をするんですが、やっぱりその問題が生じているという現状の下にですね、こういう議論が

なってくるわけですね。

最後の問題にいりますが、サニタリーボックスの方については、基本的に学校についてはどの生徒がどういう状態にあると、身体的な状況は分かるわけですから、対応は個別に取れるかなという気がします。それと公共施設の方は、市の庁舎とかそういうのは基本的にあると。そのほかについては、やるという方向で特に問題ないところはやるということですので、その方向で進めていただきたいというふうに思うんです。問題は生理用品のことですけれど、学校については、保健室対応と言いますが、例えば、保健の先生にくださいと言うことが、生理期間中ですよということを申告するようなものですよ。ですから、そういうことを考えると、そこに行けない。あるいは、必要な人と見られないか、ということとなっているかもしれない。いろんな生徒指導に保健を含めての指導という相談というのは、生理用品の受け渡しは別にやればいわけですので、やっぱり個室に置くということはね、大事なことじゃないかなと。誰か必要な人が、必要なときに使うということが保証されるという意味ではですね、やっぱり個室にあるべきだと思うんですが、ここについては、どうでしょう。

**○学校教育課長（山下信久）** 今、議員御指摘の件ですが、教育委員会では、保健の授業を中心に全教育活動において性に関する教育というのを実践しております。性に関する教育というのを実践して発達段階に応じたきめ細やかな指導が必要であるというふうに考えております。その中で、まだ小学校5・6年生や中学生、高校生ということですので、衛生管理について自ら考える力を育成して、生理用品を自己管理する。どうやって自己管理するかという力を高めるとともに、児童生徒の状況に応じて、一人ひとりに適切な指導が行っていくことができるように現在保健室等において生理用品を提供すると同時に、児童生徒が抱える不安や悩み、これらを栄養教諭や特に女性教諭に相談できる機会を頻繁にできるようにということで今のところ保健室の方で対応をさせていただいているというところでございます。

**○17番議員（前之園正和）** こういうことは、ないと思うんですが、例えば、個室に置いておけば、必要以上になくなるんじゃないかという心配はないと思うんですが、そういう気持ちもあるんでしょうか。

**○学校教育課長（山下信久）** 前回、試行的に行った結果から言いましても、先ほど答弁にもありましたように、小学校の頃から小中学生というふうにして、若干ですが増えてはいますが、そんなに多くあるわけではありません。それよりも私たちが、やっぱり心配しているのは、しっかりと生理用品を正確な位置につけているかとか、結局それができなくてスカートが汚れた。そういうふうな状況で回りの子供たちに見られるということで、学校では、黒系、茶色系のバスタオルを準備して、そして、それですぐ包んであげて、そして移動させて、その中で、こう洗濯をしてあげたりとか、そういうことを実際、学校現場では行っております。これが保健室じゃなくて個室のトイレの中でしてしまうと本当にその子がパニックになって、一人で全部しないといけないんですけど、やりようがないと、水もないというよ



うな状況がありますので、やはり大人になる前段階でありますので、そういうふうないろいろな不都合な状況になる子供たちに対して、やはり性に関する教育の一環として、今は指導している段階というふうな感じで、その意味では、保健室対応の方が、より子供たちが安心して最悪の状態になったときにも回避できるのではないかというふうに今捉えているところでございます。

**○17番議員（前之園正和）** 試験的に置いたときのまとめの中で、財政的な意味から用意できないという子供はいなかったというふうにお聞きしましたが、そういうことでしたか。

**○学校教育課長（山下信久）** そのとおりでございます。

**○17番議員（前之園正和）** 何を言おうか展開を忘れました。昔のことを言って申し訳ないんですが、学校にしても、学校はあったかもしれませんが。公共施設の公園のトイレとかも含めてですが、トイレにトイレットペーパーがない時期があった。そのときに言われたのは、なくなるとか、必要以上に使うとか、いうことも言われたんですけど、そういうことではない。なかったということは、歴史が証明をしたわけですけども、学校に財政的な理由で困っているという人はいなかったということですけども、それは例えば、トイレットペーパーにしてもですよ、財政的に困っているから置いてくれではなかったわけですね、必要なものと認識しているかどうか。するかどうかということから始まっているわけですね、そういう意味で言えば、財政的に困っている人はいなかったということではなくて、やはり個室のトイレに準備しておくということは、必要なことじゃないかと思うんですけど、その点はどうでしょうか。

**○学校教育課長（山下信久）** 全教育活動で性に関する教育を、今、充実させているところであります。これが、子供たち児童生徒が、しっかりと浸透した暁にはですね、そのような形もできるのではないかと考えておりますが、今のところ実際に子供たちが、保健室を頼りにしているという現状がありますので、そちらの方、今のところは優先させていただいているというところがございます。これが現状でございます。

**○17番議員（前之園正和）** それから、学校以外のところについてですが、現在、9か所の窓口で配布をしているということですが、こちらはですね、学校における保健室での対応以上にですね、問題というか、要望に照らして叶えてないんじゃないかと思うんですよ。窓口、例えば、どこそこの窓口にこれくださいと、私は、男性だから分からないけども、なかなか言えないんじゃないかと思うんですね、例えば、市民課の窓口で、保健センターの窓口と行けばありますよと言われるもですよ、なかなか言えないんじゃないかなと思うんですよ。それもトイレットペーパーと同じで必要なところに置くということからすればですね、必要なものとするという認識で個室に置くということは大事じゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

**○総務部長（坂元一博）** トイレに設置すれば、その場で生理用品の対処ができるところござ

いますが、生理の貧困にある女性の背景や事情、例えば、ネグレクトや経済的暴力によるもの、保護者の方が生理用品を購入してくれないとか、購入する代金を与えてくれない家庭もあるとか、生理についての知識や教育が保護者から十分に施されていない状況もある場合、若しくは、保護者の理解不足、シングルファーザーの場合では、父親が生理に理解がない、お子さんが相談しにくいなど、いろいろな事情や背景があるわけですが、そういった女性の背景や事情に丁寧に向き合い、きめの細かい寄り添った相談支援を充実した形で取り組んでいきたいと考えていることから、トイレへの設置は考えていないところでございます。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時23分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、東勝義議員。

○5番議員（東勝義） こんにちは。5番、東勝義です。9月定例会最後の質問となります。よろしくお願いたします。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず、市役所職員と法人等の役員との兼職についてであります。公務員の社会貢献活動に関する兼職については、2019年4月の時点で約6割の自治体で、はっきりとした許可基準の設定及び許可基準の公表がない状態であったようではありますが、2020年1月10日付で総務省から、許可基準の設定、許可基準の公表を促す技術的助言が出されたようであります。国家公務員法103条及び104条、地方公務員法38条をしっかりと読み込んで理解し、これからの市役所職員の兼職の必要以上の制限や抑制が改善されることが期待されるのではないかと考えております。まず、現在、指宿市において、職員の兼職について規程や規約、条例等策定されているか。また、策定されているのであれば、どのような内容か、お答えください。

次に 職員提案制度についてであります。職員提案制度については、6月定例会によって既に構想があり、テーマを設けて動こうとしているとの答弁でした。それを受けて、職員からの提案は何件寄せられているか。また、それぞれの提案に対して今後どのような対応処をするのか。さらに、提案によっては、その趣旨が分かりにくいものといったものがあつたのではないかとと思われるが、その場合は、どのような対応を取つたのか、お答えください。

次に、選挙に関する屋外広告物について、ここで選挙に関連するという表現ではなく、政治活動に関連するという表現に訂正させていただきます。前回の市長選や県議会選挙等から陣取り合戦のように数え切れないほどののぼり旗が、国道や県道、市道や里道、空き地や畑、各家庭の回りなど、これでもかと言わんばかりに立てられ、強風にあおられてバタバタ揺れるのぼり旗によって運転しているときなど、目がチカチカして見通しも悪くなる。また、倒れて通行の妨げになるとか、観光客の方々にとっては、景色の撮影の邪魔になるな

ど、市民や観光に訪れた方々からどうにか規制できないのか、といった声があり、選管にも多数寄せられたのではないのでしょうか。衆議院選も近いのか、最近、青色の写真入りポスターとのぼり旗、オレンジの写真入りポスターなどが、徐々に多く目立つようになってきております。このまま放置していると、エスカレートしていき、市長選、県議選以上の様相になるのではないかと心配しております。そこで、政治活動に関連すると思われる屋外広告物が非常に多く、観光地指宿の景観を損ねていると感じているが、どうにか対処できないか、お答えください。

以上で、1回目の質問といたします。

**○市長（打越明司）** 東議員からの質問にお答えしたいと思います。まず、市役所の職員と法人等との役員の兼職についての問いがありました。法人等の役員との兼職につきましては、指宿市職員の営利企業等の従事制限に関する規則が策定されており、これに基づいて運用しているところであります。この規則は、地方公務員法第38条の規定に基づき、職員の営利企業等の従事制限に関し、必要な事項を定めており、営利企業の役員を兼ね、若しくは、営利企業を営み、又は報酬を得て事業、又は事務に従事する場合において、特別な利害関係がある場合と職務の遂行に支障が生じる場合、また、法の精神に反する場合は許可しない、と規定されております。なお、非営利団体の法人等につきましては、国家公務員法第104条においても規定されているところであります。

次に、職員提案制度についてであります。本市においては、財政再建に対する取組の一環として、新たな歳入確保に挑戦する令和5年度稼ぐ市役所職員提案制度を実施しているところであります。職員提案制度につきましては、市政運営に関する職員の創意工夫による提案を奨励することで、職員の問題解決能力及び企画力を高め、意欲ある職員を育成することで、組織の活性化につながるものだと考えております。また、市民サービスの向上や事務改善の推進が図られ、効率的、効果的な自治体経営に寄与する制度であると認識をしているところであります。今回、新たな歳入確保をテーマにして、職員に任意で提案を募集したところ、251件の提案がありました。なお、提案書は、職員からそれぞれの所属長へ提出されております。その際に、提案の趣旨が分かりにくいといった内容については、所属長が、直接提案者に聞き取りをするなどして、しっかりと提案内容を把握するように努めているところであります。なお、職員以外の市民又は指宿市出身者の皆さんからも、お手紙、メール、電話等々を通じて、私どもに直接提案をいただいているというものもあることを申し添えておきたいと思っております。

残余の質問については、関係部長、課長から答弁をいたします。

**○選挙管理委員会事務局長（濱上和也）** 選挙管理委員会委員長から委任を受けましたので、答弁をさせていただきます。公職選挙法に基づく屋外広告物としましては、おおむね選挙運動用のものと政治活動用のものに区別されますが、政治活動用の掲示物で答弁をさせていただ

きます。政治活動用の掲示物につきましては、政治活動用事務所を表示する立て札、看板の類以外は、数に制限がありませんので、公職選挙法に基づく対処はできないものと考えているところでございます。

**○都市・海岸整備課長（窪田幸一郎）** 屋外広告物の観点ですが、政治活動の掲示物も含め屋外に表示する広告物については、指宿市屋外広告物条例に表示できる場所やサイズなどが規定されております。屋外に広告物を表示する際には、広告物の設置場所、形状、寸法及び構造などを記載した屋外広告物許可申請書を提出していただき、審査許可後に広告物の表示が可能となるところでございます。

**○5番議員（東勝義）** ありがとうございます。今この屋外広告物については、私が写真をモニターにする予定でしたが、私のミスで間に合わず、皆様方のタブレットの中に指宿市のホームページ、屋外広告物ということ調べてもらえれば、地図が出ますので後もって参考にさせていただきたいと思います。まずは、市役所職員と法人との兼職について、2回目の質問に入りたいと思います。指宿市においては、許可基準の設定について規程の策定がされているようですが、許可基準の公表については、職員の方々にちゃんと知らしめているか、お答えください。

**○総務課長（濱上和也）** 職員の方には通知を行っているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 規定がされているのであれば、全職員が知っていることでよろしいと思いますが、次に、現在、法人等の役員として兼職・兼業をしている職員はいるか。いるのであれば職種は何か、お答えいただきたいと思います。

**○総務課長（濱上和也）** 現在、社会福祉法人の評議員として2名の職員が兼職をしております。なお、国が示す指導監査ガイドラインにおきましては、同一の団体の職員が、当該社会福祉法人の評議員の3分の1を超えて選任することはできないということになっているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 2名いるということで、ちょっと質問です。国家公務員法第104条において、非営利団体の例の中に、保育園など社会福祉法人や医療法人、公益社団財団法人、一般社団財団法人、自治会、町内会などを挙げられます。さらに、兼職先に利害関係がないことが条件となっていますが、非営利団体の中には、保育園や自治会など、市からの補助金、国からの補助事業を受けている団体もあります。また、経営上の責任と言われる理事長や理事、監事、評議員等でないこととなっています。また、社会福祉法人第61条第1項に公私分離の原則というのが明記されていますが、関係行政省庁の職員が法人の役員となることは、この公私分離の原則に照らし、適当でないとして規定されているようですが、よって社会福祉法人の評議員が、市職員が、2名いるということは、法令に違反しているのではないかと思うが、その点に対してどう判断しているのか、お答えください。

**○総務課長（濱上和也）** 先ほど申しました社会福祉法の第40条の中の第4項のところに、評議

員のうちには、各評議員について、その配偶者又は3親等以内の親族、その他各評議員と厚生労働省で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならないとあります。この特殊な関係がある者に含まれることがあってはならないの内容でございますが、先ほど答弁いたしました、地方公共団体の同一の団体の職員が、当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限るとなっておりますので、お答えいたします。

**○5番議員（東勝義）** それは、各団体の法人の親戚並びに関係の方々ということで、行政、何て言うかな、市職員が、その関係する中じゃなくて、市職員自体が、この法人の役員になってはならないという規定があるんですよ。法人の中の親戚どうのこうのっていうのは、それは、我々もよくあるんですけど、NPOも同族員が、3分の2いたらいけないという、そういう規定であります。あなたが言うのは、そこであって、私が言うのは、国家公務員法、地方公務員法は、この法人の役員、評議員、理事、監事になってはならないという、報酬を受けてはならないということを規定されているということではあるんですけど、それに対して理解を求めたいと思いますが、そういう理解では駄目なんでしょうか、お願いします。

**○総務部長（坂元一博）** 法人の種類も多くございます。一概には申し上げることができませんが、社会福祉法人であれば、社会福祉法第31条において、役員とは、理事及び監事というように規定されております。役員である理事及び監事は、経営上の責任者に該当すると考えられます。このため評議員は、経営上の責任者には、該当しないと考えられるところでございます。国の通知の中に、社会福祉法人審査基準、そして社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について、などに関するQ&Aがございますが、その中に関係行政庁の職員が、法人の役員となることは、社会福祉法第61条に規定する公私分離の原則に照らし、適当でないところから、職員が理事、監事としての役員への兼業は差し控えるべきであると考えているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 今、理事と監事に関してですが、評議員に関しては、OKということを書いてありますか。

**○総務部長（坂元一博）** 役員とは、先ほど申し上げましたが、31条において、理事及び監事という形で規定されております。役員である理事及び監事は、経営上の責任者に該当すると考えているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** ここに事務連絡として令和5年3月21日社会福祉法人担当課ということで、厚生労働省からQ&Aが来ておる書類があります。これの問12、関係行政庁の職員から役員を選任することは可能か。ということで、関係省庁の職員が、社会法人の役員となることは、公私分離の原則に照らして適当でないとなっております。これに対して、国家公務員法国家公務員第104条に経営上の責任者とは、理事長、理事、監事、評議員等組織団体の経営又は運営上の意思決定権を持っている者といいます。ということで、国家公務員法104条には、評議員というのが入っておりますが、これに対してどういう理解をしているのか、お

願います。

**○総務部長（坂元一博）** この件につきましては、市の顧問弁護士の方にも確認をしてございまして、その中において先ほど申し上げました国の通知の社会福祉法人審査基準や社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項についてなどに関するQ&Aがございまして、その関係省庁の職員が、法人の役員となること。役員は、先ほど申し上げました理事及び監事でございますが、その役員となることは、社会福祉法第61条に規定する公私分離の原則に照らし、適当でない。とあることから、この役員、言えば職員が、理事、監事になることにつきましての兼業は、差し控えるべきであるという形で弁護士の方からも助言をいただいているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 今、担当弁護士、指宿市の担当弁護士が、結果が、理事、監事以外はだめで、評議員というのはOKだという判断をしたということによろしいんですね。指宿市はそういうことで、今のこの2名の評議員の方々は許可というか、違反、罰則規定にならないということによろしいんですかね。

**○総務部長（坂元一博）** 今の評議員の件につきましては、また、県の方にも相談等を行っておりますし、また、弁護士とのこの回答も踏まえまして、罰則等がないという形で認識はしているところであります。

**○5番議員（東勝義）** 私は今、求めているのは、罰則規定をするのではなく、ただ今、一応国家公務員法が評議員まで書いてあること。一応2名の方が、評議員でいるということは、国家公務員法に抵触しないか、ということをおっしゃっているものであつて、指宿市が評議員はいいですよというのであれば、評議員も報酬の対象になっております。国家公務員法によると、報酬の対象にはなってはならないということになってはいますが、それについてはどういう処理の仕方をするのでしょうか、願います。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時43分  
再開 午後 2時55分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○総務部長（坂元一博）** 国家公務員法ではそのような形で評議員が入っておりますが、市としましては、地方公務員法及び条例に基づいて行っておりますので、国家公務員法とは別になると考えております。これも先ほど申し上げました弁護士もしくは県の方からも指導を受けておりますので、この整理に基づいて地方公務員法及び条例に基づいて、今、整理をしながら運用しているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** ありがとうございます。それは、指宿市の規約ということで理解しますが、評議員もその規定がないと判断しているのであれば、報酬についてはどういう取り扱いをされているのか。役員報酬となれば、報酬は受け取ってはならないという法律に抵触する

のではないかとと思いますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

**○総務部長（坂元一博）** 報酬でございますが、報酬につきましては、兼職を受けてその活動に対する報酬を得た場合、その活動時間が、勤務時間が、割り当てられた時間内であれば、報酬と同額を給料から差し引いて支給することになります。それ以外の時間であれば、国家公務員の兼業についての概要にも記載されていますが、社会通念上、相当と認められる程度を超えない額であれば、問題ないという形で取り扱いをしているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** これもですね、たぶん解釈の違いだと思います。役員の報酬、結局、理事、監事、評議員の役員の報酬は、これは抵触するんです。時間外だろうが、時間内だろうが関係ないです。それに対して、今、通念上の値段に対してというか、通念上おかしくない給与に関してはというのは、それは、詳しく言えば、そろばんの先生だったりとか、書道の先生だったりとか、それから、ここで私も知っているけど陸上を教えている。時間外でする方々がもらうのが、おかしくない程度の報酬ということで、役員の報酬とは全く別個なんです。それをいっしょにしてもらおうと全くおかしくなってしまうんですよ。だから、ここに関して報酬を受ける受けないじゃなくて、やはり、この報酬が発生するからこそ評議員も駄目だということ、なっているんです。分かりますかね。それを私も全部調べたんです。国家公務員法、地方公務員法、それから社会法人法、今、市が言われているのは、たぶん担当の方が言うのであって、この解釈の違いであれば、ちょっと分かりませんが、我々が、今私が質問しているのは、評議員であって報酬をもらっている以上、その評議員にはなってはならない。職員がなってはならないという解釈で私はしているんですが、そういう解釈はできないんですか。どういう解釈をしているんですか。時間外であれば報酬はもらっていいということになっていますか。

**○総務課長（濱上和也）** 先ほどの繰り返しになりますけれども、社会通念上の相当と認められる程度を超えない額であれば問題ないと考えているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 分かりました。これは、また後日、私もちゃんと調べます。それと、市の方もしっかり調べてください。これ法律違反になって罰則規定になりますよ。それと、許可を受けた市役所職員もですが、許可をしたのは市長名ですかね、市長名であれば市長にも罰則が来ますけど、本当です。これは難しいところなんです。国家公務員法、地方公務員法ですから、だから、それに対して、この場でしっかりして調べてくださいと言うのは、まず無理でしょうから、無理でしょうからというか、ちょっと時間の無駄ですから、そちらも時間をゆっくり取って、私も取って、今度12月議会でするか、それとも、もしかすると、私とまた面談をしてもらえれば助かります。ごめんなさい。これについて次にいきます。職員の兼職を許可する制度があるが、守られているか、お答えください。もし、許可を受けずに兼職した場合は、罰則などあると思いますが、その許可を受けて報酬など受けている場合は罰則などあるのか、ちょっとどういう罰則があるのか、お答えくだされば助かります。

○総務部長（坂元一博） 罰則でございますが、兼職の許可を取る手続を怠った場合は、懲戒処分の可能性もあるところでございます。

職員につきましては、指宿市職員の営利企業との従事制限に関する規則に基づき許可申請を行っていることから制度は、守られているものと認識しているところでございます。また、会計年度任用職員につきましては、地方公務員法第38条において、営利企業の兼業について許可申請の必要がこの限りではないとされていることから、許可は不要となっておりますが、職務専念義務や信用失墜行為など把握するため報告、相談を受けるなど対応しており、必要に応じて許可の手続を取っているところでございます。

○5番議員（東勝義） 今、会計年度任用職員という言葉が、地方公務員法第38条において出たということなのですが、地方公務員法においては、会計年度任用職員ではなく非常勤職員となっております。会計年度任用職員と非常勤職員は違うと思うんですが、その解釈の違いは何でしょうか、お願いします。

○総務課長（濱上和也） 解釈としては、一緒と考えているところでございます。

○5番議員（東勝義） ありがとうございます。令和3年に人事院が出した国家公務員の再任用制度のQ&Aについて、短時間勤務時間は短いものの、定年前の常勤職員が行っている業務と同一の業務を担当する者であり、他の非常勤職員とは性格を異にするものです。フルタイム勤務、短時間勤務を問わず、再任用職員に関しても、定年前の職員と同様に兼業規定が適用されます、という人事院の勧告がありますから、それについてもまた、ゆっくり調べておいてください。よろしくお願いします。

次にいきます。職員の兼業について、近隣の自治体の状況や対応について把握しているか、お答えください。

○総務課長（濱上和也） 近隣市である鹿児島市、枕崎市、南さつま市、南九州市に調査を行ったところ、鹿児島市では、利害関係、職務専念義務、信用失墜等を判断基準として許可をしており、枕崎市、南さつま市、南九州市も同様の基準により、職員の兼業の許可を行っているようでございます。よって、社会福祉法人の役職の兼務についても同様の基準であると判断しているようでございます。

○5番議員（東勝義） これに関しても他市の内容については公表できないということだったので、同様の基準で判断しているってということしか言えないと思うんですが、他市を私が調べたところ、鹿児島市は評議員はいました。ただし、ほかのところは、社会福祉法人、保育園それから医療法人を調べましても、理事、監事それから評議員は、1人もいなかったというのが私の調べたところなんです。だから、これについてもまた、詳しく調べてもらいたと思います。

次にいきます。今後、職員の兼職について、どのように周知していくのか。評議員は、いいというか、どうなのかということよりも、ちゃんとした指宿市としての、今、担当の専門



家がいるということでしたので、指宿市として、ちゃんとした規定、規約をつくるべき。つくっているんでしょうけれども、こう言われた場合、私が、今、質問されたように、評議員は、OKでも報酬は、もらってもよくないというのが国家公務員法です。ただ、それでも認めるんだったら、それに対して指宿市の規定というのは、しっかりつくる必要があると思うんですが、それを規定をつくった場合、職員に対しても、また、指宿市にある各営利団体、非営利団体の法人に対しても周知する必要があると思うんですが、その周知する方法を考えることができますでしょうか。

**○総務部長（坂元一博）** 許可基準につきましては、基本的に近隣市の取り扱いも同様であることから、引き続き法に抵触しない範囲で職員の公権を妨げることがないよう、国・県及び他市の動向を注視しながら適切な取組を行うとともに、職員におきましては随時周知していきたいと考えております。

**○5番議員（東勝義）** ありがとうございます。よろしくお願いします。今、人口減少の中にあって市役所職員の積極的な地域貢献が切望されていることは、各地区の方々の切なる願いであると思っております。消防団、それから青年団、なかなか集まらない状況の中、若い方々、職員が、各地区、各地域に率先して貢献するということは、非常に今から大切になってくると思います。職員の貢献を妨げることがないように兼業許可を要するか否か。要する場合は、どのような基準を満たせばいいのかについて、一覽的かつ具体的に示す必要があることから、指宿市として許可基準を具体化、詳細化するとともに、これを公表することが求められると思っておりますが、市長の御意見をお聞かせください。よろしくお願いします。

**○市長（打越明司）** これまでのいろいろ兼職に関わる許可についても私の方に最終的には、判断を委ねられることになり、当然ながら規定の中で、しっかりと守られているという前提で許可を出してきておりますが、改めて今の議論を聞きながら、細部にわたってしっかりとしたぶれない規定と言いますか、指宿職員のきちんとした運用規定をですね、確認をし、皆さんにまた公表したいというふうに思います。

**○5番議員（東勝義）** よろしくお願いいたします。次に、職員提案制度について2回目に入ります。採用、不採用を決定する委員は、何名程度で、どのような立場の方々を予定しているか、御答弁をお願いします。

**○経営改善推進室長（木下英城）** 選考委員会につきましては、市長、副市長、教育長の3名と全ての部長、支所長、議会事務局長の10名、合計13名の委員で構成をしているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** ありがとうございます。それでは、この10名の方々が、今これから審査するんでしょうけど、もしよければ提案期限や提案期間、審査基準、公表時期など、今後どのような流れなのか、お答えください。

○**総務部長（坂元一博）** 令和5年度稼ぐ市役所職員提案制度におきましては、提案の募集期限を7月31日までとしておりました。今後は、10月末までに優秀提案を選考し、その後、11月以降に提案の実現に向けた事業化や予算化の検討を行い、12月に優秀提案を表彰したいと考えております。なお、優秀提案の公表につきましては、来年の1月頃を予定しているところでございます。

○**5番議員（東勝義）** すみません。優秀提案というのは、幾つなのか、優秀、最優秀、それから入賞いろいろあるのかもしれませんが、まだ分かりませんが、来年1月頃を予定していることですが、公表手段というのは、どういう公表手段を考えているのか、決まっていればお答えください。

○**経営改善推進室長（木下英城）** 現在のところ優秀提案につきましては、市のホームページ等で公表してまいりたいというふうに考えております。

○**5番議員（東勝義）** その優秀提案、入賞とか幾つくらいっていう、それもまだ決定していないわけですね、全ての不採用に関わらず、寄せられた提案や意見を全てホームページなどで公表してほしいっていう、今治市それから宇都宮などは、全て提案を公表していますが、指宿市としてはどういう考えなのか、お願いします。

○**総務部長（坂元一博）** 全ての提案をホームページなどで公表することにつきましては、今回の制度の中では、前提としておりませんでしたので、今後制度を継続する際は、改めて検討してまいりたいと考えております。

○**5番議員（東勝義）** てことは、全てホームページで公表する、しないというのは、まだ決まっていないということでしょうか。

○**総務部長（坂元一博）** まだ決まっていないところでございます。公表はしないという前提でございます。

○**5番議員（東勝義）** 特権を使うわけでもないですが、私は、本当に非常に見たいと思っているんですが、議員に対しても無理なんでしょうか。残念です。職員提案制度は、市役所職員のみならず指宿市にとっても改革、改善のためになくってはならない制度であると思って、私も提案させていただきました。これを本当に活用して、指宿市が益々発展していったらいいと思っているのですが、これからも同じような提案制度を実施していくのか。それとも違った意味でしていくのか。もしかすると、この一元化で終わるのか。予定があるか、話し合っているのか。ちょっとお願いします、教えてください。

○**経営改善推進室長（木下英城）** 来年度以降につきましては、テーマを検討した上で職員一人ひとりのアイデアとか意見をどのような行政運営に反映させていくのかの手法も含めまして取組内容の検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○**5番議員（東勝義）** 先ほども市長が言われましたけど、この職員提案制度っていうのは、本当に使い方によっては、すばらしい改革になるし、また、職員の方々がどんなことを考えて

いるか参考になると思うんですが、市長もこの提案制度っていうのをば、これからも上手く利用していくお考えなのか。それとももうちょっと工夫していった方がいいのかって考えているのか。ちょっと市長、答弁をお願いします。

**○市長（打越明司）** 職員提案制度については、私の方で呼び掛けて始めた制度ですけれども、今回は、今年の大きなテーマである稼げる市役所、つまり、市役所の歳入の方の改革を進めていく上で、できるだけ多くの知恵を集めたいということが一つ。そして、市のそうしたことを集めて実行しなければならない。今、市が、置かれている現状をみんなで共有しようということが一つ。そして、そのことを考えることによって、いろんな知恵が出てきますので、本来、考えていなかったことを含めて市の将来について考えていく職員が、1人でも増えていくこと。このへんを実は、大変意識をして呼び掛けてみたということではありますが、同じように、やっぱり市の職員について、もっと力をつけていく。あるいは、いろんな角度で物事を考えてみるということであれば、これから指宿市のいろんなサービスの中でもサービス一つ一つに対する中身についてであったり、あるいは、周りであるいろんな事務事業の工夫や改善について、一番身近なものについて、それぞれが提案をしてみるといったもの、分野は様々にあると思いますので、時期を間違わないようにしながら、あまりこう矢継ぎ早にですね、いろんなテーマを与え過ぎててもなあということもありますので、今回の場合には、そういう提案について各課ごとにですね、出てきたアイデアをみんなで議論していたというような課もありますし、私自身もやっぱり何度も何度も見返しながら面白いアイデアについては考えて、僕も一緒になって考えてみたんですけれども、直接こう職員の中で、私に郵送してくる職員もいます。いろいろこう中を見るとですね、やっぱり、こういう機会、こういう考える機会を1か月間与えてもらったことは、非常に勉強になったと。今まで職員の中で、一番エキサイティングな1か月間であったといったようなですね、感想を届けてくれる職員もおりまして、そういう意味では非常に手応えを感じたところでありました。今後、今度は管理職のメンバーをですね、どんなふうにして力をつけてもらうかというアイデアを今、考えているところでありまして、そのうちに実行したいというふうに思っておりますが、いろんな形でそういう職員へのチャンスをつくっていきたいというふうに思います。

**○5番議員（東勝義）** 本当にありがとうございます。市として人をつくるっていうのは、やっぱり上層部、部長、課長がしっかりして部下を引っ張っていくっていう力をつけてもらいたいのが私のお願いであります。部長、課長の方々もしっかりした提案をして、指宿市の発展のために努力していただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

次にいきます。政治活動としての屋外物広告について2回目になります。今、回答がありました屋外物広告許可申請を提出し、審査してから広告物を表示できるとの答弁でしたが、前回の市長選や県議会議員選の際、多数ののぼり旗について、申請の提出があり、許可した経緯があるのか。また、1つの屋外物広告に1枚の申請が必要なのかどうなのか。詳しく教え

てくだされば助かります。

**○都市・海岸整備課長（窪田幸一郎）** 今ある政治活動ポスターなどについてですね、現在まで申請はございませんでした。それと、屋外広告物の申請枚数につきましてですね、案件ごとにまとめて申請していただいていますけれども、そのため設置場所や表示物、複数になるものについて、それぞれの場所や内容が分かるものを添付していただき、まとめて申請していただくようにしております。

**○5番議員（東勝義）** 前回と言ったらおかしいかな、市長選や県議会議員選挙、申請もせずに許可も受けずに広告物を出していたということなのですが、条例違反ということで、罰則対象になるのではないかと思うんですが、なるんでしょうかね。その罰則を今、求めるんじゃなくて罰則規定というのがあるんでしょうか。

**○都市・海岸整備課長（窪田幸一郎）** 罰則規定はございますが、すぐというものではなくてですね、除去する指示というか、そういうことをしてからのものになりますので、罰則をあげる状況に応じてでございます。

**○5番議員（東勝義）** 現在、衆議院議員の方々の写真入りのポスターやのぼり旗がありますが、許可申請並びに許可した覚えがあるでしょうか。指宿市に許可申請されているでしょうか、お願いします。

**○都市・海岸整備課長（窪田幸一郎）** 今のところ申請はございません。

**○5番議員（東勝義）** 今、皆様方に言っていた屋外広告物条例の詳細の禁止区域又は第一種、第二種禁止区域があり、赤い所、緑の所とあるんですが、これについて皆さんが、見ているのか分かりませんが、どういうところか、ちょっと詳しく説明してもらってもよろしいでしょうか。第一種禁止区域と第二種禁止区域について、ある程度でよろしいです。よろしくお願いします。

**○都市・海岸整備課長（窪田幸一郎）** 景観に特に配慮しなければならない重要度に合わせて、お手元にあります、エリアを四つに分けておりますと。厳しい順に第一種禁止地域、第二種禁止地域と第一種制限地域、第二種制限地域となっております。地域については、条例に詳細に規定されておりますが、おおむね、以下の地域又は所となります。禁止地域について、第一種禁止地域は、国立公園の区域内の特別地域でございます。第二種禁止地域は、都市計画法に基づく第一種、第二種の低層住居専用地域、第一種、第二種中高層住居専用地域と道路及び鉄道などに接続する地域、で市長が指定する区域、港湾、漁港、駅前広場、都市公園、文化財関連など諸条例で定める地域になります。

**○5番議員（東勝義）** ありがとうございます。これまで広告物が、のぼり旗、広告物があったわけですが、ほとんど禁止区域に立っていたということが今回分かりました。これによって私が言わんとすることは、確かに政治活動として一生懸命やることはいいことだと思っております。ただ、むやみに、ばあーってやると本当景観が損ねられると思いますので、この指

宿市独自の景観条例というのがあるのか、ないのか、できるのか分かりませんが、規制することができるのか。それとも申し合わせ事項というか、指宿市の申し合わせ事項なのか、広告物を出す方々との申し合わせ事項なのか、そういうことを盛り込むことが、話し合いができるのか、どうなのか、ちょっとお尋ねします。

**○都市・海岸整備課長（窪田幸一郎）** 指宿市独自の条例改正につきましてはですね、県及び他市町村との整合や公職選挙法における政治活動に制限をかけるなど、なかなかハードルが厳しいと考えております。現段階では、屋外広告物条例に基づき届出を広く周知し、適正に管理してまいりたいと考えております。

**○5番議員（東勝義）** 条例によりますと、のぼり旗は、縦の長さ5m以内、幅1m以内、同一の物が表示するのぼり旗、相互の距離5m以上。立て看板について、縦2m以下、幅1m以下、同一の物が表示できる立て看板、相互の距離は5m以上。張り紙、張り札については、一物について、1㎡以内で建物等に糊付けしないとなっている、となっています。今、私が、見ているところ5m以上離れていないところがあったりとか、建物等に写真入りのポスターが貼ってあったりする。これも条例違反となっておりますが、この建物等っていう等に対して、ちょっとお伺いしますが、建物というのは、普通の家は分かります。よくあるのはブロック塀に貼ってあります。このブロック塀も建物等っていう、ブロックを建てるって言いますから建物等に分類されるのか、その認識はあるのか。ちょっと質問にないことなんです、どういう判断をされるか。判断は、まだされていないのか、お聞かせください。

**○建設部長（高田博憲）** 建物等についてはですね、こちらは今、研究中ではありますがけれども、いろんな見解ございますので、しばらく今日ということではなくて、ちょっとお時間をいただいて、また議員の方に回答させていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

**○5番議員（東勝義）** 屋外広告物条例があるということを今回、今、立てている方に周知して、こういうことがあります、こういう禁止区域になっていますということを説明して、それともう一つ、許可申請が必要であり、また、許可の地図をここがいい、ここが悪いということ都市計画の方でたぶんすると思うんですが、それについてしっかりと事務所に申入れをしてもらいたいと思うんですが、申入れをする用意があるかないか、お答えください。

**○都市・海岸整備課長（窪田幸一郎）** この政治活動に関わらずですね、屋外広告物についてはですね、広く周知してまいりたいと思いますけれども、特定されるものでありましたら、前向きに声掛けさせていただきたいと考えております。

**○5番議員（東勝義）** よろしくお願ひします。難しい質問もありましたが、私としては、この広告物が一概に悪いとは言っていないんです。ただ、むやみに広告物を出してしまうと、それが本当に競争になりエスカレートしていったら、この前の県議会選みたいになら、どこもかしこも旗だらけというのがあって、本当に非常に見苦しく思っております。それに対し

てやはり、1つの規制っていうのを掛けてほしいってことで、今回質問させていただきました。別に、この方々を応援している、していないに関係なく、平等な感覚で私は、質問したつもりでありますので、よろしくお願いします。この政治活動に関するればですね、私としては、できればですね、その方々に写真を貼るのではなくてTシャツに写真を貼って、国道の空き缶拾いとか、草を刈ったりとかしてもらうのも非常にいい政治活動の一環だと私は、思っておりますので、こういうことをしませんかということも是非お願いしてもらえればとお願いしておきます。のぼり旗や写真入りポスターなどが、本当、国会議員選のみならず県議会議員選、市長、市議会議員選など、数限りなく許されるのであれば、益々、指宿市の街並みが壊され、観光地としての価値も下がるのではないかと危惧しております。屋外広告物条例を遵守していくことが必要でないかと考えます。このことに関して市長は、本当にどのように思うか、また、よろしくお願いします。最後です。

**○市長（打越明司）** 改めてそのルールについて私も勉強させていただきました。やっぱり景観の問題というのは、常にやっぱりいろいろと私も耳にすることはあります。おかげさまで私は、節約を旨として前回選挙した関係で1本も広告、屋外物広告を出すことはありませんでしたけれども、やっぱりそういうふうには、それぞれの方々が、なりやすい気持ちも分からないでもない思いもあります。ただやっぱり、こうしたルールがある以上はですね、それをしっかりと胸に刻んで活動していくことが、改めて重要だというふうに認識をさせていただきました。

**○5番議員（東勝義）** ありがとうございます。私もちょっとこう難しい法律の問題をちょっと先走ってというか、ちょっと強い口調になったことを申し訳なく思っております。ただ、これに関しては、やはり、ひとつの基準、規定が必要だということで、総務省からも言われております。今、全国で6割の自治体が設定していると、ちゃんとした。それで新指宿市もまず担当の法律の方とお話をして、しっかりとしてもらえれば何も問題はなくいくのではないかなと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございます。

**○議長（下川床泉）** これにて、一般質問を終結いたします。

## △ 散 会

**○議長（下川床泉）** お諮りいたします。

9月22日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により、休会といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、9月22日は休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時31分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 福 永 徳 郎

議 員 高 田 チヨ子

# 第 3 回 定 例 会

令和 5 年 9 月 29 日

(第 4 日)



### 第3回指宿市議会定例会会議録

令和5年9月29日 午前10時00分 開議

~~~~~

#### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 新川床金春議員の発言取消申出の件
- 日程第3 議案第68号 令和5年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第4 議案第69号 令和5年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第70号 令和5年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第71号 令和5年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 審査を終了した陳情  
陳情第10号 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援体制の確立を求める陳情書
- 日程第8 閉会中の継続審査について  
議案第60号 令和4年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について  
議案第61号 令和4年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第62号 令和4年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第63号 令和4年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第64号 令和4年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第65号 令和4年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について  
議案第66号 令和4年度指宿市公共下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について  
議案第67号 令和4年度指宿市温泉供給事業会計決算の認定及び剰余金処分について

- 日程第9 報告第6号 指宿市の令和4年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について
- 日程第10 報告第7号 指宿市の令和4年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第11 議案第72号 指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第73号 令和5年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第13 閉会中の継続調査について
- 日程第14 議員派遣の件

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 2 番 議 員  | 松 下 知 恵 | 3 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 4 番 議 員  | 前 原 五 男 | 5 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 6 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 7 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 | 9 番 議 員  | 田 中 健 一 |
| 10 番 議 員 | 吉 村 重 則 | 11 番 議 員 | 東 伸 行   |
| 12 番 議 員 | 西 森 三 義 | 13 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 14 番 議 員 | 新川床 金 春 | 15 番 議 員 | 福 永 徳 郎 |
| 16 番 議 員 | 高 田 ちよ子 | 17 番 議 員 | 前之園 正 和 |
| 18 番 議 員 | 下川床 泉   |          |         |

1. 欠席議員

|         |         |
|---------|---------|
| 1 番 議 員 | 中 村 昭 二 |
|---------|---------|

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 市 長     | 打 越 明 司 | 副 市 長   | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長   | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長 | 坂 元 一 博 |
| 市民生活部長  | 富 永 敏 尚 | 健康福祉部長  | 出 島 雅 彦 |
| 産業振興部長  | 野 元 伸 浩 | 農 政 部 長 | 鴨 崎 一 郎 |
| 建 設 部 長 | 高 田 博 憲 | 教 育 部 長 | 紺 屋 聖 一 |

|          |      |       |      |
|----------|------|-------|------|
| 山川支所長    | 中島裕一 | 開聞支所長 | 山下秀一 |
| 市長公室長    | 渡部徹也 | 総務課長  | 濱上和也 |
| 経営改善推進室長 | 木下英城 | 財政課長  | 東忠孝  |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |      |         |      |
|-----------|------|---------|------|
| 事務局長      | 鮎川富男 | 次長兼議事係長 | 池水拓也 |
| 主幹兼調査管理係長 | 川畑裕二 | 議事係主査   | 古川浩仁 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、前之園正和議員及び松下知恵議員を指名いたします。

## △ 新川床金春議員の発言取消申出の件

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、新川床金春議員の発言取消申出の件を議題といたします。

お諮りいたします。

新川床金春議員から、9月20日の会議における発言について、会議規則第65条の規定により、お手元に配布いたしました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。

取消しの申出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、新川床金春議員からの発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

## △ 議案第68号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第3、議案第68号、令和5年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（東勝義） おはようございます。総務水道委員会へ分割付託されました、議案第68号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月5日、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、健幸・協働のまちづくり課所管分について。小牧宮農研修センターの改修工事は、

どのような内容かとの質疑に対し、外壁工事で、ひび割れ、モルタル浮き部分へのエポキシ樹脂の注入という内容であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市長公室所管分について。JR二月田駅のトイレ部分が無償で借り受けるという協議が整ったようだが、トイレの清掃業務委託はどのような契約かとの質疑に対し、10月中の再開を目指しており、毎年更新する1年契約と考えているとの答弁でした。

企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託料660万円とあるが、企業からの寄附額をどれくらいと設定しているのかとの質疑に対し、成果報酬型の委託を考えており、目標金額を3,000万円と設定しているとの答弁でした。

企業版ふるさと納税マッチング支援業務について、寄附額幾らに対して何%という手数料が決まっているのかとの質疑に対し、決まっていないが、例として、100万円の寄附額に対し20%、1,000万円の寄附額に対し40%など、寄附額により手数料も高くなるシステムでやっている事業者が多いようである。今後、事業者と協議をしていきたいと考えているとの答弁でした。

意見として、二月田駅のトイレについて、周辺住民や利用する高校生などの声も聴きながら、必要であれば仮設の洋式便座の設置も検討していただきたいというものと、企業版ふるさと納税のマッチング事業については良いことだと思うが、委託業者だけに頼るのではなく、県外で活躍されている指宿出身の方々が参加する郷土会などに市長等が参加し、企業版ふるさと納税のメリットをしっかりと理解してもらうようなチラシなどを作って、指宿市を支えてもらう取組もやっていただきたいというものがありました。

次に、総務課所管分について。市史編さんの完成は、いつ頃を目指しているのかとの質疑に対し、これから市史編さん委員会を設置して、協議しながら決めることになるが、担当部署としては、来年度から本格的に取り組み、5年かけて令和10年度に刊行するというような目標で進めたいと考えているとの答弁でした。

庁舎修繕について、主なものはどういったものがあるのかとの質疑に対し、今年度は、床の電気配線の修繕や停電した時に発電機に切り替える地下室の機械の修繕、トイレの修繕、北側別館の2階会議室の空調機の修繕である。今後は、消防点検をした後に出てくる消防機器の修繕なども想定されるとの答弁でした。

旧指宿市誌の厚さは10cm程度あったと思うが、旧開聞町、旧山川町も当然それに近いぐらいの厚さはあったと思われる。今度新しく作ろうとしている市史のボリュームはどれくらいになりそうかとの質疑に対し、山川町史と開聞町郷土史も、旧指宿市誌と同じぐらいの規模であるが、3冊を合わせて3倍にするということではなく、まとめて編集する部分もたくさん出てくると思われる。規模については、今後、編さん委員会で細かく決めていくということになると思うが、担当部署で考えているのは、サイズをA4判にして、600ページのものが2

冊と、それには載せないが、残さないといけない特筆すべきものを資料編として、別冊で何冊か出すというように考えている。今の段階では、正確にボリュームについて明示することはできないとの答弁でした。

意見として、市史の作成について、相当なボリュームになるということで、今から委員会を立ち上げてしっかりと決めていくということだが、過去の歴史なので、重複するところは当然一つにまとめても結構だが、あまりにも省略し過ぎて、先人たちがいろいろやってきた歴史が消えてしまうというようなことがないようにお願いしたいというものと、北側広場側のトイレについて、庁舎内にある水洗できれいなトイレにしてほしいとまでは言わないが、洋式トイレにし、壁も色を塗るなどして、見栄えのきれいなトイレにしていきたいというものがありました。

なお、デジタル戦略課、危機管理課、選挙管理委員会事務局、議会事務局の各所管分につきましては、人件費のみの補正であるため、説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（新宮領實）** 文教厚生委員会へ分割付託されました、議案第68号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、開聞支所市民福祉課所管分について。旧開聞児童館を撤去して整地するということが、再利用できる遊具はないのか。また、土地の利活用をどう考えているかとの質疑に対し、遊具は既に老朽化しており、使用できる状況ではない。用地については、興玉神社から借用していたものであり、返却する予定であるとの答弁でした。

施設の解体面積は何㎡で、工事費は幾らになるかとの質疑に対し、鉄筋コンクリート二階建ての建物が298.65㎡であり、2,600万円を見込んでいるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、生涯学習課所管分について。旧市民会館の解体工事は、どういう工程でそれぞれ幾らぐらいを見込んでいるのかとの質疑に対し、アスベストの除去工事が約1億2,100万円、大

ホールの解体工事が約1億4,300万円、管理棟ピロティ等の解体工事が約7,370万円、外構工事が約7,260万円と見込んでいたとの答弁でした。

市民会館の外灯は、どこに何本設置し、LEDになるのか。また、駐車場からの通路には設置しないのかとの質疑に対し、市民会館の玄関付近を照らすために、事務所の上のほうに2か所、LEDで予定している。通路の壁沿いには設置しないが、通路側も明るくなるように計画しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について。生活保護システム改修は、どういったものが行われるのかとの質疑に対し、被保護者の調査に関する項目の追加等によるシステム改修になる。月次や年次の帳票の項目追加、それに伴うオンライン機能の追加などであるとの答弁でした。

児童福祉費補助金の子育て生活支援特別給付金給付事業において、ひとり親以外となっているが、ひとり親はこの項目は該当しないのかとの質疑に対し、別枠で支給しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、学校給食センター、教育総務課、国保介護課の各所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

また、市民課、税務課、健康増進課、指宿商業高校の各所管分については、人件費のみの補正であるため、説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（田中健一）** 産業建設委員会へ分割付託されました、議案第68号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月7日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、土木課所管分について。豪雨により河川に堆積した土砂等の除去等を行うということだが、何箇所かの河川か。また、その他の河川についても、地区からの要望があれば、随時対応していくという考えかとの質疑に対し、今回の予算では5河川を実施する。その他の河

川については、区長や公民館長とも現場を確認し、市で対応しなければいけないということがあれば対応していきたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光施設管理課所管分について。ヘルシーランド大規模改修について、今後どのような工事を行い、期間はどれくらい掛かる見込みかとの質疑に対し、基本設計で示されたいろいろなプランを検証して、どういう形で改修をするか決定していくことになる。工事の期間については、担当課としては、来年の夏ぐらいに工事に入れればと考えているとの答弁でした。

かいもん山麓ふれあい公園活用検討プロポーザル委員会は、対外的に多くの方にかいもん山麓ふれあい公園をどのようにしていきたいかという意見を聴いて、方向性を決めていく委員会ということかとの質疑に対し、かいもん山麓ふれあい公園は、基本的に市が直営ですより、民間の事業者任せの方が経営がうまくいくのではないかと考えている。一般の方や民間の事業者など、広くかいもん山麓ふれあい公園をどう活用したいか、経営をしてみないかということで募集をかけていろいろな提案をいただいて、その中で一番いいのではないかとこのところにお任せをする方向で検討していきたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、農政課所管分につきましては、質疑、意見ともにありませんでした。

また、商工水産課、観光課、スポーツ振興課、建設監理課、都市・海岸整備課、建築課、農業委員会、耕地林務課の各所管分につきましては、人件費のみの補正であるため、説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第68号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。



よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第69号及び議案第70号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第4、議案第69号、令和5年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、及び、日程第5、議案第70号、令和5年度指宿市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（新宮領實） 文教厚生委員会へ付託されました、議案第69号及び議案第70号の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、2議案ともに質疑、意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第69号及び議案70号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第69号及び議案第70号の2議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第71号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第6、議案第71号、令和5年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算(第2号)について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○**産業建設委員長（田中健一）** 産業建設委員会へ付託されました、議案第71号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月7日、全委員出席のもと、審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、人件費のみの補正であるため、関係課への説明は求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○**議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第71号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 審査を終了した陳情（委員長報告、質疑、討論、表決）

○**議長（下川床泉）** 次は、日程第7、審査を終了した陳情を議題といたします。

陳情第10号は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○**文教厚生委員長（新宮領實）** 文教厚生委員会へ付託されました、陳情第10号について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月6日、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、不登校児童生徒のためのフリースクールであり、とても大事なことではないかと思うので、採択すべきで

あるという意見と、不登校の状況や理由が複雑化・多様化している中で、子供たちのために学べる場の支援、経済的支援も必要という立場から、採択すべきである、という意見が出され、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、松下知恵議員。

**○2番議員（松下知恵）** 陳情第10号の委員長報告は採択ではありますが、不採択の立場から討論を行います。

私も文教厚生委員の1人であります。去る9月6日に本陳情を審査いたしました。しかし、採決をするには時期尚早と考え、継続審査をと動議を出しましたが、採決の際に異議を唱えなかったため、全員一致で採択となりました。全国的に不登校の児童生徒が増えてきています。そういう児童生徒の受け皿として、各市町村が運営する適応指導教室があり、本市におきましても、なのはな教室・ツマベニ教室と2つの適応指導教室があります。しかし、そこにすら通えない児童生徒がいるということも事実で、その受け皿としてフリースクールがあることは、本当にありがたいことです。フリースクールに通い、夢を見つけ、新たな一歩を踏み出せたという事例もあります。フリースクール自体は、本当に素晴らしい事業だと思っております。しかし、経済的支援を制度化するとすると、そこには問題があるのではないのでしょうか。経済的支援となると、そこに税金を投入するということであって、既に公的な適応指導教室に税金が使われております。そこに新たにフリースクールに税金を投入することになると、そこは税金の使い方の方向としての判断は慎重にしていけないのではないかと考え、継続審査を申し出ました。陳情の趣旨に、子供たちが抱える課題は多岐にわたるため、多忙な現場の先生方だけでは対応が難しいのが現状であるとありますが、実際、どのような経営理念、教育方針のもと、子供たちが抱える課題に取り組んでいらっしゃるのか、きっちりとした経営計画などもお伺いし、また、なぜ市の適応指導教室に行けないのか、児童生徒たちが学校に行けない原因、学校側の問題、家庭の問題の解決に向け、どのような努力をされているのかなど審査して判断をするという、それくらいの慎重さをもってして採決すべきだと考えます。血税とも言える税金を使うのですから。また、フリースクールは良いことだからと簡単に経済的支援制度が拡大していき、今後、雨後の筍のように、我も我もとフリースクールが増えていくようなことになれば、日本の義務教育制度の崩壊にもつながっ

ていくのではないかと危惧されます。フリースクール自体は必要でも、フリースクールそのものが巨大化し、本来の義務教育の目的を失わしめるところまでいってはならないと思います。

このような理由から、陳情第10号を採択することに反対いたします。

これをもちまして、反対討論といたします。

**○議長（下川床泉）** 次に、新川床金春議員。

**○14番議員（新川床金春）** 陳情第10号、不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める陳情に賛成の立場で討論させていただきます。

指宿市の不登校児童生徒は、平成29年度・30年度・令和元年度は30人台後半だったのが、令和2年度は59人、令和3年度は60人、令和4年度は66人と大分増えてきているようです。児童生徒は、家庭環境や学校での対人関係の問題及び虐待やいじめ問題などで不登校になる児童が多いようです。市では、不登校児童生徒が学校外の民間施設において個別又は集団で指導を受ける場合の指導要録上の出席の取扱いについて依頼文書を出しております。市教育委員会教育長名で各学校に宛てていると伺っています。フリースクールの場合、どのような学習をしているか、見取りがしっかりしていれば、市では学校長が全て出席扱いとしているということを聞きました。文教委員会の審査の過程で、不登校児童生徒のためのフリースクールは大事なことであると思います。また、不登校の状況や理由が複雑化・多様化している中で、子供たちのための学べる場の支援、経済的支援が必要だという立場の方もいました。さらに、今後長い人生を歩いていかなければいけないし、親御さんとしても大変な思いで頑張っていらっしゃると思います。こども庁というのができているが、子供に対する投資の在り方ということを考えていかないといけないという3名の議員が採択の意見を述べております。皆さん、日本国民には大きな義務があります。教育の義務、勤労の義務、そして納税の義務があります。その中の教育の義務は、憲法26条第1項、全ての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。2項、全ての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。日本国民の三大権利として生存権、教育を受ける権利、参政権がありますが、権利は放棄することができますが、義務は放棄できません。フリースクールに対して、国からの補助金は現状ではないが、全国の自治体の判断によって、ある程度の基準を設けたうえで事業者と利用者に対して補助金を交付しているところもあります。陳情の趣旨は、1、フリースクール等の民間施設を利用する保護者の利用等の負担を軽減するため、支援制度の確立を講じること。2、いわゆるフリースクール等民間施設の設立及び運営補助金の経済的支援を確立することとなっております。私はこれまで、PTA会長いろいろなことをやりましたが、市内にはたくさんの子供が悩んでおります。その子供たちのために、いろいろできることはしていけないといけないと思います。市内の児童2,801名の中に、不登

校や不登校傾向の児童を含めると約3%いることが分かりました。教育を受ける義務・権利を大切に、児童生徒の長い人生を考え、誰一人として取り残すことがない社会を構築していきたいと私は思います。議員の皆さんの家族や支持者の家族の中に、不登校に悩んでいる方がいると思います。そういう方が市内にたくさんいることを十分御理解いただきたいと思えます。再度申し上げます。国民には大きな義務が3つあり、教育の義務、勤労の義務、そして納税の義務があります。憲法26条第1項、全ての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有します。私たち議員は、市内の児童生徒の約3%の方々に夢や希望を提供することが使命で、夢や希望を阻止する権利は議員にはないと考えます。

全ての議員の御理解と御賛同をよろしく願いしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

**○議長（下川床泉）** 次に、高田チヨ子議員。

**○16番議員（高田チヨ子）** 陳情第10号について、反対討論を行います。

この陳情第10号、不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める陳情書について、9月6日に行われました文教厚生委員会において、教育委員会より説明をお聞きして、いろいろと質疑をいたしました。その時点では、不登校の児童生徒のためにフリースクールで学習を行うということはとても大事なことではないか、子供たちのために良い事業ではないかと思ったことから、賛成をいたしました。しかし、その後、このフリースクールの事業について、もっと詳しく説明をお聞きしました。すると、フリースクールで不登校の子供たちに多様な学習を教えること自体は素晴らしいことではあるが、現状では、まだ国もテーブルの上にも載っていないこと、県内でも、まだ自治体がこのフリースクールに助成をしているところはないこと、さらに、フリースクールへの財政支援につきましても、国は公の支配に属さない教育の事業に対する公金の支出を禁じている憲法89条との関係などから、慎重に考えていく必要があるとしており、県もこうした考え方を踏まえる必要があると考えているようであります。私は、委員会の質疑の中で、勉強不足のまま賛成という結論を出してしまったこと、陳情者に対しても期待を持たせるようになってしまったこと、本当に申し訳なくお詫びいたします。今後は、この陳情を市に提出するのではなく、国に要望をしていく方がいいのではないのでしょうか。

このような理由から、陳情第10号について、反対いたします。

**○議長（下川床泉）** 次に、田中健一議員。

**○9番議員（田中健一）** 陳情第10号について、反対の立場で討論を行います。

陳情第10号は、市内の不登校児童生徒に対して、多様な学習機会の確保と経済支援制度の確立を求めるものであります。本市も以前より、不登校児童生徒対策として、市内に2か所、なのはな教室、ツマベニ教室でスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー

による子供たちへの支援・指導に努めているなどの説明をお伺いしております。ですが、さらに該当する児童生徒に向き合って、不登校児童をゼロに向けて、陳情者の思いについても、子供を思う心を大事にいただき、教育委員会、行政が応援できることがあれば積極的に応援していただきたいと思っております。

そのうえで、今回陳情のフリースクール設置においては、国は公の支配に属さない教育の事業に対する公金の支出を禁じている憲法との関係などから、慎重に考えていく必要があると思っておりますので、陳情第10号に反対いたします。

**○議長（下川床泉）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

**○17番議員（前之園正和）** 陳情第10号、不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める陳情書であります。採択すべきとの立場から討論をいたします。

不採択にすべきとの立場からの討論がありましたが、主な内容としては、不登校児童生徒に対する支援策としてのフリースクールの意義や必要性については、これを肯定されていたのではないかと思います。問題としたのは、憲法第89条との関係、その後段に触れるので採択はできないというものだったかと思っております。そこで、採択を主張するに当たり、陳情内容と憲法第89条との関係を中心に討論を展開したいと思います。憲法第89条は、公金その他の公の財産は宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属さない慈善、教育若しくは博愛の事業に対して、これを支出し、又はその利用に供してはならないとなっております。それでは、陳情の最後にある、いわゆるフリースクール等民間施設の設立及び運営補助金等経済的支援制度の確立を講じることが憲法に触れるかどうかであります。憲法の基本原則の一つである政教分離の原則は、憲法第20条1項後段及び第20条3項、第89条の規定のことを指しています。ですから、もともと憲法第89条は、政教分離の原則の条文であります。条文をよく読むと、規制されているのは、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のためであり、宗教に関わらないものまで全般的に広く支出してはならないと規制しているものではないと読むべきであります。公の支配しない事業として、フリースクールも私学も同じと思いますが、私学への助成は現に存在をし、私学助成は、憲法第89条との関係において、合憲との解釈が多数を形成しています。陳情は、どんな子にも学習機会の確保と教育の機会均等を求める立場からのものであります。教育の機会均等は、憲法26条や教育基本法などでも繰り返し保障されているものであります。憲法第89条は、政教分離のための条文であり、公の支配しない事業への援助を全て規制するものではないと解釈するのが妥当であり、多数者の意見と考えることから、陳情は憲法89条には触れず、採択すべきと考えます。また、憲法に触れるから自治体での援助に疑問を呈しながら、国への要望という言葉もありましたが、地方自治体の援助は憲法に触れ、国への要望、国の

援助は触れないのかという自己矛盾にもなっているのではないかという疑問も残ります。審査をした文教厚生委員会では、その時点では全員一致で採択だったとの委員長報告でした。憲法との関係が整理されれば、当然ながら採択すべきものとして賛同いただけるものと思います。

このことを訴えまして、討論といたします。

**○議長（下川床泉）** ほかにありませんか。

**○4番議員（前原五男）** 私は、委員会では自分の考えとして、先ほどから同僚議員が話しますように、教育の機会均等、そして、保護者の負担軽減。そのようなことを考えて、採択すべきだろうということで採択の方に回りました。しかし、帰ってからいろいろと勉強させていただきました。その中に今、憲法論とか教育基本法とかいろいろ勉強した結果、今の状態ではちょっと早いんじゃないかというのと、それから、ここで私話していますけれども、何もこの陳情の中身が悪いということじゃないんです。いわゆる憲法論と法律論からいけば、まだ時期尚早だという考え方なんです。したがって、今ある社会支援、いわゆる児童福祉、教育委員会その担当部署とよくそこの保護者とか相談をされて、どのような教育をしていけばいいのか、その辺を重々ですね、一生懸命みんなと一緒に頑張っていただきたいという思いでございます。

したがって、今回については不採択という方向に私はいたしたいと思っております。

**○議長（下川床泉）** ほかにありませんか。

**○8番議員（恒吉太吾）** 陳情第10号、不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める陳情書に対して、賛成の立場から討論させていただきます。

私も、文教厚生委員会の一員としまして、この陳情を取り扱ってまいりました。その中で、やはり気になったのがこの設立の問題がありまして、やはり法律との問題、第89条との関連から慎重に取り扱うべき事案ということについては、重々承知をしております。しかしながら、他自治体におきましては、設立に関するいろいろな準備であったり、借上げに関しても補助をいたしておる自治体もあるように思っております。そして、何より私は、政治家、議員の前に一人の父親でもあります。自分の子供を持った時に、こういう学べる場、居場所があればもっと違う人生があったんじゃないか、子供が楽しめる環境が作れたんじゃないかという親としての気持ちもでございます。やはり子供たちのために、市でも適応指導教室開放していただいておりますが、それ以外の環境づくり、居場所づくりも進めていくべきだという立場から、賛成討論といたしまして、討論を終わらせていただきます。

**○議長（下川床泉）** ほかにありませんか。

**○10番議員（吉村重則）** 陳情第10号、不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のため経済的支援制度の確立を求める陳情書を、採択する立場から討論いたします。

私は、この不登校の問題も今回議会で一般質問を行いました。その中で、週に1回、月に1

回、学期で1回登校する子供たちも多数いるという答弁もなされました。適応教室が2つある中で、不登校の方々も救われている部分もあります。しかし、それ以外の子供たちは、本当にこのまま見捨てていいのかどうか。学校自身が子供の居場所としての教育内容であれば、子供たちは登校すると思います。しかし、全国の不登校のアンケートの中でも、結果として70,80,90%が行政の方に相談をして重圧を感じているわけですよ、子供も親も。それに対して、不登校の親の会とかフリースクールに相談をすれば、安心した、子供も安心しているという全国のアンケートでも出ているわけですよ。一人残らず子供を救っていくためにも、経済的な理由でスクールに通えない子供たち、指宿市もいるわけです。国や県が取り組んでいないのであれば、指宿市が率先して子供一人も取り残さない立場で取り組んでいてもらいたいという立場で、賛成討論といたします。

**○議長（下川床泉）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第10号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（下川床泉）** ただいまの採決につきましては、起立者の多少が認定できません。

よって、会議規則第70条第2項の規定により、陳情第10号は、記名投票により採決いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時07分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、陳情第10号の採決を記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

**○議長（下川床泉）** ただいまの出席議員は、16人であります。

投票札を配布いたします。

〔投票札配布〕

**○議長（下川床泉）** 投票札の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 配布漏れなしと認めます。



投票箱を改めます。

[投票箱確認]

○議長（下川床泉） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。

本件を可とする諸君は白票を、否とする諸君は青票を、職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

[投票]

○議長（下川床泉） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開場]

○議長（下川床泉） これより、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、議長において、開票立会人に山本敏勝議員、東勝義議員、西田義哲議員を指名いたします。

よって、立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（下川床泉） 投票結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、白票8票、青票8票、以上のおりであります。

[記名投票結果]

・賛成（白票）を投じた議員

5番 東 勝義、7番 新宮領 實、8番 恒吉 太吾、10番 吉村 重則  
11番 東 伸行、13番 井元 伸明、14番 新川床金春、17番 前之園正和

・反対（青票）を投じた議員

2番 松下 知恵、3番 山本 敏勝、4番 前原 五男、6番 西田 義哲  
9番 田中 健一、12番 西森 三義、15番 福永 徳郎、16番 高田チヨ子

○議長（下川床泉） ただいま報告いたしましたとおり、可否同数であります。

よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において、陳情第10号に対する可否を裁決いたします。

陳情第10号について、議長は、採択と裁決いたします。

## △ 閉会中の継続審査について

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第8、閉会中の継続審査について、を議題といたします。

決算特別委員長から、目下、委員会において審査中の議案第60号から議案第67号までの8議案については、会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

決算特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

#### **△ 報告第6号、報告第7号、議案第72号及び議案第73号一括上程**

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第9、報告第6号、指宿市の令和4年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、から、日程第12、議案第73号、令和5年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、までの4議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### **△ 提案理由説明**

**○市長（打越明司）** 今回、追加して提案いたしました案件は、財政の健全化判断比率の報告に関する案件1件、公営企業の資金不足比率の報告に関する案件1件、条例に関する案件1件、補正予算に関する案件1件の計4件であります。

まず、報告第6号、指宿市の令和4年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、及び、報告第7号、指宿市の令和4年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について、であります。

この両案は、本市の令和4年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて議会に御報告するものであります。

次に、議案第72号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。

本件につきましては、議会をはじめ、市民の皆様方に、今回作成いたしました経営改善計画への理解と御協力を求めていくために、また、市職員の皆さんにも、今回なぜ三役は給与を減額しているのかを深く受け止めていただき、一丸となって経営改善に取り組んでいただくために、さらには、私ども三役がこの計画の達成に向けて先頭に立って責任を果たしてい

く決意を示すためにも必要であると考えまして、特別職の職員の給与月額を減額しようとするものであります。

改正の内容は、提出議案の4ページにお示ししましたとおり、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの6か月については、市長である私の給料月額の15%を、副市長及び教育長の給料月額の10%を減額しようとするものであります。

このほかの議案や詳細な内容につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（坂元一博）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案につきまして、御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

まず、報告第6号、指宿市の令和4年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、であります。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、前年度の決算に基づく健全化判断比率として、4つの指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率をそれぞれ毎年度算定し、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。また、本市の比率の状況と併せて、早期健全化基準と財政再生基準についてもお示ししております。この基準の内容等につきましては、本議案の参考資料を提出しておりますので、参照していただきますようお願い申し上げます。

それでは、指宿市の令和4年度決算に基づく財政の健全化判断比率である4つの指標について、御説明申し上げます。

1つ目の実質赤字比率ですが、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、実質収支額は赤字でないため、数値なしとなりました。

2つ目の連結実質赤字比率ですが、一般会計等や公営事業会計に係る実質収支合計額における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、実質収支合計額が赤字でないため、数値なしとなりました。

3つ目の実質公債費比率ですが、公債費に特別会計及び一部事務組合の公債費に充当された出資金等を加えた実質的な公債費の標準財政規模に対する比率の3か年平均値で、9.2%となりました。

4つ目の将来負担比率ですが、地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債の繰入見込額、一部事務組合の起債の負担見込額、職員の退職手当支給見込額、第三セクター等への損失補償見込額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、32.3%となりました。

早期健全化基準及び財政再生基準は、財政健全化法に基づき財政の早期健全化及び財政の再生を図るための計画を、議会の議決を経て策定のうえ、計画実施の推進を図るための財政

上の措置を講ずることとなる基準であります。本市の比率は、いずれもこの基準を下回っているところであります。

次は、提出議案の2ページを御覧ください。

報告第7号、指宿市の令和4年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について、であります。

本案は、報告第6号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業ごとの資金不足比率を毎年度算定し、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。また、本市の資金不足比率と併せて、経営健全化基準についてもお示ししておりますが、これは、報告第6号で説明いたしました早期健全化基準に相当するものであります。

それでは、指宿市の令和4年度決算に基づく公営企業ごとの資金不足比率について、御説明申し上げます。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるかを示した比率で、まず、地方公営企業法が適用される水道事業会計、公共下水道事業会計、温泉供給事業会計については、資金不足でないため、数値なしとなりました。

次に、地方財政法により特別会計を設けて運営する公営企業で、地方公営企業法が適用されない唐船峡そうめん流し事業特別会計については、資金不足でないため、数値なしとなりました。

経営健全化基準は、財政健全化法に基づき公営企業の経営の健全化を図るための計画を議会の議決を経て策定のうえ、計画実施の推進を図るための財政上の措置を講ずることとなる基準であります。本市の比率は、いずれもこの基準を下回っているところであります。

次は、提出議案の5ページを御覧ください。

議案第73号、令和5年度指宿市一般会計補正予算（第5号）について、であります。

別冊の令和5年度指宿市一般会計補正予算、予算に関する説明書（第5号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,781万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を273億7,662万3千円にしようとするものであります。

第2条で、地方債の補正をするものであります。

内容につきましては、7ページの第2表、地方債補正でお示しのとおり、事業債の追加と限度額を変更するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出から御説明いたしますので、15ページを御覧ください。

款5農林水産業費、項2林業費から、17ページの款10災害復旧費、項5その他公共施設災害復旧費の補正額の合計3,781万5千円の補正につきましては、8月8日から9日にかけて本市に接近した台風6号による市道・農道・各公共施設等の災害復旧に係る補正であります。詳細

につきましては、別冊の災害復旧費に関する参考資料に記載しておりますので、御参照ください。

次に、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款19繰入金3,001万5千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として、財政調整基金からの繰入金であります。

款22市債780万円の補正につきましては、説明欄にお示しの災害復旧に係る市債であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時39分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 報告第6号及び報告第7号（質疑）

○議長（下川床泉） これより、質疑に入ります。

まず、報告第6号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第6号は終了いたしました。

次に、報告第7号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第7号は終了いたしました。

#### △ 議案第72号及び議案第73号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次に、議案第72号及び議案第73号の2議案について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○17番議員（前之園正和） 提案説明があり、財政健全化推進の一環としてとのことですが、期間を6か月とした理由は何かお伺いします。市長の任期中の期間に合わせてもよかったのではないかと思いますので、伺うところです。

○**総務部長（坂元一博）** 6か月ということでございますけれども、年度ごとの市政運営や財政状況を勘案して判断したところでございます。

○**17番議員（前之園正和）** 減額にした過去の実績といいますか、を見ますと、平成22年度から平成26年度の5年間と、市長・副市長・教育長についてですが、5年間10%減額したということもあったという資料が示されておりますが、5年間ということは、市長の任期をまたいでということになるわけです。今、財政上のことからということであれば、6か月で好転と言いますか、6か月で足りるという判断なのかどうか。次期市長がどなたがなられるにせよ、引き続き市長がやられるにしても、先のことについては減額を拘束しないとしても、今の自らの決意として示すならば、今期中に合わせるということも考えてもよかったのではないかと思いますので、そういう点から伺います。

○**総務部長（坂元一博）** 今回、経営改善計画も策定しております。先ほども申し上げましたけれども、市政運営や今後の財政状況を勘案して、判断していきたいと考えております。

○**17番議員（前之園正和）** 6か月間で財政的目標が達成できるんですかということなんですよ。でないならば、任期中ということも考えてもよかったんじゃないかということですので、そういう立場でお答えいただきたいと思うんですが、全く検討されなかったんですか。

○**市長（打越明司）** 議員の御質問は、一定の理解は私もいたします。今回は、三役の減額ということで提出させていただきましたので、実は、私以外の二役については、この来年3月31日が任期となっております、その先のことについては、その時点で判断をするというふうにさせていただきました。なぜこのパーセントにしたかということも含めてお話をさせていただければ、現在の指宿市の財政の状況という位置付けが、ちょうど県下では、残念ながら18位か19位ぐらいに置かれているという認識でありますので、そこに自分が位置するのが適当であろうということで、現在のこの給与額が、県下で第19位と、19市中19位ということで、その金額にさせていただきました。来年以降につきましては、この財政と言いますか、経営健全の計画がどのように進捗しているかということ、年度年度での決算における指宿市の財政の位置付けということを勘案しながら、目標としてはちょうど中位ぐらいの市を目指すと、19市の中の10位前後、上にも下にもちょうど9市ぐらいを目標にしながら、これまでの従来の給与額というのはちょうど中位程度にありましたので、そこに経営改善を進めながら、一刻も早く市全体として、サステナブルな持続可能な財政状況をつくっていくということを一日も早く達成していきたいという願いで、そこを目標にしながら進めていきたいと思っております。来年度以降については、その時に適切な判断をさせていただくというふうに思っておりますので、この決意やそのものが揺らぐものではないということでありまして。どうぞそのことを受け止めたうえで、議会でも御協力をいただきますように重ねてお願いをしておきたいと思っております。

○**議長（下川床泉）** 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第72号及び議案第73号の2議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第72号及び議案第73号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第72号及び議案第73号の2議案を一括して採決いたします。

2議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第72号及び議案第73号の2議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 閉会中の継続調査について

**○議長(下川床泉)** 次は、日程第13、閉会中の継続調査について、を議題といたします。

産業建設委員長から、所管事務調査を行うため、会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

産業建設委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、産業建設委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### △ 議員派遣の件

**○議長(下川床泉)** 次は、日程第14、議員派遣の件、を議題といたします。

本件は、11月7日、鹿児島市で開催されます、鹿児島県町村議会議長会主催の議会広報研修会及び11月に開催予定の議会報告会への議員派遣について、会議規則第167条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議員派遣の件につきましては、お手元に配布してあります議員派遣書のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布いたしました議員派遣書のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

#### △ 閉議及び閉会

**○議長(下川床泉)** 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、あわせて、令和5年第3回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時48分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 前之園 正 和

議 員 松 下 知 恵



## 参 考 资 料

# 議 員 派 遣 書

令和5年9月29日

次のとおり議員を派遣する。

○ 目 的 議会広報紙作成に係る研修会参加のため

1 鹿児島県町村議会議長会主催の議会広報研修会

- (1)派遣場所 鹿児島市
- (2)期 間 令和5年11月7日（1日間）
- (3)派遣議員 中村 昭二 議員  
松下 知恵 議員  
山本 敏勝 議員  
西田 義哲 議員  
恒吉 太吾 議員  
西森 三義 議員

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。

# 議 員 派 遣 書

令和5年9月29日

次のとおり議員を派遣する。

## ○ 目 的

市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を開催するため

### 1 指宿市議会基本条例第12条の規定に基づく議会報告会

- (1) 派遣場所 指宿市内
- (2) 期 間 令和5年11月（数回）
- (3) 派遣議員 議長ほか17人

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。